

若 狭 湾 沿 岸

海 岸 保 全 基 本 計 画

(案)

令 和 年 月

福 井 県

目 次

1. 海岸保全基本計画の策定について	1
1.1 海岸保全の基本理念	1
1.2 計画対象範囲	2
2. 海岸の保全に関する基本的な事項	4
2.1 若狭湾沿岸の海岸の現況	4
2.1.1 防護面から見た海岸の現況	4
2.1.2 環境面から見た海岸の現況	7
2.1.3 利用面から見た海岸の現況	10
2.1.4 ゾーン区分と各ゾーンの問題点・課題	13
2.1.5 沿岸の問題点・課題のまとめ	18
2.2 海岸保全の方向および施策	19
2.2.1 海岸保全の方向	19
2.2.2 若狭湾沿岸の海岸防護の目標	20
2.2.3 防護・環境・利用に関する施策	22
3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	35
3.1 海岸保全施設の整備の考え方	35
3.1.1 海岸保全施設を整備しようとする区域	35
3.1.2 海岸保全施設の種類・規模・配置	36
3.1.3 海岸保全施設による受益の地域とその状況	36
3.2 海岸保全施設の整備内容	37
3.2.1 気候変動の影響が高い地区海岸	37
3.2.2 越前海岸ゾーン	40
3.2.3 敦賀湾ゾーン	47
3.2.4 美浜ゾーン	51
3.2.5 三方・小浜ゾーン	57
3.2.6 小浜湾ゾーン	62
3.2.7 大飯・高浜ゾーン	68
3.3 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	73
3.3.1 海岸保全施設の維持又は修繕の考え方	73
3.3.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置	73
4. 海岸の環境保全など管理に関する事項	74
4.1 日常的な管理に関する事項	75
4.2 環境問題への対応	76
4.3 啓発活動	76

5. 海岸保全基本計画の実施に当たって	-----	77
5.1 計画実施時に配慮すべき事項	-----	77
5.2 計画実施における組織体制および事務分掌	-----	80

□ 参考資料

1. 若狭湾沿岸海岸保全基本計画改定履歴	-----	参考-1
2. 改定フロー及び委員構成（令和8年7月）	-----	参考-2
3. 策定フロー及び委員構成（平成14年6月）	-----	参考-4
4. 用語の説明	-----	参考-6
5. 福井県のすぐれた自然情報図1999	-----	参考-14
6. 計画外力に関する事項	-----	参考-15
7. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	-----	参考-17

1. 海岸保全基本計画の策定について

1.1 海岸保全の基本理念

平成 11 年 5 月 28 日に公布された「改正海岸法」では、これまでの“被害からの海岸の防護”に加えて、“海岸環境の整備と保全”および“公衆の海岸の適正な利用”が法目的に追加され、防災・環境・利用の 3 つの面でバランスのとれた総合的な海岸管理を目指すこととされた。

さらに、平成 26 年 6 月 11 日に公布された「海岸法の一部改正」では、減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置づけや水門・陸閘等の操作規則等の策定、海岸保全施設の維持・修繕などが追加され、平成 26 年 12 月に施行された改正海岸法施行令において「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を定めることが明確化された。

今回、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和 2 年 7 月）を踏まえ、国が令和 2 年 11 月に「海岸保全基本方針」を変更、令和 3 年 7 月 30 日に海岸保全施設の技術上の基準を定める省令の一部が改正されたことにより、気候変動がもたらす影響への対応方針が示され、本計画を改定することとなった。

福井県では、国が策定した「海岸保全基本方針」に基づき、越前岬から京都府境までの延長約 339 km の若狭湾沿岸について、広域的な視点でとらえて「海岸保全基本計画」を策定し、各海岸の特性に応じた防護のための海岸保全施設の整備などはもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した総合的な海岸保全を推進していくものである。

若狭湾沿岸の海岸は、敦賀湾の一部を除くほぼ全域が国定公園に指定されている。越前加賀海岸国定公園と若狭湾国定公園の二つが敦賀湾を挟んで指定されており、多様性の富んだ生態系やきれいな海、さまざまな地形が織りなす海岸景観など、豊かな自然環境を有している。我々は古来よりこの優れた自然の恵みの恩恵を受けてきた。天然の良港である敦賀は大陸と千年以上も昔から往来があり、大陸文化を受け入れてきた。また、京都や奈良との結びつきが強かった小浜は、都への大陸文化の玄関口でもあり、若狭地方独特の伝統を形成していった。このように、若狭湾沿岸は海との結びつきが強く、海を中心として生活基盤を形成していった。

一方、自然豊かな若狭湾沿岸も冬季になると日本海特有の厳しい自然の脅威にさらされる。若狭湾沿岸の海岸背後には人口や資産、社会資本等が集積しており、低地においては冬季風浪による越波被害が、砂浜海岸においては砂浜の消失など著しい海岸災害がこれまでも数多く発生してきた。そのため、人命や資産を守るために越波防止のための護岸整備や砂浜の侵食防止対策等の海岸整備が進められてきた。

しかし、防災面からみた場合、未だ越波被害が発生している海岸や砂浜の侵食が進んでいる海岸があり、また、近年では、漂着ごみや利用客によるごみの投棄等の環境面や、錯綜する海岸利用、集落内や漁港、港湾等での違法駐車等の利用面においても様々な問題が発生している現状にある。

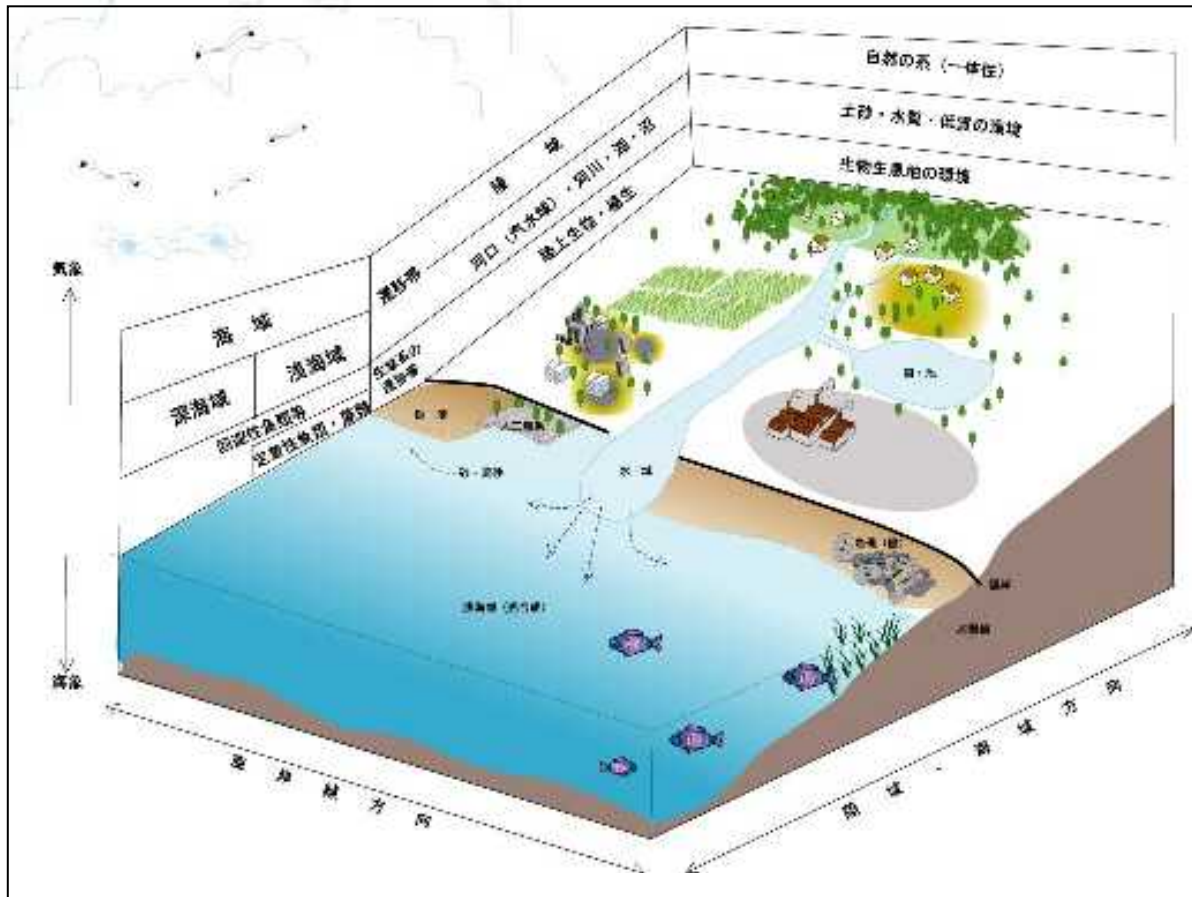
このような背景から、福井県では、安全で自然豊かな親しまれる海岸を次世代に継承していくことを目指して、今後の海岸保全においては、「**残された福井の豊かな自然環境を守る**」とともに「**防護の必要な海岸は、地域の利用を踏まえ、自然環境と調和した海岸の保全に努める**」ことを基本的な理念とする。

1.2 計画対象範囲

国が定めた「海岸保全基本方針」では、地形・海象面の類似性および沿岸漂砂の連続性に着目して、海岸保全基本計画を作成すべき「一体の海岸の区分(沿岸)」として、日本全国の海岸を 71 の沿岸に区分している(次頁参照)。

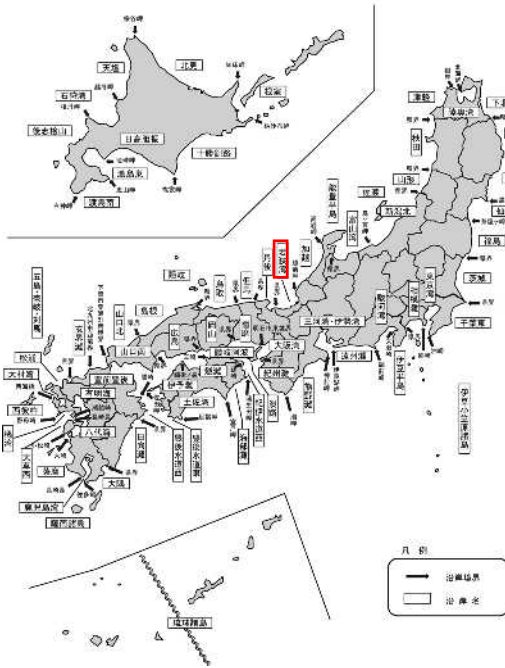
本計画の沿岸方向の対象範囲は、この沿岸区分に基づき、越前町の越前岬から高浜町の京都府境に至る延長約 339kmの海岸線とする。

また、岸沖方向の海岸の範囲としては、海岸事業を実施する「満潮線から内陸に 50m, 干潮線から沖合に 50mを原則とする海岸保全区域」が最小範囲となるが、河口から海岸に供給される土砂は河川流域における山地などから運ばれ、沿岸の生態系は河川流域の森林と深いつながりを持っていることが近年指摘されており、その影響範囲は広く、海岸線付近に生息・生育している動植物はその生態によって分布範囲が異なっていることから、海岸保全基本計画の策定に当たっては、防護・環境・利用の取組み(施策)の目的、内容、関連性等によって適切な範囲を設定、想定して検討を行うものとする。



海岸環境の関連する範囲のイメージ

日本沿岸区分図

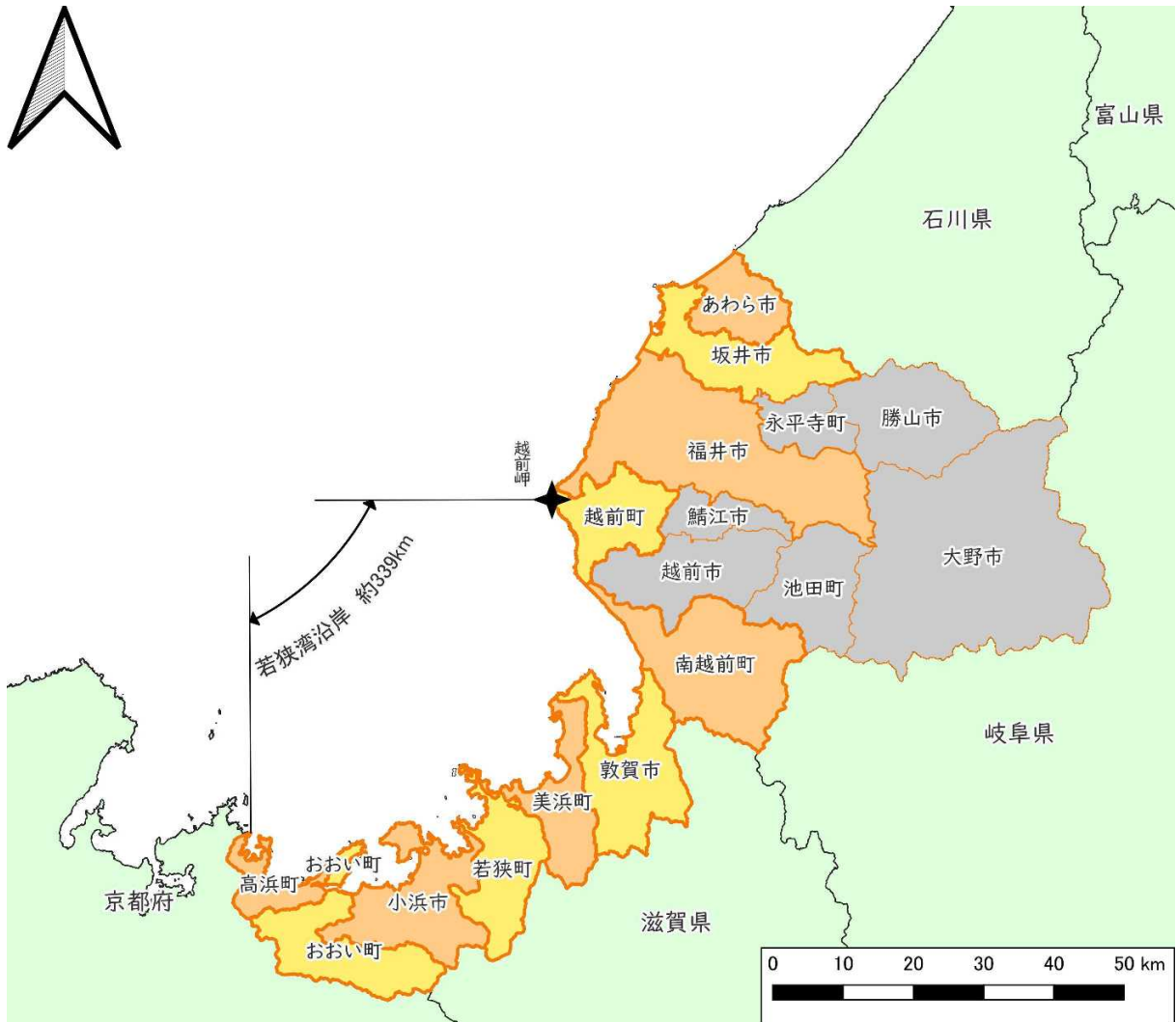


出典:国土交通省 令和6年度版海岸統計

若狭湾沿岸海岸保全基本計画 計画対象範囲

沿岸名	若狭湾沿岸
若狭湾沿岸範囲	越前岬～京都府境
沿岸市町 (2市6町)	越前町 (18,984m)
	南越前町 (19,648m)
	敦賀市 (57,367m)
	美浜町 (51,347m)
	若狭町 (29,565m)
	小浜市 (76,385m)
	おおい町 (34,727m)
	高浜町 (51,390m)
若狭湾沿岸 (総延長)	339,413m

(海岸線延長は令和6年度版(令和6年3月現在)
の海岸統計値を参照)



2. 海岸の保全に関する基本的な事項

2.1 若狭湾の海岸の現況

2.1.1 防護面から見た海岸の現況

(1) 海岸線の現状

若狭湾沿岸は岩礁海岸の延長が長く、人為的な影響を受けていない自然海岸が多く残されている。特に、越前町や南越前町の海岸では砂浜海岸は一部の区間のみで、ほとんどの海岸線が岩礁海岸である。砂浜海岸は延長の比較的長い海岸が美浜町や高浜町の海岸で見られるが、敦賀市や若狭町、小浜市、おおい町の海岸では延長の比較的短い砂浜海岸が、湾奥や半島・岬に囲まれた入り江に点在している。

(2) 侵食(海岸線の変化)の現状

① 砂浜海岸における海岸線の汀線変化

若狭湾沿岸では沿岸漂砂による広域的な砂の移動は小さい。

② 海岸保全施設の整備状況

海岸侵食の顕著な海岸では、突堤や離岸堤、人工リーフ等の海岸保全施設によって砂浜の維持・回復が図られている。また、砂浜の回復が見込めないところでは養浜、サンドバイパス・サンドリサイクル等によって砂浜の回復が図られている。

(3) 高潮・高波浪等への対応

① 沿岸の風、波、流れ

若狭湾沿岸では敦賀港において、気象、海象が観測されている。

〔風〕年間を通じてSSE方向が卓越しており、頻度は約26%である。また、風速10m/s以上の強風は、NNW方向が卓越している。

〔波〕敦賀港の波向は、夏の比較的穏やかな期間ではW~NNWの波向を示し、冬の高波浪時にはNWの波向がもっとも卓越する。

〔流れ〕若狭湾は湾口が広く、沖合を流れている対馬海流の影響を受けやすい。夏季は対馬海流の分枝が若狭湾に接近して流れることがあり、沿岸域で突発的な1ノット以上の強い流れが発生することがある。冬季は対馬海流の勢力が弱いいため、沿岸の流れは複雑である。

② 背後地の状況

若狭湾沿岸一帯では、概して海岸部の地盤高は高くなっているが、局所的には低地に集落が分布している。特に、敦賀湾や小浜湾の湾奥部には市街地を形成し、住宅地が密集しており、地盤高も低い。

③ 高潮・高波浪等による被害

若狭湾沿岸は、複雑に入り組んだ海岸線を有するリアス式海岸のため、天然の良港に恵まれている。しかし、夏季の台風通過時の風浪・高潮や冬季風浪による海岸保全施設への被害が一部で発生している。なお、過去において津波による大規模な被害は発生していない。

④ 海岸保全施設の整備状況

越波の顕著な海岸では、堤防・護岸により波の進入を防ぐとともに、必要に応じて消波工、離岸堤等の施設を設置し、冬季風浪などによる越波の低減を図っている。

越波対策状況



糠漁港海岸

侵食対策状況



三方海岸（食見地区）

防護面から見た現況



2.1.2 環境面から見た海岸の現況

(1) 生物の生育・生息環境

① 植物

若狭湾沿岸は敦賀湾の東側の一部を除くほぼ全域が国定公園（越前加賀海岸国定公園、若狭湾国定公園）に指定されており、貴重な自然環境が保全されている。沿岸部における貴重な植生は、半島や島嶼に多く分布しており、スタジイ林やタブノキ林等の照葉樹林が林冠を形成し、若狭湾の代表的な海岸景観を見せている。沿岸部の生育環境として重要なところでは、冠者島や蒼島（原生状態の照葉樹林）、気比の松原（アカマツ林）等がある。

② 動物

豊かな自然環境を有する若狭湾沿岸では全国的に貴重な鳥類や昆虫類の生息が確認されている。沿岸部における貴重な種として、鳥類ではクマタカ、ウミスズメ、クロサギ等が確認されている。また、鳥獣保護区が敦賀半島西岸一帯と岳山、三方五湖周辺において指定されている。

③ 藻場

若狭湾沿岸の海岸線は、その大半が岩礁性に富んだリアス式海岸であり、藻場はこうした岩礁性海岸を中心として、沿岸部のほとんどにわたって分布している。藻場に多く出現する海藻はホンダワラ属が挙げられ、本種を中心としたガラモ場が多く分布している。

(2) 多様な海岸地形、優れた海岸景観

① 多様な海岸地形

若狭湾沿岸は変化に富んだ海岸地形を有しており、越前町から南越前町にかけての海岸線は切り立った断崖が海にせり出しており、敦賀市以西では敦賀半島や常神半島等多くの半島からなるリアス式地形を形成している。

② 優れた海岸景観

若狭湾沿岸には優れた海岸景観が数多く分布しており、砂浜海岸では美浜海岸（竹波地区）が周囲に見られる岩礁とあわせて優れた景観を形成している。また、岩礁海岸では音海の断崖景観、立石岬や越前岬等の岬景観、および蒼島、烏辺島等の島嶼景観などの優れた海岸景観が見られる。

(3) 自然環境に対する人為的な影響

① 沿岸海域の水質

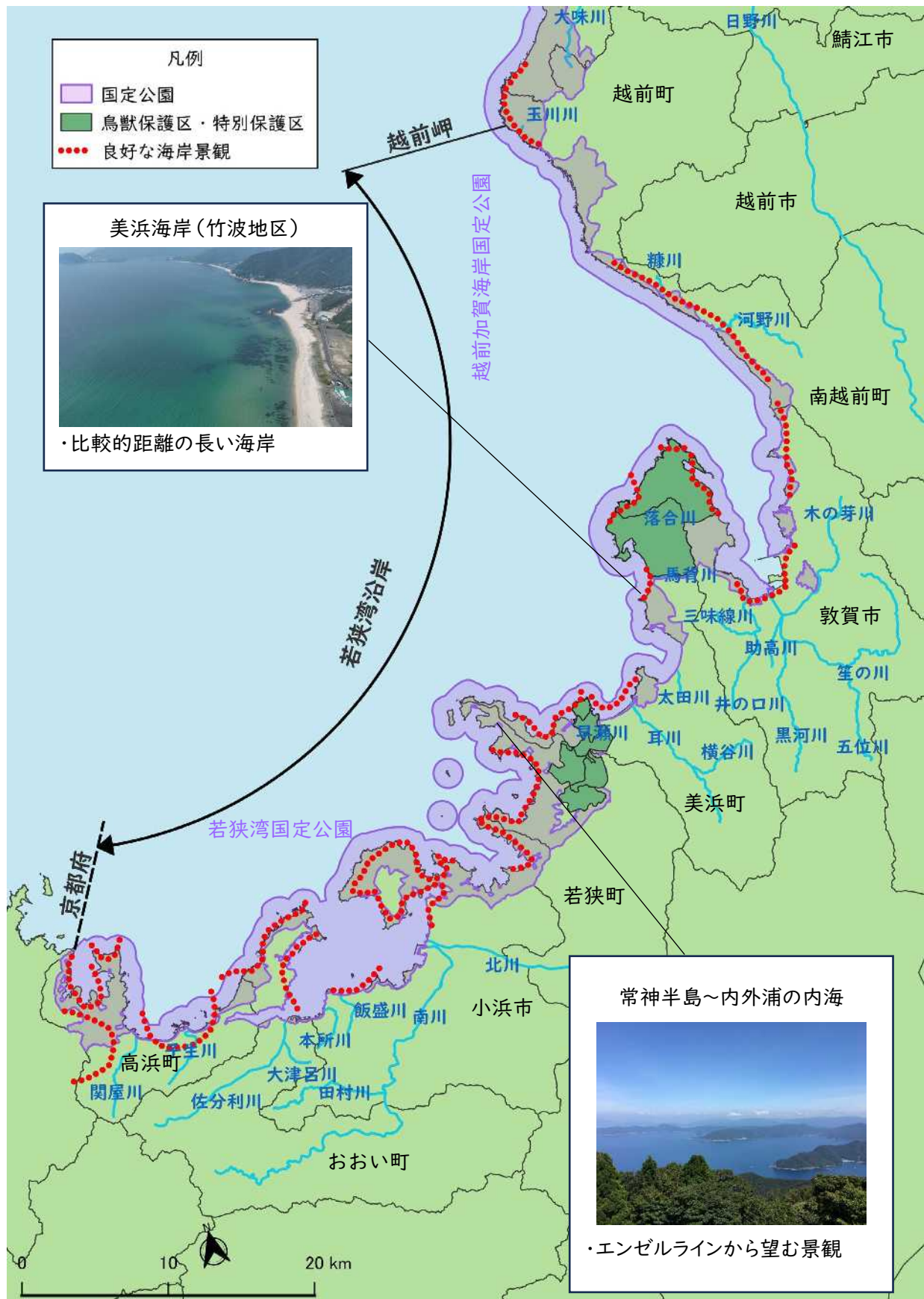
若狭湾沿岸はAA類型またはA類型に指定されており、環境基準値を満足し良好な水質環境を維持している。

② ごみの散乱

若狭湾沿岸一帯において沖合からの漂着物や海岸利用者が残していくごみ、河川から流出してくるごみ、故意のごみ投棄等、ごみの散乱が問題となっている。

ムサシアブミ群落	クロサギ
 ©浜口千秋	 ©山形則男
優れた海岸景観	
 美浜海岸（竹波地区）	

環境面から見た現況



2.1.3 利用面から見た海岸の現況

(1) 海岸整備と背後の土地利用

① 観光利用が進む海岸線

若狭湾沿岸には、越前岬や立石岬、常神半島、蘇洞門等の海岸景勝地が多数存在しており、全国的に著名な観光地である三方五湖や気比の松原等を加え、多くの人が訪れる観光地となっている。入り江や湾には多くの海水浴場が点在しており、竹波海岸や和田港海岸等は規模の大きい海水浴場として、駐車場や利便施設が整備されている。

② 海水浴利用

若狭湾沿岸には数多くの海水浴場が分布し、夏季の海水浴シーズンには県内を始めとして京阪神から約40万人の利用者が訪れる。厨海岸、敦賀港海岸（松島地区）、竹波海岸、和田港海岸、高浜海岸は、規模の大きい海水浴場として駐車場や利便施設が整備されている。また背後の地区には旅館・ホテル・民宿等が多く立ち並び、観光による地域振興に寄与している。

③ 背後の土地利用

越前町から南越前町にかけては崖が海岸線まで迫っており、局所的に存在する低地に漁港を中心として集落が分布している。また、海岸線には生活道路として重要な役割を果たす国道が位置している。敦賀市以西では敦賀平野や三方五湖一帯の美方低地、小浜平野に比較的規模の大きい低地があり、敦賀平野や小浜平野には市街地が形成され、人口が集中している。また、美方低地では集落が分布するほか農地として利用されている。一方、半島部では崖が海岸線まで迫っており、局所的に存在する低地に集落が分布しているが、利用されていない海岸が多い。

(2) 海浜周辺へのアクセス

① 車両による海岸へのアクセス

海岸へのアクセスとなる国道および県道については、山地が海岸に迫る若狭湾沿岸北部では、国道305号と国道8号が海岸沿いを走り直接のアクセス道路となっている。その他沿岸においても海岸沿いに国道や県道等の幹線道路が走るため、全般にアクセスは良好である。

② 水際線や前浜への歩行によるアクセス

海岸線には海岸付近を散策できるように遊歩道が設置されている区間がある。また、海水浴場に利用される砂浜海岸では、階段護岸やスロープなど、水際へのアクセスに配慮した整備もみられ、岩礁海岸では全般に水際に近づくのは困難であるが、海に面して幹線道路が通る海岸では、水際に出る階段などが設置されているところもみられる。

(3) 海岸利用および整備の現状

① 多様な海岸利用

港湾や漁港、観光地としての利用のほかに、海水浴や、スキューバダイビング、サーフィン、釣りといったマリンスポーツ等の利用もなされている。また、キャンプ場や公園等が整備されている。

② 海岸における利便施設

各地の海水浴場には、駐車場、トイレ、シャワー、休憩施設、売店等の利便施設が整備されている。また、観光地となっている岩礁海岸においても、休憩園地や駐車場、トイレが整備されている。

海水浴利用	階段
 和田港海岸（和田地区）	 敦賀海岸（東浦地区）
スロープ	休憩舎
 田烏漁港海岸	 和田港（岡津地区）

利用面から見た現況



2.1.4 ゾーン区分と各ゾーンの問題点・課題

若狭湾沿岸は、越前海岸から敦賀湾までと敦賀湾以西では海岸の地勢状況が大きく異なる。越前海岸側は比較的単調な岩礁海岸が続き、敦賀湾からは大小さまざまな半島からなるリアス式海岸で、複雑な海岸線の形状を呈した岩礁海岸が多く、その間には比較的延長の長い砂浜海岸や半島や岬に囲まれたポケットビーチが点在する。そのため、それぞれの海岸には自然環境や背後の土地利用等に応じた対策が必要である。

ゾーン区分に当たっては、前述の地形条件に主眼を置き、さらに自然公園指定区域の分布、背後の土地利用等、下記に示す項目を基に検討した。

ゾーン区分における検討項目

- ☆自然条件 : 海岸地形、自然公園区域、流入河川の位置
- ☆社会経済条件 : 背後の土地利用、港湾・埋立地、漁港等の位置



ゾーン毎の沿岸域の特性

ゾーン名	沿岸域の特性						
	市町村	海岸地形	主な流入河川	主な港湾・漁港	主な土地利用	自然公園	特徴
(水仙と岩礁の景勝ゾーン)	越前町 (18,984m)	越前岬					
			玉川川	越前漁港			
		岩礁海岸			国道305号	保安林	急峻な山地が海岸に迫っており、砂浜海岸はほとんどなく岩礁海岸が続いている。海岸線沿いには国道が位置しており、越前漁港などの漁港施設が点在している。
	南越前町 (19,648m)		糠川	糠漁港			
			河野川	河野漁港			
					県道大谷杉津線		
		砂浜海岸			国道8号		
		岡崎					
		岩礁海岸					
		岩礁海岸					
(港と白砂青松の交流ゾーン)	敦賀市 (57,367m)	埋立地	釜の川・黒河川・木の芽川・助高川・五位川	敦賀港		港湾施設	敦賀湾に面する海岸で、湾奥には敦賀市の市街地、重要港湾の敦賀港が位置しており、敦賀港の西側には気比の松原で有名な砂浜海岸があり、海水浴場としても県内有数の集客数を誇る。立石岬までの敦賀湾の西側においても一部砂浜海岸があるが、砂浜の幅は狭く、岩礁海岸が続いている。
		砂浜海岸	井の口川・三味線川			市街地	
		岩礁海岸			県道佐田竹波敦賀線	保安林	
		砂浜海岸					
		岩礁海岸			県道竹波立石磯間線		
		立石岬					
		岩礁海岸				保安林	
		砂浜海岸	落合川	丹生漁港			
		砂浜海岸	馬背川		県道佐田竹波敦賀線		
		弁天崎					
(砂浜と湖のコントラストゾーン)	美浜町 (51,347m)	岩礁海岸					
		砂浜海岸					
		城ヶ崎					
		砂浜海岸	太田川		国道27号	農地	
		岩礁海岸					
		黒崎					
		岩礁海岸					
		砂浜海岸	耳川・横谷川			農地	
		砂浜海岸	早瀬川	早瀬漁港			
		岩礁海岸				保安林	
		常神岬					

ゾーン名	沿岸域の特性						
	市町村	海岸地形	主な流入河川	主な港湾・漁港	主な土地利用	自然公園	特徴
(半島と三方入り江の景勝ゾーン)	若狭町 (29,565m)	常神岬					
		岩礁海岸		砂浜海岸点在		県道常神三方線	崖が海岸線まで迫り、岩礁海岸が続いているが、常神半島の西側海岸ではポケットビーチが点在する。 また、内外海半島の北側(外海側)は奇岩や洞窟の多い花崗岩の断崖が続く蘇洞門がある。
						保安林	
	小浜市 (76,385m)	松ヶ崎				国道162号	
		岩礁海岸					
		護岸	北川 南川・田村川	小浜漁港	国道162号	市街地	小浜湾に面する海岸で、湾奥の東側には小浜市の市街地、小浜漁港が位置している。湾内には湾口に面した海岸線で砂浜海岸が見られるが、岩礁海岸または人工海岸が多い。 小浜湾は半島に囲まれているため比較的静穏であり、湾奥の東側の海面は養殖場として利用されている。 大島半島の基部から鵜崎にかけては岩礁海岸が続いている。
		岩礁海岸			飯盛川 本所川	国道27号 JR小浜線	
		人工海浜					
		埋立地	佐分利川・大津呂川				
		岩礁海岸				和田港	
(砂浜のにぎわいと高断崖の景勝ゾーン)	おおい町 (34,727m)	岩礁海岸				保安林	
		鵜崎				県道赤礁崎公園線	
		岩礁海岸				保安林	
	高浜町 (51,390m)	砂浜海岸			和田港 子生川	国道27号 JR小浜線	鵜崎から和田港までは崖が海岸線まで迫った岩礁海岸が続いている。 和田港から関屋川までは一部岩礁があるものの、砂浜海岸が約6km続いており、砂浜の幅も広く、夏季には海水浴客でにぎわう。 関屋川から県境である正面崎までは岩礁海岸が続いており、特に、内浦半島の先端部にある音海断崖は最高260mの高さを有する海食崖である。
					高浜漁港		
					関屋川	県道音海中津海線	
		岩礁海岸				内浦港	
						港湾施設	
						保安林	
		正面崎					

■ゾーンごとの海岸の防護に関する課題

ゾーン			越前海岸ゾーン	敦賀湾ゾーン	美浜ゾーン	三方・小浜ゾーン	小浜湾ゾーン	大飯・高浜ゾーン
ゾーンの 地形的特徴			急峻な山地が海岸に迫っており、砂浜海岸はほとんどなく岩礁海岸が続いている。海岸線沿いには国道が位置しており、越前漁港などの漁港施設が点在している。	敦賀湾に面する海岸で、湾奥には敦賀市の市街地、重要港湾の敦賀港が位置しており、敦賀港の西側には気比の松原で有名な砂浜海岸があり、海水浴場としても県内有数の集客数を誇る。立石岬までの敦賀湾の西側においても一部砂浜海岸があるが、砂浜の幅は狭く、岩礁海岸が続いている。	立石岬から丹生漁港までは急峻な山地が海岸に迫っており、岩礁海岸が続いているが、丹生漁港から弁天崎にかけては砂浜海岸が広がっている。また、黒崎を挟んでそれぞれ約3kmの砂浜海岸があり、早瀬漁港から常神岬まではポケットビーチが点在するものの、ほとんどは崖が海岸線まで迫った岩礁海岸が続いている。	崖が海岸線まで迫り、岩礁海岸が続いているが、常神半島の西側海岸ではポケットビーチが点在する。また、内外海半島の北側（外海側）は奇岩や洞窟の多い花崗岩の断崖が続く蘇洞門がある。	小浜湾に面する海岸で、湾奥の東側には小浜市の市街地、小浜漁港が位置している。湾内には湾口に面した海岸線で砂浜海岸が見られるが、岩礁海岸または人工海岸が多い。小浜湾は半島に囲まれているため比較的静穏であり、湾奥の東側の海面は養殖場として利用されている。	鋸崎から和田港までは崖が海岸線まで迫った岩礁海岸が続いている。和田港から関屋川までは一部岩礁があるものの、砂浜海岸が約6km続いており、砂浜の幅も広く、夏季には海水浴客でにぎわう。関屋川から県境である正面崎までは岩礁海岸が続いており、特に、内浦半島の先端部にある音海断崖は最高260mの高さを有する海食崖である。
現況および問題点	海岸侵食	海岸線およびその変化	海岸線のほとんどが岩礁海岸であり、砂浜海岸は一部の区間で見られるのみで、砂浜の経年的な変化は小さい。	敦賀湾の湾奥および東側、西側の一部の区間で砂浜海岸がある。 松原海岸では保全施設の整備が進み、海浜も安定しつつある。	敦賀半島の西側に位置する竹波海岸は、砂浜幅は50m程度ある。 竹波海岸や佐田海岸、久々子海岸では、保全施設の整備が進み、海浜も安定しつつある。	砂浜海岸は半島や岬に囲まれたポケットビーチとして点在している。	和田港海岸（岡津地区）では人工海浜の整備が進んでいる。	和田港の整備後、砂浜海岸の形状が変化しており、和田港海岸の西側では保全施設の整備が進み、海浜が安定しているが、東側では局所的な侵食が生じている。 高浜海岸では海岸整備が進み、砂の堆積傾向が見られる。
		流入河川および海岸の漂砂機構	越前町では、玉川漁港や、越前漁港（大樟）へ、玉川川や大樟河川等の河川が流入している。 南越前町では、河野川や八田川、今泉川が、河野漁港、河野海岸へそれぞれ流入している。 急峻な崖および岩礁海岸がほとんどであるが、一部砂浜海岸があり、高波浪による侵食が見られる。	湾奥には黒河川、笙ノ川、木の芽川等の河川が流入している。 敦賀湾の湾内における砂浜海岸では沿岸漂砂による広域的な砂の動きは小さい。 湾の西側および東側にある砂浜海岸では高波浪による侵食が見られる。	竹波海岸へは、落合川や馬背川が、佐田海岸へは5河川の小河川が、久々子海岸には耳川がそれぞれ流入しており、比較的延長の長い砂浜海岸を形成している。 早瀬漁港へは、久々子湖からの流入河川が存在する。 比較的延長の長い砂浜海岸においては沿岸漂砂による広域的な砂の動きは小さい。	若狭町の遊子海岸、世久見漁港や、小浜市の田烏漁港、内外海漁港（泊地区）へ、小河川が流入しており、ポケットビーチを形成している。 砂浜海岸はポケットビーチとして地形的に囲まれた形状であり、沿岸漂砂による広域的な砂の動きは小さい。	小浜漁港へは、北川・南川の大きな河川が流入している。飯盛川は加斗海岸へ注いでいる。小浜市と大飯町の境にある和田港海岸（岡津地区）へは、佐分利川、本所川が流入している。 小浜湾内では比較的静穏であるため沿岸漂砂による広域的な砂の動きは小さいが、湾口から直接波が進入してくる海岸では高波浪によって侵食を受けている区間が見られる。	2河川が高浜漁港へ流入している。内浦湾の南側に位置する海岸へは、青葉山を水源とした河川が流入している。 和田港海岸、高浜海岸の比較的延長の長い砂浜海岸は、冬季風浪による東向きの沿岸漂砂が見られ、構造物の設置などによる海浜形状への影響が大きい区間である。内浦湾における砂浜海岸はポケットビーチとして地形的に囲まれた形状であり、沿岸漂砂による広域的な砂の動きは小さいが、高波浪によって徐々に侵食を受けている区間が見られる。
		海岸保全施設による現状の保全状況	侵食傾向が見られる砂浜海岸では砂浜の維持・回復を目的として離岸堤などの整備が行われている。	侵食傾向が見られる砂浜海岸では砂浜の維持・回復を目的として、突堤や離岸堤、人工リーフ等の整備が行われている。	侵食傾向が見られる砂浜海岸では砂浜の維持・回復を目的として、離岸堤や人工リーフ等の整備が行われている。	侵食傾向が見られる砂浜海岸では砂浜の維持・回復を目的として、突堤や離岸堤、人工リーフ等の整備が行われている。 また、遊子海岸や食見海岸等では養浜による砂浜の整備も行われている。	侵食傾向が見られる砂浜海岸では砂浜の維持・回復を目的として、突堤や離岸堤、人工リーフ等の整備が行われている。 また、和田港海岸（岡津地区）や大島海岸等では養浜による砂浜の整備も行われている。	侵食傾向が見られる砂浜海岸では砂浜の維持・回復を目的として、突堤や離岸堤、人工リーフ等の整備が行われている。 また、和田港海岸（和田地区）では養浜による砂浜の整備も行われている。
	高波浪等	越波状況	海岸線のほとんどが岩礁海岸であり、これらの自然の岩礁が消波機能を果たしている。	砂浜の侵食によって越波の防止機能が十分でない区間がみられる。	比較的砂浜の幅が広い海岸があり、越波の被害を比較的抑えられている。	海岸線の形状は岬や半島に囲まれた入り江が多いが、海底勾配が急であるため、高波浪が直接海岸線に襲来し、砂浜の侵食によって越波の防止機能が十分でない区間が見られる。	小浜湾の湾奥は半島に囲まれた形状であり、比較的静穏であるが、湾口に面した海岸線では、砂浜の侵食によって越波の防止機能が十分でない区間が見られる。	内浦湾の海岸および漁港施設は、リアス式海岸の入り組んだ地形の中に位置しており、そのような地形が、波浪の低減効果を有しているが、砂浜の侵食によって越波の防止機能が十分でない区間が見られる。
		海岸保全施設による現状の防護状況	冬季には高波浪が直接海岸線に襲来するため、越波が著しい。そのため、越波を防止する目的として護岸前面には消波工や離岸堤が整備されている。	侵食が進んだことにより、冬季の高波浪時には越波が生じている。そのため、越波が生じている区間では、離岸堤や突堤等が整備されている。	侵食が進んだことにより、冬季の高波浪時には越波が生じている。そのため越波が生じている区間では、離岸堤や突堤等が整備されている。 また、越波が著しい区間の護岸前面には消波工、離岸堤等が整備されている。	侵食が進んだことにより、冬季の高波浪時には越波が生じている。そのため越波が生じている区間では、離岸堤や突堤等が整備されている。 また、越波が著しい区間の護岸前面には消波工、離岸堤等が整備されている。	侵食が進んだことにより、冬季の高波浪時には越波が生じている。そのため越波が生じている区間では、離岸堤や突堤等が整備されている。 また、越波が著しい区間の護岸前面には消波工、離岸堤等が整備されている。	侵食が進んだことにより、冬季の高波浪時には越波が生じている。そのため越波が生じている区間では、離岸堤や突堤等が整備されている。 また、越波が著しい区間の護岸前面には消波工、離岸堤等が整備されている。
ゾーンにおける防護面の課題			・冬季の高波浪による背後低地への越波被害防止	・砂浜の保全・回復 ・冬季の高波浪による背後低地への越波被害防止	・砂浜の保全・回復	・砂浜の保全・回復	・砂浜の保全・回復	・砂浜の保全・回復 ・冬季の高波浪による背後低地への越波被害防止

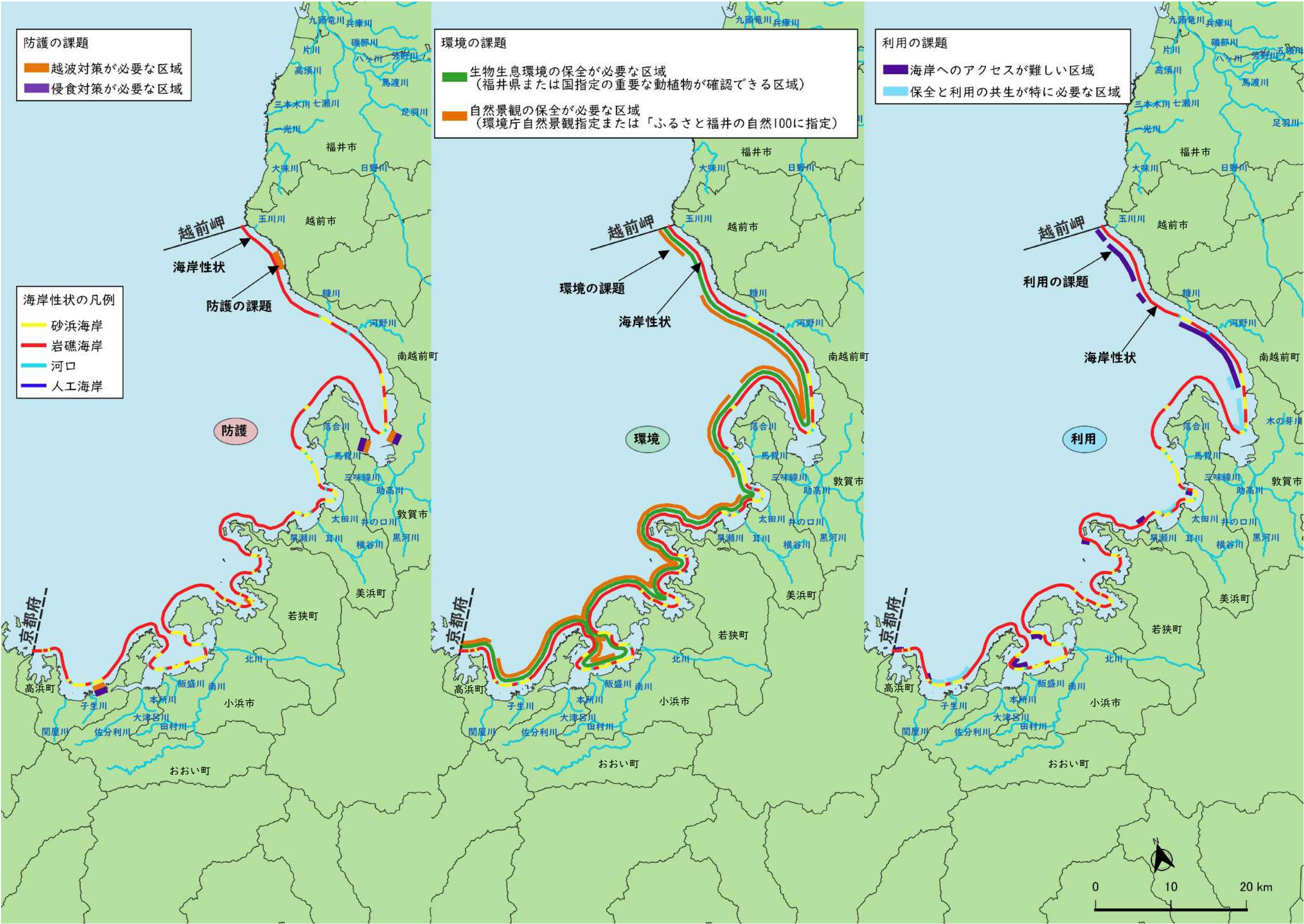
■ゾーンごとの海岸環境の保全に関する課題

ゾーン			越前海岸ゾーン	敦賀湾ゾーン	美浜ゾーン	三方・小浜ゾーン	小浜湾ゾーン	大飯・高浜ゾーン
現況および問題点	生物の生息・生育環境	貴重な動物の生息	クマタカ、ウミスズメ、クロサギ等の、貴重な鳥類が確認されている。タマムシ類（オオツボシタマムシ、サビナガボソタマムシ）や、オオムラサキも生息している。	ゾーンAで確認された貴重な鳥類に加え、シロハラミズナギドリ、ヒクロウミツバメが確認されている。また、イラガセイボウ、キンモウアナバチ等も生息している。	コクガン、コハクチョウ等が確認されている。三方五湖にはワシ類やカモ類が渡来する。昆虫類では、キンモウアナバチ等も生息している。	マガン、ミサゴ、オジロワシが確認されている。クロサギ、コハクチョウ、サギ類の集団営巣地でもある。また、ヒナカマキリやアミダテントウ等の昆虫類も確認されている。	ミサゴ、クマタカが生息している。クロサギ、サギ類の集団営巣地でもある。昆虫類では、トビナナフシ類、ヒナカマキリ、オオゴキブリ等が生息している。	ウミスズメの生息が確認されている。クロサギ、サギ類の集団営巣地にもなっている。ヒナカマキリ、クマゼミ、アミダテントウのほかに、ツマグロキチョウ、ムラサキシジミ等の蝶類が確認されている。
		貴重な植物群落の分布	越前海岸は水仙の日本三大生産地であり、生産面積は60haにも及ぶ。越前町には、エチゴトラノオの群落も存在する。	敦賀湾の西に位置する松原海岸には、「気比の松原」と呼ばれる松林が広がっている。敦賀半島東岸には、ヤマモモ、ヒメユズリハ、ソクシンラン等の植生が見られる。	敦賀半島北西部に位置する白木神社の後背斜面には、スダジイ林が分布している。神子神社周辺には、タブノキ林が広がっている。	三方海中公園内に位置する鳥辺島の周縁部には、モチノキ、ヤブニッケイが、また内部では、スダジイ、タブノキ、ヤブニッケイ等が、林冠を形成している。	小浜市の蒼島には、原生状態の照葉樹林が存在する。黒駒神社境内の北側には、スダジイ林が残存している。冠者島には、島内全域にわたりスダジイ林、タブノキ林等の自然林が発達している。	鷹島は、島全体が原生的な照葉樹林に覆われている。伊装諾神社周辺、音海地域、天満神社周辺には、スダジイ林が形成されている。青葉山山頂付近には、オオキンレイカが生育している。
		海浜植生の分布	岩礁海岸で海浜は限られており、岩場の境目に、海岸植生が点在している程度である（白浜城崎漁港）。	敦賀港（赤崎地区）には、部分的に海浜植生が見られる。	砂浜海岸が続くが、海浜植生の分布はほとんど見られない。常神半島の西側では、風衝地を中心にして、スダジイ林を主とする照葉樹林が見られる。	食見海岸や、内外港漁港（阿納地区）では、部分的に存在する砂浜に、海浜植生が見られる。	東勢浜海岸では、砂浜海岸において、わずかではあるが、海浜植生が存在している。	点在する砂浜海岸には、海浜植生の分布はほとんど見られない。内浦湾の海岸断崖には、タンゴイワガサ、オニヤブマオ等が優占し、断崖荒原を形成している。
		藻場の分布	ホンダワラ属、ワカメ、クロメ等を優先種とした藻場が、沿岸のほぼ全域に形成されている。	ホンダワラ属、モズク、アマモ等を優先種とした藻場が、沿岸のほぼ全域に形成されている。	ホンダワラ属、ワカメ、モズク、イシモズク等を優先種とした藻場が、沿岸のほぼ全域に形成されている。	獅子崎から甲ヶ崎沿岸には、ホンダワラ属、アマモ、ワカメ等を優先種とした藻場が形成されている。	ホンダワラ属、ワカメ、クロメ等を優先種とした藻場が形成されている。青戸入江内には、アオサの分布も見られる。	ホンダワラ属、ワカメ、アオメ、クロメ等を優先種とした藻場が形成されている。
		法規制区域の指定	全域が、越前加賀海岸国定公園に指定されている。越前岬周辺は、休猟区に、またその地域の内陸側一帯は、鳥獣保護区に指定されている。また、越前海岸沿いの8山系は、渡り鳥保全地域の指定を受けている。	敦賀半島の東岸地域一帯は、若狭湾国定公園に指定されている。また同地域から松原海岸背後地にかけての一帯は、保安林および銃猟禁止区域に指定されている。 日本3大国名勝のひとつ「気比の松原」がある。	全域が、若狭湾海岸国定公園に指定されている。鳥獣保護区には、敦賀半島西岸一帯、岳山、三方水月湖周辺が指定されている。 国名勝「三方五湖」がある。	全域が、若狭湾海岸国定公園に指定されている。鳥辺島には特別保護地区の海中公園地区が存在する。 国名勝「三方五湖」、同「若狭蘇洞門」がある。	全域が、若狭湾海岸国定公園に指定されている。小浜湾の東側内陸部、および、大島半島北端部東岸は、銃猟禁止区域に指定されている。 国指定天然記念物「蒼島」、国史跡「小浜藩台場跡」がある。	全域が、若狭湾海岸国定公園に指定されている。安土山周辺は、銃猟禁止区域に指定されている。また、青の松原は保安林に指定されている。 県名勝「今戸鼻」がある。
	人為的な影響	ごみの発生状況	漂着ごみを含め、ごみの散乱が見られる。消波ブロックの間に空き缶等のごみが目立つ。	漂着ごみを含め、ごみの散乱が見られる。海水浴場によっては、比較的ごみの少ない砂浜もある。消波ブロックの間に空き缶等のごみが目立つ。	漂着ごみを含め、ごみの散乱が見られる。海水浴場によっては、比較的ごみの少ない砂浜もある。	漂着ごみを含め、ごみの散乱が見られる。海水浴場によっては、比較的ごみの少ない砂浜もある。	漂着ごみを含め、ごみの散乱が見られる。海水浴場によっては、比較的ごみの少ない砂浜もある。	漂着ごみを含め、ごみの散乱が見られる。海水浴場によっては、比較的ごみの少ない砂浜もある。
		海岸愛護活動の状況	越前町内の海岸のほぼ全域において、定期的な清掃が行われている。	敦賀港海岸（松島地区）では、毎年海水浴シーズン前に、市民による清掃作業を行っている（気比の松原を受する会）。	海水浴場の存在する、竹波、佐田、久々子海岸等では、定期的な砂浜の清掃が行われている。漁港においても、定期的な清掃が行われている。	全ての海岸保全区域内で、定期的な清掃が行われている。漁港においても、定期的な清掃が行われている。	ゾーン内の小浜市に位置する海岸保全区域では、定期的な清掃が行われている。漁港においても、定期的な清掃が行われている。	和田港海岸や高浜海岸では、定期的な清掃が行われている。漁港においても、定期的な清掃が行われている。
	海岸地形・海岸景観	良好な景観の指定分布	「水仙群生地」「城山」は、「ふるさと福井の自然100選」に選定されている。「越前岬の海岸景観」は、緑のデータバンク報告書中の景観分布図に記載されている。	「気比の松原」「金ヶ崎城址・天筒山一帯」「水島・明神崎」は、「ふるさと福井の自然100選」に選定されている。「西浦海岸の文学的自然景観」「東浦海岸の景観」は、緑のデータバンク報告書中の景観分布図に記載されている。	「水晶浜・丹生の浦」は、「ふるさと福井の自然100選」に選定されている。「三方五湖の自然景観」「久々子、松原の海岸景観」「竹波の海岸景観」は、緑のデータバンク報告書中の景観分布図に記載されている。	「常神半島・御神島」「三方海中公園・鳥辺島」は、「ふるさと福井の自然100選」に選定されている。「田鳥の海の文学的自然景観」「世久見、食見の海洋海岸の自然景観」は、緑のデータバンク報告書中の景観分布図に記載されている。	「赤礁崎」は、「ふるさと福井の自然100選」に選定されている。「大島の内海景観」「加斗、蒼島の自然景観」「内外海の内海景観」は、緑のデータバンク報告書中の景観分布図に記載されている。	「青葉山」は、「ふるさと福井の自然100選」に選定されている。「内浦湾の自然景観」「音海の手食崖の景観」「和田、高浜の海岸景観」は、緑のデータバンク報告書中の景観分布図に記載されている。
		海岸景観の状況	景観の良好な岩礁海岸が続く。急峻な山地が海岸に迫っている。	敦賀湾に面して岩礁性の海岸が続く。日本3大松原のひとつ国名勝「気比の松原」がある。敦賀半島東岸は、岩礁海岸が続く。	急峻な山地や崖が迫った岩礁海岸が続く。国名勝「三方五湖」があり、絶景の海岸美を形成している。美浜原電から弁天崎にかけては砂浜海岸が広がる。ポケットビーチも見られる。	崖が海岸線に迫る岩礁海岸が続く。国名勝「三方五湖」、同「若狭蘇洞門」があり、絶景の海岸美を形成している。内外海半島の若狭湾川は、奇岩や洞窟の多い断崖が続く。	小浜湾奥には、岩礁海岸が続いている。国指定天然記念物「蒼島」、国史跡「小浜藩台場跡」があり、歴史的景観および暖地性植物群落の海岸を形成している。佐分利川東岸には、人工海浜が見られる。	ゾーン西側では、岩礁海岸が続く。中央部では、長い砂浜海岸（青の松原など）が続く。内浦半島には、巨大な断崖と隆起海食台が存在する。県名勝「今戸鼻」があり、音海海岸は絶景の海岸美を形成している。
ゾーンにおける環境面の課題		・貴重な動植物の生息環境への配慮 ・藻場の保全と藻の育成環境への配慮 ・水質保全 ・岩礁等の良好な自然景観の保全 ・ごみの散乱などによる人為的影響 ・漂着ゴミへの対応	・貴重な動植物の生息環境への配慮 ・藻場の保全と藻の育成環境への配慮 ・砂浜海岸による良好な海岸景観の保全 ・岩礁等の良好な自然景観の保全 ・ごみの散乱などによる人為的影響 ・漂着ゴミへの対応	・貴重な動植物の生息環境への配慮 ・藻場の保全と藻の育成環境への配慮 ・砂浜海岸による良好な海岸景観の保全 ・岩礁等の良好な自然景観の保全 ・ごみの散乱などによる人為的影響 ・漂着ゴミへの対応	・貴重な動植物の生息環境への配慮 ・藻場の保全と藻の育成環境への配慮 ・岩礁等の良好な自然景観の保全 ・ごみの散乱などによる人為的影響 ・漂着ゴミへの対応	・貴重な動植物の生息環境への配慮 ・藻場の保全と藻の育成環境への配慮 ・水質保全 ・岩礁等の良好な自然景観の保全 ・ごみの散乱などによる人為的影響 ・漂着ゴミへの対応	・貴重な動植物の生息環境への配慮 ・藻場の保全と藻の育成環境への配慮 ・岩礁等の良好な自然景観の保全 ・ごみの散乱などによる人為的影響 ・漂着ゴミへの対応	

■ゾーンごとの適正な利用に関する課題

ゾーン名			越前海岸ゾーン	敦賀湾ゾーン	美浜ゾーン	三方・小浜ゾーン	小浜湾ゾーン	大飯・高浜ゾーン
現況および問題点	海岸整備と背後の土地利用	土地利用状況と施設の配置	急峻な山地が海岸に迫っており、山と海との間に挟まれた狭い平野部に漁港を中心として集落が点在している。大比田海岸、横浜海岸の背後地には集落および農地利用が見られる。 また、海岸沿いには国道と有料道路が走り、観光地として有名な越前岬周辺や厨海岸の背後地等には、レクリエーション施設や休憩施設等が整備されている。	敦賀湾に面する海岸で、湾奥には敦賀市の市街地、重要港湾の敦賀港が位置している。 敦賀湾の東側および西側の海岸背後地には、低地が点在し、集落および農地として利用されている。 観光地として有名な気比の松原周辺には、ホテルや旅館、土産物店、休憩施設等が整備されている。	河口付近に広がる低地を中心として、海岸背後地は集落または農地として利用されている。特に、菅浜漁港から早瀬漁港までの低地には集落が点在し、農地として利用されている。 常神半島の東側海岸は崖が海岸線まで迫っており、背後地の利用はない。	崖が海岸線まで迫り岩礁海岸が続いており、限られた低地が入り江となった箇所に局所的に点在し、漁港および集落、農地が分布する。 内外海半島の北側（外海側）は崖が続いており、背後地の利用はない。	小浜湾に面する海岸で、湾奥の東側には小浜市の市街地、小浜漁港が位置している。また、内外海漁港（泊地区）や湾奥の飯盛川、佐分利川河口では低地が広がり、集落および農地利用がなされている。 大島半島の基部から鋸崎の区間では崖が海岸線まで迫っており、半島の先端部に低地が広がるのみで、集落および農地の利用が見られる。	鋸崎から和田港までは崖が続いており、一部農地利用があるもののほとんど背後地の利用はない。和田港から関屋川までは砂浜海岸が続き、低地が広がっており、漁港・港湾施設の他、集落、農地が分布する。 内浦湾では崖が海岸線まで迫り岩礁海岸が続いており、限られた低地が入り江となった箇所に局所的に点在し、漁港・港湾施設の他、集落、農地が分布する。
		関連計画の有無	—	・敦賀港港湾計画 ・若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクト	・若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクト	・若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクト	・若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクト	・若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクト
	海浜へのアクセス	立地条件	海岸沿いに、国道305号が走る。観光道路としてしおかぜラインが整備されている。	海岸沿いに、国道8号、県道佐田竹波敦賀線、県道竹波立石縄間線が走る。	ゾーン東側は、海岸沿いを国道27号、県道佐田竹波敦賀線が走っているが、久々子湖より西側で海岸にアクセスできる道路はわずかである。観光道路としてレインボーラインが整備されている。	国道27号と162号が海岸沿いを走り、そこへ県道赤礁崎公園線や県道加斗袖崎鹿島線が接続し、半島部でも海岸沿いに道路が整備されている。	国道27号と162号が海岸沿いを走り、そこへ県道赤礁崎公園線や県道加斗袖崎鹿島線が接続し、半島部でも海岸沿いに道路が整備されている。	国道27号が東西方向に走り、県道舞鶴野原港高浜線と県道昔海中津海線が、内浦湾を囲むように南北に走る。
		海岸へのアクセス	道路側から海岸へ降りる階段や、スロープ等が整備されている。しかし、急峻な岩礁海岸が多く、保全区域以外の場所ではアクセスできる箇所は限定される。	海岸へ続く階段やスロープ等が整備されている。	海岸へ降りる階段やスロープ等が整備されている。	海岸へ降りる階段やスロープ等が整備されている箇所もあるが、湾奥の直立護岸においては水際へのアクセスが困難である。	海岸へ降りる階段やスロープ等が整備されている箇所もあるが、湾奥の直立護岸においては水際へのアクセスが困難である。	海岸へ降りる階段やスロープ等が整備されている。
		駐車場の設置	観光地として有名な地域であり、景勝地などの観光資源周辺には、駐車場が整備されている。	道路沿いに点在する主要な景勝地および海岸付近には、駐車場が整備されている。または、駐車可能なスペースが存在する。	道路沿いに点在する主要な景勝地および海岸付近には、駐車場が整備されている。または、駐車可能なスペースが存在する。	道路沿いに点在する主要な景勝地および海岸付近には、駐車場が整備されている。または、駐車可能なスペースが存在する。	道路沿いに点在する主要な景勝地および海岸付近には、駐車場が整備されている。または、駐車可能なスペースが存在する。	主要な海水浴場周辺には、駐車場が整備されている。しかし、それ以外の海岸では、駐車場が未整備な箇所もある。
	海岸における快適性・利便性	多様な海浜・海域の利用	厨長須浜、厨大浜海水浴場の海水浴客数は、それぞれ5,900人、1,000人である。それらを含めた海水浴場12か所の海水浴場利用客数は約3.4万人（令和6年度）。海域では、釣りやマリンスポーツ（スキューバダイビング）が行われている。	松原海水浴場の海水浴客数は、約7万人を誇る。敦賀市内10か所の海水浴場利用客数は約12.3万人（令和6年度）。海域では、防波堤での釣りやマリンスポーツ（サーフィン）が行われている。	早瀬、菅浜・ダイヤ浜、竹波・水晶浜の海水浴客数は、3,000人、2,500人、4.8万人である（令和6年度）。海域では、防波堤での釣りやマリンスポーツ（レジャーボート、モーターバイク、サーフィン等）が行われている。	若狭町には、海水浴客数7,600人前後の海水浴場が7か所点在する。小浜市では8か所の海水浴場があり、利用客数は約1.8万人。中でも阿納、犬熊海水浴場でそれぞれ5,100人、3,000人の海水浴客数がある。（令和6年度）。海域では、釣りやマリンスポーツ（サーフィン）が行われている。	人魚の浜、鯉川シーサイドパーク、塩浜、長井浜海水浴場の海水浴客数は、3,900人、3,000人、約1,800人、約7,700人である（令和6年度）。海域では、釣りやマリンスポーツ（サーフィン、ジェットスキー）が行われている。	高浜町には8か所の海水浴場があり、海水浴利用客総数は15.2万人。和田海水浴場の海水浴客数約11.7万人をはじめ、1万人を超える海水浴客数を誇る海水浴場が海岸沿いに存在する（令和6年度）。海域では、釣りやマリンスポーツ（サーフィン）が行われている。
		観光資源	越前岬、越前岬水仙ランド、越前温泉、アクティブハウス越前、河野シーサイド温泉、越前夏祭り等	気比の松原、マリーナ（敦賀港）、釣り公園、金ヶ崎城跡、気比神宮等	三方五湖、レインボーライン、野外彫刻等	三方五湖、レインボーライン、海釣り公園みかた、福井県海浜自然センター、三方海中公園、蘇洞門等	若狭マリンピア、若狭マリンプラザ、鯉川シーサイドパーク、うみんぴあ大飯、プレパーク大飯、あかぐり海釣り公園、若狭たかはまエルらんど、岡津製塩遺跡等	若狭和田マリーナ、城山公園、五色山公園、漁村文化伝承館、山中北のピカリア化石等
		便利施設その他の設置状況	海水浴場には、シャワーやトイレが整備されており、景勝地付近にはトイレ、休憩施設が整備されている。	海水浴場には、シャワーやトイレが整備されており、景勝地付近にはトイレ、休憩施設が整備されている。	海水浴場には、シャワーやトイレが整備されており、景勝地付近にはトイレ、休憩施設が整備されている。	海水浴場には、シャワーやトイレが整備されており、景勝地付近にはトイレ、休憩施設が整備されている。	海水浴場には、シャワーやトイレが整備されており、景勝地付近にはトイレ、休憩施設が整備されている。	海水浴場には、シャワーやトイレが整備されており、景勝地付近にはトイレ、休憩施設が整備されている。
		海岸利用の基盤	砂浜は少ないが越前岬周辺などの岩礁海岸が風光明媚であり、観光地としての海岸利用基盤は充実している。	湾内には海水浴場やレクリエーションの施設（市営松原海水浴場や気比の松原等）が多く整備されている。	菅浜から三方五湖の区間では海水浴場やレクリエーションの施設（久々子海水浴場やレインボーライン等）が多く整備されており、常神半島から見る海岸景観は貴重な観光資源となっている。	ポケットビーチ状の砂浜海岸は海水浴場として利用されており、内外海半島から見る海岸景観（蘇洞門など）は貴重な観光資源となっている。	人工海浜などの海岸整備（鯉川シーサイドパークなど）が進められており、利用基盤が整備されている。	延長の比較的長い砂浜海岸（高浜海岸など）は海水浴場として整備されている。
	ゾーンにおける利用面の課題			・まちづくりの動向などとの連携 ・水際線や前浜へのアクセスの向上 ・多様な海岸利用への配慮	・水際線や前浜へのアクセスの向上 ・多様な海岸利用への配慮 ・海岸における便利施設の不足	・まちづくりの動向などとの連携 ・水際線や前浜へのアクセスの向上 ・多様な海岸利用への配慮	・まちづくりの動向などとの連携 ・水際線や前浜へのアクセスの向上 ・多様な海岸利用への配慮 ・海岸における便利施設の不足	・まちづくりの動向などとの連携 ・水際線や前浜へのアクセスの向上 ・多様な海岸利用への配慮

2.1.5 沿岸の問題点・課題のまとめ



2.2 海岸保全の方向および施策

“美しく、安全で、いきいきした福井県の海岸を次世代へ継承していくために”

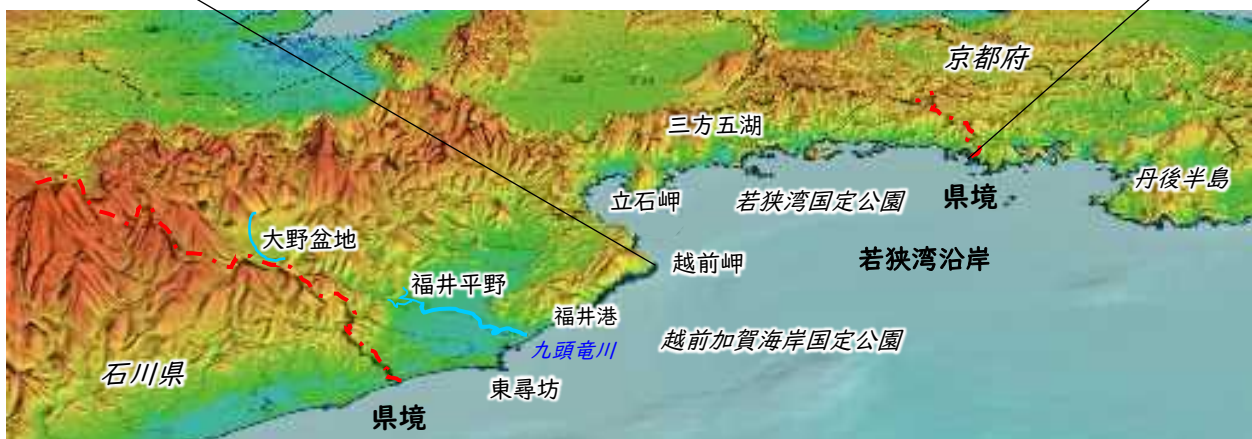
国が示した海岸保全基本方針は、都道府県知事が基本計画を策定する際に踏まえるべき方針であるが、その冒頭の海岸の保全に関する基本的な理念の項に、**安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている**とある。

この方針を踏まえ、将来の気候変動を考慮しつつ、若狭湾沿岸の特性を踏まえた、長期的な海岸の在りかたを、海岸保全の方向として以下に提案する。さらに、この長期的な在り方として描かれる若狭湾沿岸の将来像を実現するために当面実施していく防護・環境・利用の施策、および海岸保全の方向の実現に向けて設定される防護の目標を示す。

2.2.1 海岸保全の方向

魅力あふれる豊かな自然環境の保全、安全で親しみのある海岸環境の創出と次世代に向けた新たな交流、地域の文化の継承・発展に寄与する海岸づくり

- ・失われつつある砂浜の保全・回復と冬季風浪などの高波浪から海岸背後の低地集落を守る越波・越流対策等、必要な防護機能を高め、安全で快適な海岸づくりを目指す。
- ・若狭湾沿岸独特のリアス式海岸が織りなす魅力あふれる海岸地形や生物の生息・生育の場となっている海岸環境を今後とも維持していくとともに、地域と連携した取組みにより親しみのある海岸づくりを目指す。
- ・これらの取組みが、次世代に向けた新たな交流と地域の文化の継承・発展に寄与していくことを目指す。



出典：国土地理院 3D 地図を基に加筆

2.2.2 若狭湾沿岸の海岸防護の目標

(1) 防護すべき地域

若狭湾沿岸海岸保全基本計画の対象区間である越前岬から京都府境に至る区間の内、侵食、越波、浸水等の危険性のある海岸を防護の対象区域とする。

(2) 防護水準

冬季風浪は、広範囲にわたり長時間吹き続ける特性を有しており、近年においても若狭湾沿岸においては、様々な被害が発生している。また、冬季のみではなく、過去には台風の来襲や低気圧の通過による被害も福井県の海岸一帯で発生している。このため、冬季風浪や台風、低気圧等により想定される越波や浸水の被害に対して、集落や農地、道路等の背後地利用や、漁港、港湾等の海岸利用など、海岸部の土地利用等の状況に応じて背後地を適切に防護する。

砂浜の侵食が進行している海岸においては、現状の砂浜を保全することを基本的な目標とするが、砂浜は、越波や浸水の被害を防止する効果を有していることから、必要に応じて砂浜の回復を図る。

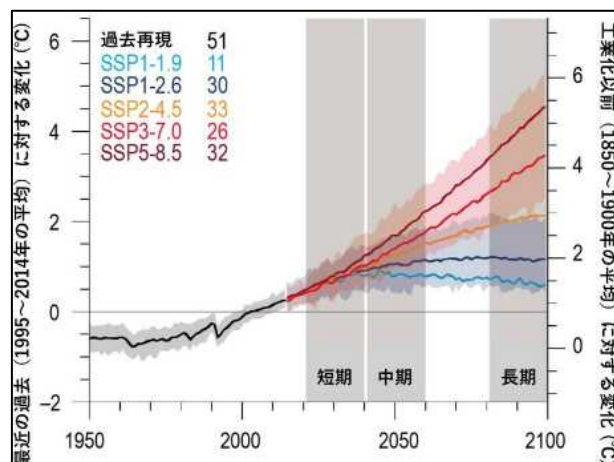
比較的発生頻度の高い津波(数十年～百数十年の頻度)に対しては、地形・地域特性等を勘案して、一連のまとまりのある海岸線に分割した地域海岸ごとに設計津波水位の設定を行い、背後地の状況に応じて適切に防護する。

なお、海岸保全施設については、侵食、越波、浸水等による被害状況および海岸域の整備計画の熟度に応じて適切に整備を進めていくものとする。

(3) 気候変動を踏まえた防護水準

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書では、21世紀末ごろには産業革命以前と比べてSSP1-2.6シナリオでは2℃程度、SSP5-8.5シナリオでは4℃程度平均気温が上昇する予測となっている。

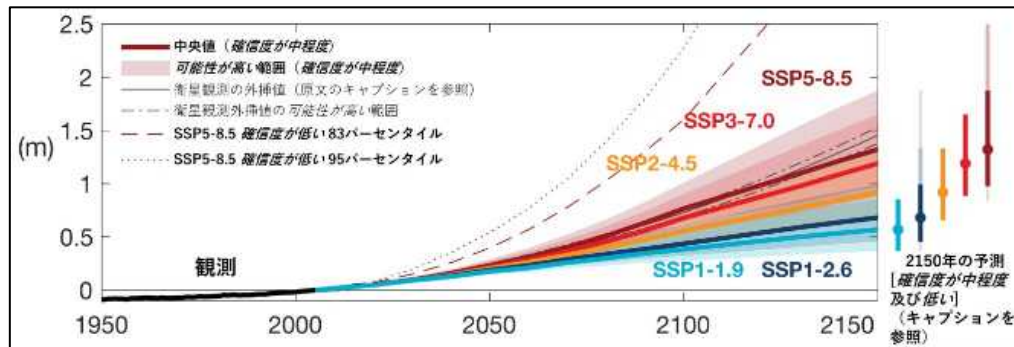
そのため、今後の海岸保全が手遅れにならないよう、予測される将来の気候変動への影響を考慮した海岸保全へ転換する必要がある、ハード・ソフト対策を組み合わせ、気候変動への適応策を進めるものとする。



出典：日本の気候変動 2025(詳細編) p.61

気候モデルによる世界平均地表気温の変化予測

なお、平均海面水位の変動は、平均気温の変化に対して応答が遅いことが報告されている。そのため、平均気温を 2℃上昇 (SSP1-2.6) に抑えられたとしても、平均海面水位は 2050 年以降も引き続き上昇し続けると予測されている。



出典：日本の気候変動 2025（詳細編） p.204

異なる SSP シナリオの下での世界平均海面水位予測

将来の気候変動シナリオについて、気候変動に関する国際的枠組みであるパリ協定（2015 年採択）では、「世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃未満に抑え、1.5℃までに抑える努力をする」としている。これを受けて、2020 年（令和 2 年）7月の「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方 提言」では、「現時点において海岸保全に反映させる外力の基準とするシナリオは、RCP2.6（2℃上昇相当）における予測の平均的な値を基本とすることが妥当」としている。また、2021 年（令和 3 年）8 月に国から通知された「気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等について」では、設計高潮位、設計波及び設計津波水位は、2℃上昇の平均的な値を基本とし、4℃上昇も参考として活用するよう努めることとしている。

これらを踏まえ、本計画では、2100 年時点の2℃上昇シナリオを基本とし、今後気候変動シナリオに関する新たな知見が得られた場合等には、必要に応じて想定シナリオの見直しを検討する。

2.2.3 防護・環境・利用に関する施策

(1) 海岸の防護に関する施策

～低地における越波・越流対策～

① 海岸保全施設による越波・越流に対する防護効果の向上

現況の海岸保全施設では、防護できない高波浪による越波・越流に対し、沖合施設との組み合わせや砂浜を含めた面的防護方式等、より効果的な工法の採用を図り、越波・越流被害を防止する。

② 自然の防災機能の活用

砂浜海岸において、砂浜の持つ「自然の消波機能」をより活用した効果的な海岸保全の検討を行う。

③ 防災・避難体制の整備

高波浪や津波に対して、安全で迅速な避難ができる体制を整備するため、ソフト対策の充実を図る。

④ ハード・ソフト対策を組み合わせた気候変動への対応策

気候変動には不確実性があることから、段階的な防護水準を設定し、ハード対策を実施していく。その際、ハード対策のみで防御できるレベルには限界があること、ハード対策の完了までには時間を要すること等を踏まえ、ハード対策だけでなくソフト対策についても適切に組み合わせ、背後地の資産を守ることとする。

ハード・ソフト対策の検討にあたっては、社会経済状況や背後地の人口、社会インフラの整備状況、土地の利用状況等の将来変化について考慮する。また、組み合わせの検討にあたっては、外力の規模だけでなくその発生確率と発生する人的・経済的被害をかけあわせた地域の災害リスクを定量化し、ハード・ソフト対策のそれぞれの特性について考慮する。そのうえで、避難や土地利用規制といったソフト対策と関連させ、堤防高等のハード対策の防護水準を決定する。

ハード・ソフト対策について、今後の新たな知見や観測データの蓄積等も踏まえ点検し、適宜見直しを行っていく。

なお、気候変動による将来予測については、不明確な部分が多く、平均海面水位や波高の上昇に加え、波向の変化による影響も想定されるため、今後の新たな知見や気象・海象のモニタリング等も踏まえ、継続的に検討を行っていくこととし、現時点では、平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を対象に、段階的な対策の検討を進めていくものとする。

ハード対策

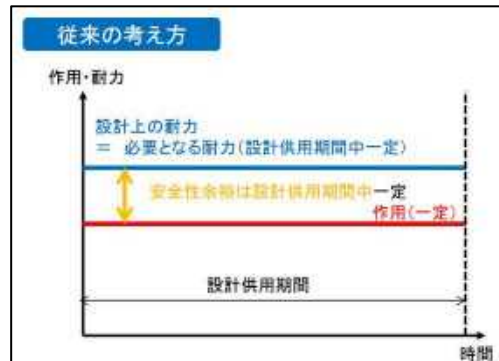
- ・ 将来の施設改良等を考慮した手戻りのない構造、粘り強い堤防整備等を検討。
- ・ 整備時期や防護水準（沖合施設、養浜なども含む）、実施箇所の優先順位を検討。
- ・ 予防保全の観点から長寿命化計画等に基づく適切な施設の維持管理を実施。
- ・ 高さの確保だけでなく、順応的砂浜管理や総合土砂管理等も含めた面的防護を推進。

ソフト対策

- ・ 施設のみで防御できるレベルには限界がありハードとソフト対策を適切に組み合わせ。
- ・ 国と県と市がそれぞれの役割のもと密接に連携し、高潮浸水想定区域の見直し、津波災害警戒区域の見直し、ハザードマップや避難計画の作成、土地利用規制も踏まえた防災まちづくり等の都市計画との調整等、総合的な対策を実施。

気候変動を踏まえた施設整備の考え方

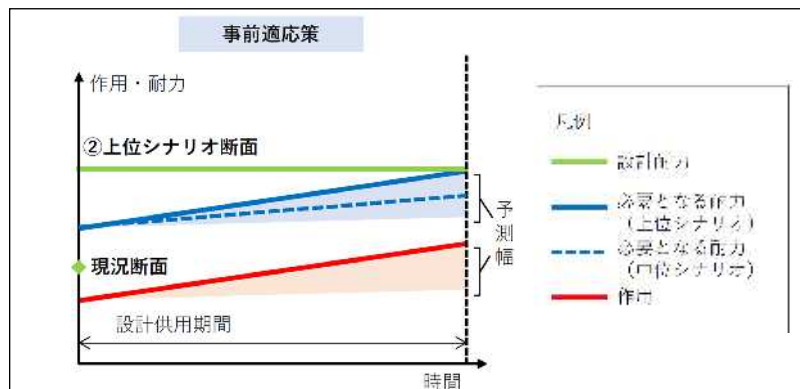
従来の施設設計は、施設設計時点における最新の外力に基づき実施されてきたが、「港湾における気候変動適応策の実装方針（R6.3.14）」においては、設計供用期間中に想定される変化に対して、施設の要求性能を確保するものとされている。施設の要求性能を確保する方策としては、事前適応策または順応的適応策が示されている。なお、事前適応策と順応的適応策は、どちらか一方またはその組み合わせの適用が考えられ、各施設の利用状況や構造的な特性等に応じて判断する。



出典：港湾における気候変動適応策の実装方針（R6.3.14）

○事前適応策

- ・ 設計供用期間中における気候変動による作用の時間変化を勘案した上で、初期段階で必要な断面諸元を設定する。
- ・ 中位シナリオから上位シナリオに移行させるための追加施工のうち、追加施工が困難な工種や高コストな工種は、上振れ分に対応させ、事前に整備する。その結果、将来の追加施工コストを抑え、手戻りのない対策が可能となる。



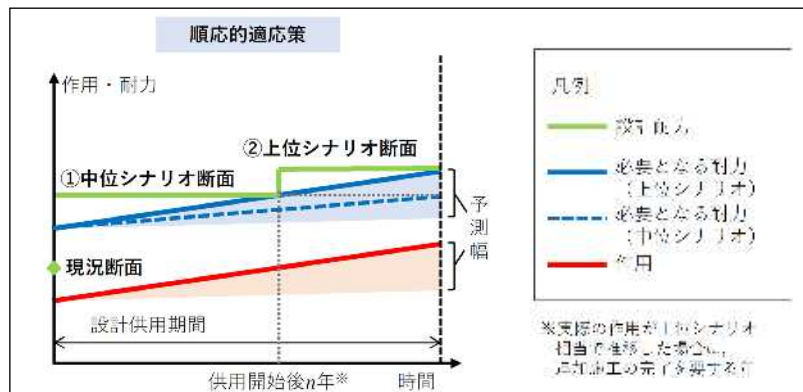
中位シナリオ：2℃上昇シナリオの平均的な作用

上位シナリオ：2℃上昇シナリオの平均的な作用に対する上振れ分

出典：気候変動適応策を踏まえた防波堤の設計手法に関する検討（国総研資料 第1281号）

○順応的適応策

- ・ 設計供用期間中において要求性能を確保（例えば、必要天端高を確保）するが、供用開始時点では対応するのではなく、供用期間中の適切な時期に段階的に対応を実施する。



中位シナリオ: 2℃上昇シナリオの平均的な作用

上位シナリオ: 2℃上昇シナリオの平均的な作用に対する上振れ分

出典: 気候変動適応策を踏まえた防波堤の設計手法に関する検討 (国総研資料 第1281号)

～津波への対策～

⑤ 設計津波水位（レベルⅠ津波）に対する対策

海岸堤防等の天端高は、2100年までの平均海面水位の上昇量を考慮した設計津波水位を前提として、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、河川整備計画等を総合的に考慮して適切に決定する。

⑥ 設計津波水位を上回る津波に対する対策

設計津波水位を超え、海岸堤防等の天端を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くし、人命を守るための避難時間を稼ぐため、海岸堤防等の施設を粘り強い構造とする。

～海岸侵食への対応～

⑦ 砂浜の保全・回復

砂浜海岸では、高波浪による侵食や沿岸漂砂による汀線形状の変化によって砂浜幅が狭くなっている海岸については、現状の砂浜の保全を図るとともに、必要に応じて養浜、サンドバイパス、サンドリサイクル等により、砂浜の回復を図る。

また、平均海面水位の上昇に伴い、砂浜の水没及び土砂移動による汀線後退が進むと想定される。そのため、海岸保全基本方針に示されている「予測を重視した順応的砂浜管理」の考え方に沿って、継続的なモニタリングにより海浜地形の変化や越波の状況を適切に把握しつつ、海浜地形の将来変化の予測に基づき必要に応じた対策を検討する。

⑧ 総合的な土砂管理への取組み

海岸部への適切な土砂供給が図られるよう、山から海までを含めた河川流域を一貫した流砂系ととらえて、関係機関と連携を図りつつ土砂を総合的に管理する方策への取組みを行う。

～周辺海岸および周辺施設への配慮～

⑨ 周辺海岸および周辺施設への配慮

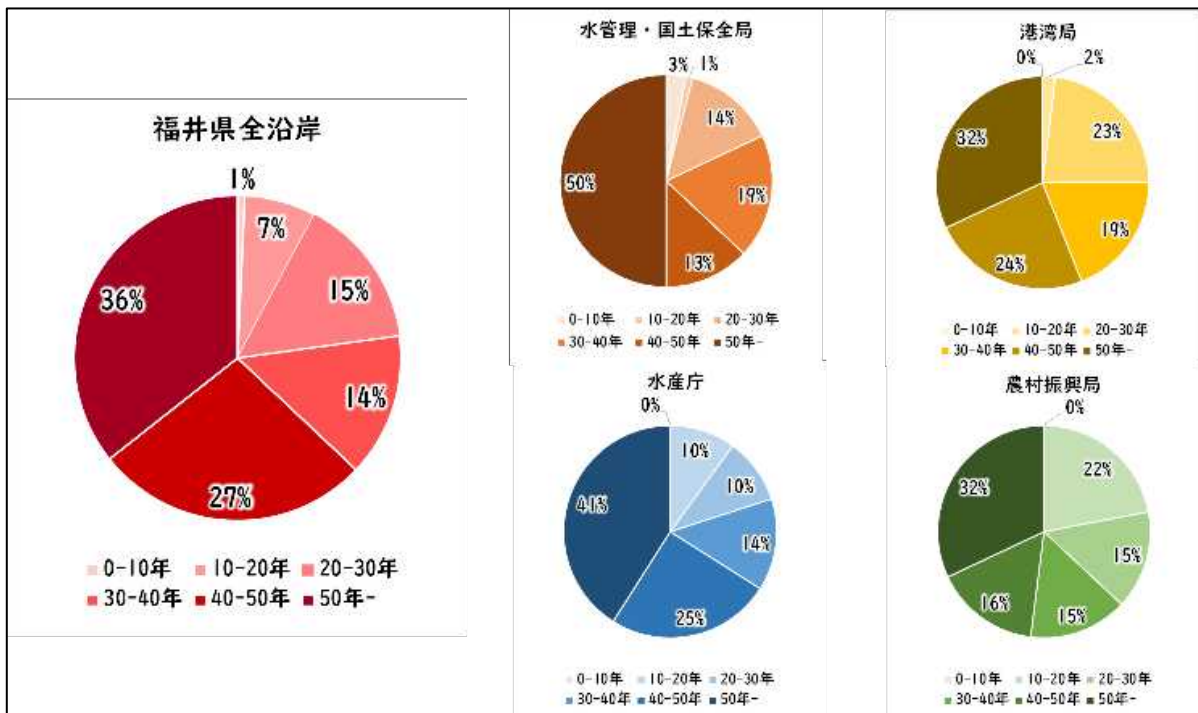
若狭湾沿岸は地形が複雑に入り組んだリアス式海岸を形成しており、湾や入り江が数多く存在する。そのため、海岸保全施設による反射波などが周辺海岸や養殖施設等の周辺施設に影響を与えることが予想される。そのため、海岸保全施設の整備に当たっては、周辺海岸および周辺施設に影響を与えないように構造形式や施設配置に十分に配慮する。

～海岸保全施設の機能維持～

⑩ 海岸保全施設の機能維持

海岸保全施設の機能を維持するため、定期的な巡視または点検を行い、施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときには、適切な維持・修繕等の措置を講じる。

福井県全沿岸における現況の海岸保全施設において、整備後 50 年以上を経過している割合は 36%（令和 7 年 3 月現在）である。さらに 10 年後には、この割合が 63% となる。今後、急速に老朽化施設の増加が見込まれていることから、海岸保全施設の背後地を侵食、越波、浸水等の災害から防護する機能を効率的・効果的かつ長期的に確保するため、予防保全の考えのもと、施設の長寿命化計画を策定し、良好な状態に保つよう、維持及び修繕を計画的に実施していく。



※公共施設等総合管理計画(令和 7 年 3 月現在:加越沿岸も含む)の数値を用いて作成

～侵食や越波・越流の把握～

① 侵食や越波・越流の把握

侵食や越波・越流がある海岸については、海岸保全対策の基礎資料となるデータ収集に努める。

越波状況



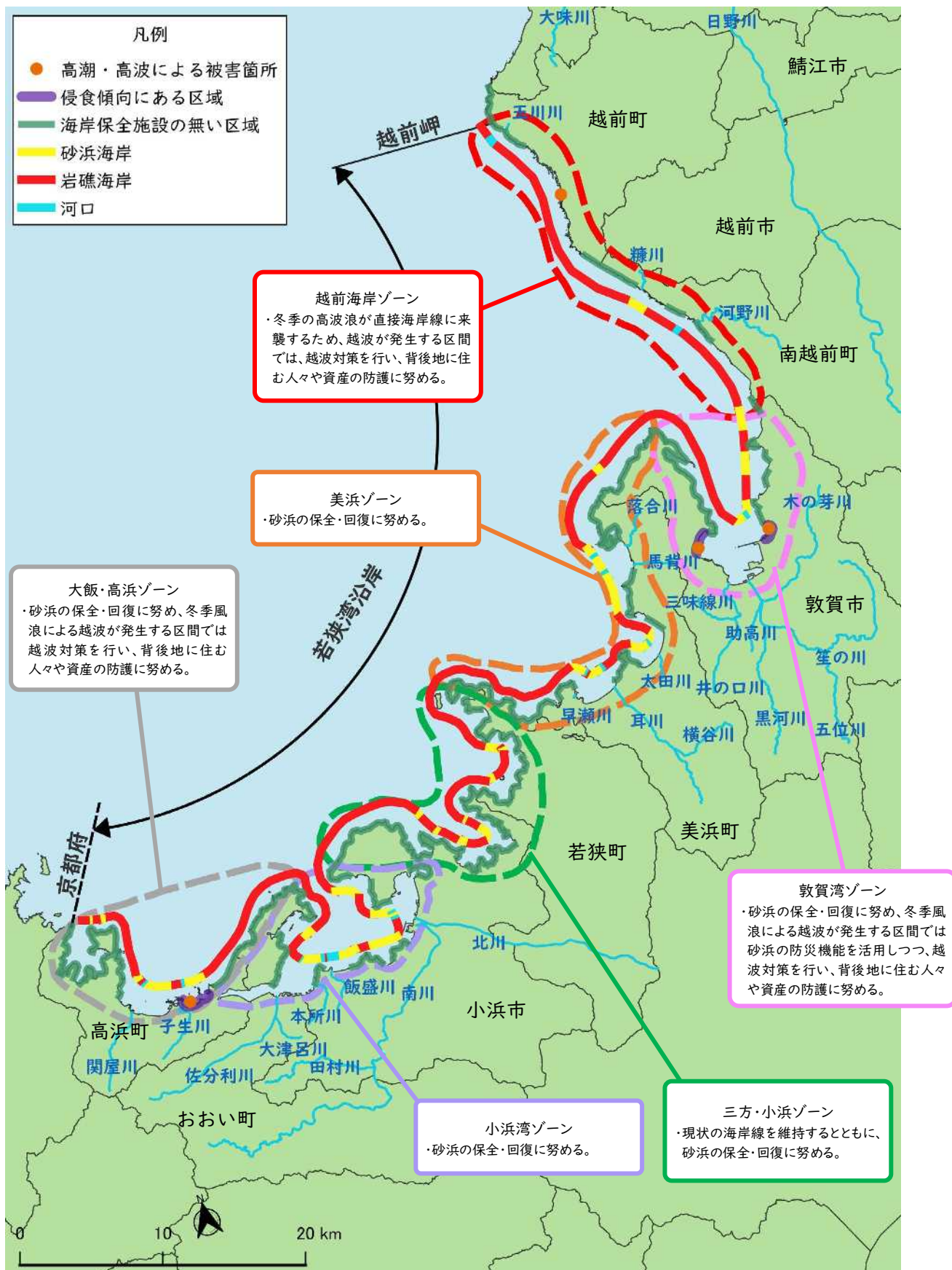
敦賀港海岸（常宮地区縄間）

侵食状況



和田港海岸（和田地区）

防護施策図



(2) 海岸環境の保全に関する施策

～生物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全～

① 海岸域における貴重種を含む植物群落等の生育環境

若狭湾沿岸には、スタジイ林やタブノキ林等の貴重種を含む植物群落があり、海岸保全施設の整備に当たっては、これらの生育・繁殖環境と調和した整備方針とする。

② 海岸域における貴重種を含む動物の生息環境

若狭湾沿岸には貴重な種として、鳥類ではクマタカ、ウミスズメ、クロサギ、コアジサシ等、昆虫類ではムカシトンボ、フクイアナバチ等が確認されており、海岸保全施設の整備に当たっては、これらの生息・繁殖環境と調和した整備方針とする。

③ 海岸域における藻場の保全と藻の育成環境

若狭湾沿岸のほぼ全域で藻場の分布が確認されている。藻場は魚介類などの産卵・生育空間でもあることから、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成・繁殖環境と調和した整備方針とする。

～良好な海岸景観の保全～

④ 岩礁・断崖等の良好な自然景観

若狭湾沿岸はリアス式海岸、島嶼等に見られる柱状節理、断崖等の自然景観の名勝地が多く、また、沿岸のほとんどの区域が越前加賀海岸国定公園または若狭湾国定公園に指定されている。海岸保全施設の整備に当たっては、これら良好な自然景観と一体となった整備方針とする。

⑤ 砂浜と海岸林が一体となった自然景観

海岸保全施設の整備に当たっては、気比の松原などに見られるように、砂浜や海岸林の景観、さらにはそれらが創り出す一体的な自然の海岸景観とする。

～自然環境に対する人為的影響の緩和～

⑥ 自然環境に対する人為的な影響の緩和

豊かな海岸環境の適切な保全のため、砂浜への車両の乗入れやごみの散乱、不法投棄等による人為的な影響の抑制方法を検討する。

⑦ 油流出事故などへの適切な対応

油流出事故など、突発的に生じる環境への影響に適切に対応する。

⑧ 環境教育への活用

多様な生物が生息し、豊かな自然環境を形成している海岸を、生物の多様性や生態系等をテーマとして、自然と触れあうことができる環境教育の場として利用し、海岸環境と人間のより良い関わり方の啓発に努める。

～海域の水質・底質環境の保全～

⑨ 海域の良好な水質・底質環境の保全

若狭湾の良好な水質・底質環境の保全を図るため、悪化した海域では、底質改善などの積極的な浄化対策を推進する。また、海岸構造物を設置するに当たっては、海水が滞留しないような配置計画を検討するなど、水質、底質環境には十分な配慮を行う。

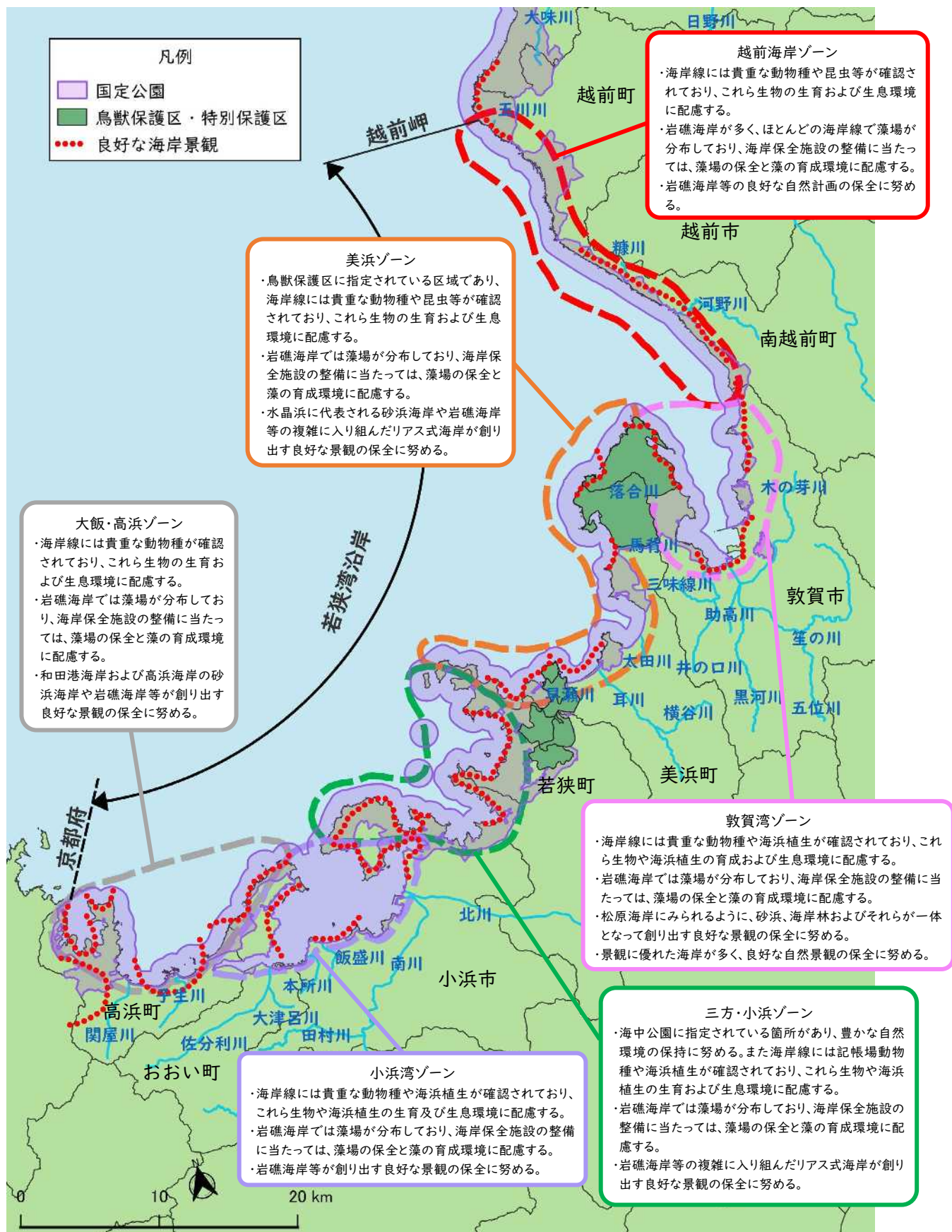
～砂浜の持つ多様な機能の保全・回復～

⑩ 砂浜の持つ多様な機能の保全・回復への対応

砂浜は微生物や曝気効果による海水浄化効果を持つとともに、多様な生物の生息環境でもある。そのため、海岸保全施設の整備に当たっては、砂浜の持つ多様な機能に配慮し、砂浜の保全・回復を図る。

コアジサシ	海岸に散乱するごみ
 ©山形則男	

環境施策図



(3) 海岸における公衆の適正な利用に関する施策

～周囲と調和した海岸の整備～

① まちづくりとの連携

海岸保全施設の整備に当たっては、海岸背後の集落、農地等の土地利用、漁業活動状況、観光レクリエーション利用状況、道路網の整備状況、市町の地域整備計画等、まちづくりの動向をふまえ、それらとの連携により相乗効果が期待される整備を図る。またその際には、地域住民の意見に十分配慮する。

～海辺における快適性・利便性の向上～

② 水際線や前浜へのアクセスの確保

誰もが利用しやすく、海と触れあえる海岸を目指し、必要に応じて階段やスロープ等を設置し、アクセスの向上を図る。

③ 多様な海岸利用への配慮

海岸保全施設の整備に当たっては、海岸域一帯における漁業活動や釣り、海水浴やマリンスポーツ、また海岸で行われる祭りなどの各種行事等の多様な利用に配慮する。

④ 快適な海岸利用に資する施設整備

快適な海岸利用に資するため、必要に応じ関係機関と連携し海岸利用者、地域住民の意見に配慮する。

⑤ 多様化した海岸利用の調整と利用マナーの向上への対応

海岸利用の多様化に伴い、海岸環境や地域利用の調整が必要な場合には、市町、地域住民、利用者による海岸利用のルールづくりを支援する。また、海水浴や釣り、マリンスポーツ等の海岸利用に対してマナーの向上の啓発活動を行い、海岸愛護思想の普及に努める。

⑥ 高齢者、障害者等への配慮

高齢者、障害者等のハンディキャップを持った人々が安全に海辺に近づき、身近に自然に触れることができるように、海岸利便施設の整備に当たってはバリアフリー化など、地域住民の意見に配慮する。

⑦ 海岸に関する情報の発信

多様な海岸利用に対応するために、報道機関などの協力やインターネット、ポスターなど様々な手段を用いて、海岸に関する情報（海岸利便施設の状況、海岸へのアクセス、海岸でのイベント等）を積極的に発信する。

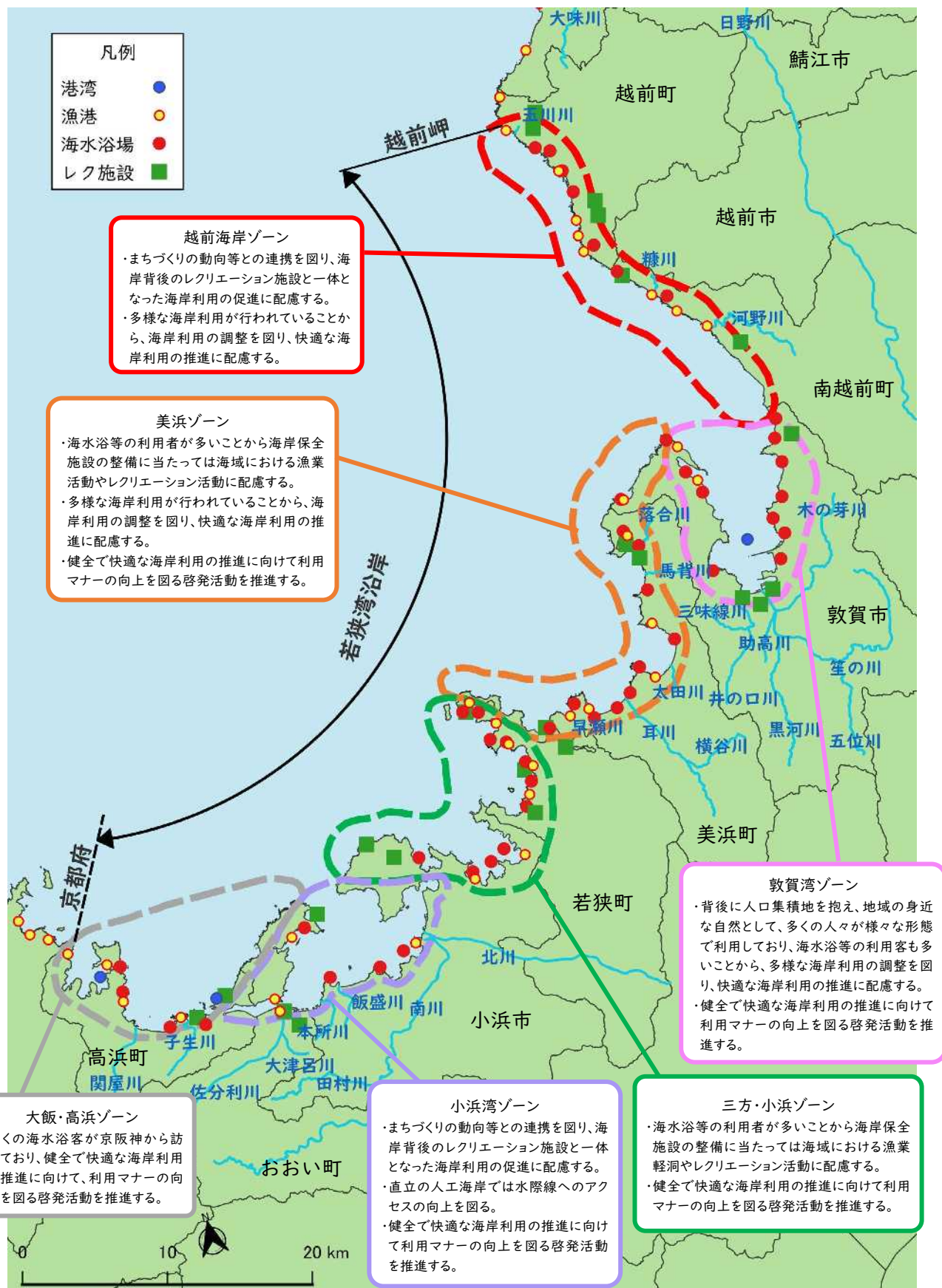
～海岸愛護思想の普及～

⑧ 海岸の利用や地域活動を通じた海岸愛護思想の普及

海岸利用のマナー向上のために、関係機関と協力し、ボランティア活動としての海岸清掃や環境教育の充実によって、海岸愛護思想の普及を図る。

海岸沿いの施設	アクセス路の整備
 越前がにミュージアム(越前町)	 田鳥漁港海岸
海岸の利便施設	
 和田港海岸(鯉川・長井地区)	

利用施策図



3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

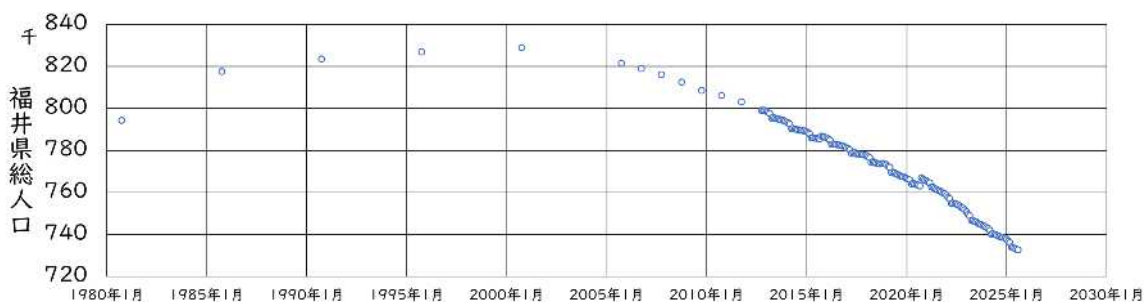
3.1 海岸保全施設の整備の考え方

海岸保全に関する基本的事項である海岸の防護・環境・利用に関する施策を実現していくために、海岸保全施設の整備に関する基本的な事項として、今後の海岸保全施設の整備を進めていく区域について、ハード面における対応を以下に示す。整備を進めていく区域における海岸保全施設の整備の方向性については、各ゾーンで設定された「防護」、「環境」、「利用」の各施策を踏まえて決定する。なお、気候変動に伴う平均海面水位の上昇や台風の強大化等による、沿岸域での被災が懸念されており、想定される気候変動への影響を踏まえた新たな海岸保全への転換を検討していく。

また、将来において現施設と同じ安全度を確保するためには、必要となる防護水準（必要天端高）が上がるのが想定される。施設整備にあたっては、現在の施設整備状況、施設の耐用年数（50年程度）、長寿命化計画等のハード面の観点に加え、浸水想定区域図、住民避難等のソフト面や、地域毎の特性（背後地の人口、社会インフラの整備状況、土地の利用状況）等の周辺環境と組み合わせた適応策を実施することとする。「環境」、「利用」の面から砂浜の保全が重要な区域に対しては、定期的なモニタリングや養浜等の順応的な砂浜管理を視野に入れた整備を進めることとする。

なお、人口減少が進んでおり、将来において背後地の資産状況が大きく変化することが想定される。そのため、将来の背後地の資産状況等を踏まえ、施設整備の優先度を考慮し検討していく。

福井県の総人口の推移



福井県の推計人口データをもとに作成（2025年9月時点）

3.1.1 海岸保全施設を整備しようとする区域

高潮・高波浪、侵食、地震・津波等に対して海岸保全施設を整備しようとする整備対象区域は、防護面における背後地の重要度、緊急性、現在の整備状況等を踏まえた上で抽出する。詳細な施設設計の際は、それぞれ次表の評価項目について検討し、海岸保全施設の整備を行う。

整備対象区域の設定に関する評価項目

現状把握事項	海岸保全の問題点・課題点		評価項目
海岸線の現状 ・砂浜海岸における汀線変化 ・海岸の地形・生成過程 ・沿岸の風・波・流れ	○海岸侵食への対応	・砂浜の保全・回復 ・総合的な土砂管理との連携 ・沿岸漂砂の連続性の確保	・汀線の侵食堆積状況 ・現況の平均的な浜幅 ・海岸地形等 ・漂砂移動の特性 ・将来の地形変化予測
高潮・高波浪の防護状況 ・海岸保全施設の整備状況 ・背後地の状況	○高潮・高波浪への対応	・海岸保全施設による防護効果の確保 ・砂浜の防災機能の活用 ・防災および避難体制の確立	・平均的な海底勾配（水深 0～20m） ・局所的な波高の増大 ・現況の平均的な浜幅 ・背後地の地盤高および低平地の広さ ・海岸保全施設整備の進捗状況 ・海岸保全施設の被災状況 ・健全度評価 ・将来の潮位・波高予測
津波の防護状況 ・海岸保全施設の整備状況 ・背後地の状況	○設計津波水位への対応	・海岸保全施設による防護効果の確保 ・津波到達時間の把握 ・防災および避難体制の確立	・局所的な津波水位の増大 ・津波到達時間 ・背後地の地盤高および低平地の広さ ・海岸保全施設（護岸等）の被災状況 ・健全度評価 ・将来の海面水位上昇予測
背後地の土地利用	—	—	・背後地の人口の変化予測 ・社会インフラの整備状況 ・土地の利用状況

3.1.2 海岸保全施設の種類・規模・配置

海岸保全施設の種類・規模・配置については、海岸保全施設を整備しようとする区域において、防護・環境・利用の整備の方向性を踏まえて適切に設定する。

3.1.3 海岸保全施設による受益の地域とその状況

海岸保全施設を整備しようとする区域については、背後の土地利用状況およびその受益地域を示す。

3.2 海岸保全施設の整備内容

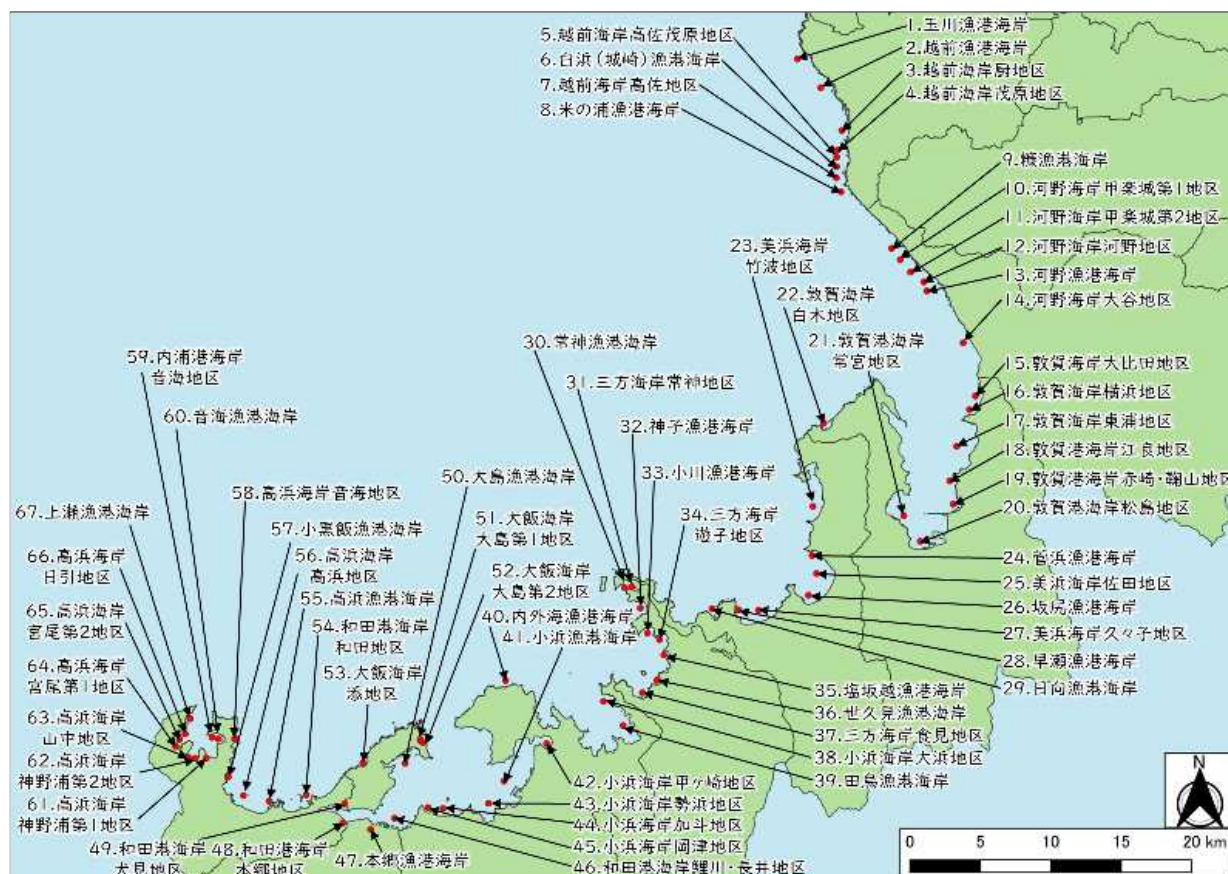
整備を必要とする地区海岸における海岸保全施設の整備内容（整備の方向性、施設の種類、規模、受益地域の状況、位置など）を示す。

3.2.1 気候変動の影響度が高い地区海岸

気候変動を踏まえた必要天端高に対して、気候変動の影響度が高い地区海岸を次表に整理した。整備に当たっては、現在の施設整備の状況、施設の耐用年数、地域毎の特性等を踏まえ段階的に整備を進めるものとする。

なお、影響度が低いとした地区海岸においても、今後の新たな知見により、高潮・高波浪、侵食、地震・津波等の対策が必要となった場合は、本計画に基づき、適切に検討を行うものとする。

地区海岸位置図（若狭湾沿岸）



気候変動の影響度が高い地区海岸一覧(1/2)

No	ゾーン名	地区海岸名	海岸管理者(所管)	海岸保全区域延長(m)	影響度
1	越前海岸	玉川漁港海岸	越前町(水産庁)	570	—
2		越前漁港海岸	福井県(水産庁)	6,370	○
3		越前海岸厨地区	福井県(水管理・国土保全局)	1,822	○
4		越前海岸茂原地区	福井県(水管理・国土保全局)	360	○
5		越前海岸高佐茂原地区	福井県(農村振興局)	336	○
6		白浜(城崎)漁港海岸	越前町(水産庁)	1,540	—
7		越前海岸高佐地区	福井県(水管理・国土保全局)	290	○
8		米の浦漁港海岸	越前町(水産庁)	1,750	◎
9		糠漁港海岸	南越前町(水産庁)	1,235	◎
10		河野海岸甲楽城第1地区	福井県(水管理・国土保全局)	1,018	—
11		河野海岸甲楽城第2地区	福井県(水管理・国土保全局)	518	○
12		河野海岸河野地区	福井県(水管理・国土保全局)	630	◎
13		河野漁港海岸	南越前町(水産庁)	1,148	—
14		河野海岸大谷地区	福井県(水管理・国土保全局)	3,500	—
15		敦賀海岸大比田地区	福井県(水管理・国土保全局)	1,121	—
16		敦賀海岸横浜地区	福井県(農村振興局)	1,157	—
17	敦賀湾	敦賀海岸東浦地区	福井県(水管理・国土保全局)	5,428	○
18		敦賀港海岸江良地区	福井県(港湾局)	2,795	◎
19		敦賀港海岸赤崎・鞠山地区	福井県(港湾局)	1,960	○
20		敦賀港海岸松島地区	福井県(港湾局)	1,391	—
21		敦賀港海岸常宮地区	福井県(港湾局)	10,495	◎
22	美浜	敦賀海岸白木地区	福井県(水管理・国土保全局)	220	—
23		美浜海岸竹波地区	福井県(水管理・国土保全局)	5,472	○
24		菅浜漁港海岸	美浜町(水産庁)	1,435	—
25		美浜海岸佐田地区	福井県(水管理・国土保全局)	4,675	—
26		坂尻漁港海岸	美浜町(水産庁)	1,530	—
27		美浜海岸久々子地区	福井県(水管理・国土保全局)	3,767	—
28		早瀬漁港海岸	福井県(水産庁)	2,461	○
29		日向漁港海岸	福井県(水産庁)	6,710	◎
30	三方・小浜	常神漁港海岸	若狭町(水産庁)	3,158	○
31		三方海岸常神地区	福井県(農村振興局)	910	◎
32		神子漁港海岸	若狭町(水産庁)	2,169	—
33		小川漁港海岸	若狭町(水産庁)	2,915	—
34		三方海岸遊子地区	福井県(水管理・国土保全局)	600	—

※国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については 50 年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では 30 年確率波浪を対象とし、将来の必要天端高が、地区海岸の最小天端高を上回っている場合に、気候変動の影響度が高いとした。

影響度の考え方は以下の通りである。

◎:嵩上げ必要(1m以上)、○:嵩上げ必要(1m未満)、—:嵩上げ不要

気候変動の影響度が高い地区海岸一覧(2/2)

No	ゾーン名	地区海岸名	海岸管理者(所管)	海岸保全区域延長(m)	影響度
35	三方・小浜	塩坂越漁港海岸	若狭町(水産庁)	1,022	◎
36		世久見漁港海岸	若狭町(水産庁)	903	—
37		三方海岸食見地区	福井県(水管理・国土保全局)	1,035	—
38		小浜海岸大浜地区	福井県(水管理・国土保全局)	1,465	—
39		田烏漁港海岸	小浜市(水産庁)	4,800	◎
40		内外海漁港海岸	小浜市(水産庁)	12,220	—
41	小浜湾	小浜漁港海岸	福井県(水産庁)	16,450	○
42		小浜海岸甲ヶ崎地区	福井県(農村振興局)	500	—
43		小浜海岸勢浜地区	福井県(水管理・国土保全局)	1,409	—
44		小浜海岸加斗地区	福井県(水管理・国土保全局)	1,579	—
45		小浜海岸岡津地区	福井県(農村振興局)	500	—
46		和田港海岸鯉川・長井地区	福井県(港湾局)	5,399	○
47		本郷漁港海岸	おおい町(水産庁)	635	◎
48		和田港海岸本郷地区	福井県(港湾局)	4,420	—
49		和田港海岸犬見地区	福井県(港湾局)	4,360	○
50		大島漁港海岸	おおい町(水産庁)	8,666	○
51		大飯海岸大島第1地区	福井県(農村振興局)	420	—
52		大飯海岸大島第2地区	福井県(農村振興局)	99	—
53	大飯・高浜	大飯海岸添地区	福井県(農村振興局)	100	○
54		和田港海岸和田地区	福井県(港湾局)	8,535	◎
55		高浜漁港海岸	福井県(水産庁)	4,013	—
56		高浜海岸高浜地区	福井県(水管理・国土保全局)	4,344	—
57		小黒飯漁港海岸	高浜町(水産庁)	863	—
58		高浜海岸音海地区	福井県(農村振興局)	300	◎
59		内浦港海岸音海地区	福井県(港湾局)	6,166	◎
60		音海漁港海岸	高浜町(水産庁)	2,250	○
61		高浜海岸神野浦第1地区	福井県(農村振興局)	400	○
62		高浜海岸神野浦第2地区	福井県(農村振興局)	300	○
63		高浜海岸山中地区	福井県(農村振興局)	600	—
64		高浜海岸宮尾第1地区	福井県(農村振興局)	300	—
65		高浜海岸宮尾第2地区	福井県(農村振興局)	200	○
66		高浜海岸日引地区	福井県(水管理・国土保全局)	940	○
67		上瀬漁港海岸	高浜町(水産庁)	930	◎

※国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については 50 年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では 30 年確率波浪を対象とし、将来の必要天端高が、地区海岸の最小天端高を上回っている場合に、気候変動の影響度が高いとした。

影響度の考え方は以下の通りである。

◎:嵩上げ必要(1m以上)、○:嵩上げ必要(1m未満)、—:嵩上げ不要

3.2.2 越前海岸ゾーン

(1) 整備を必要とする区域の現況および整備目的

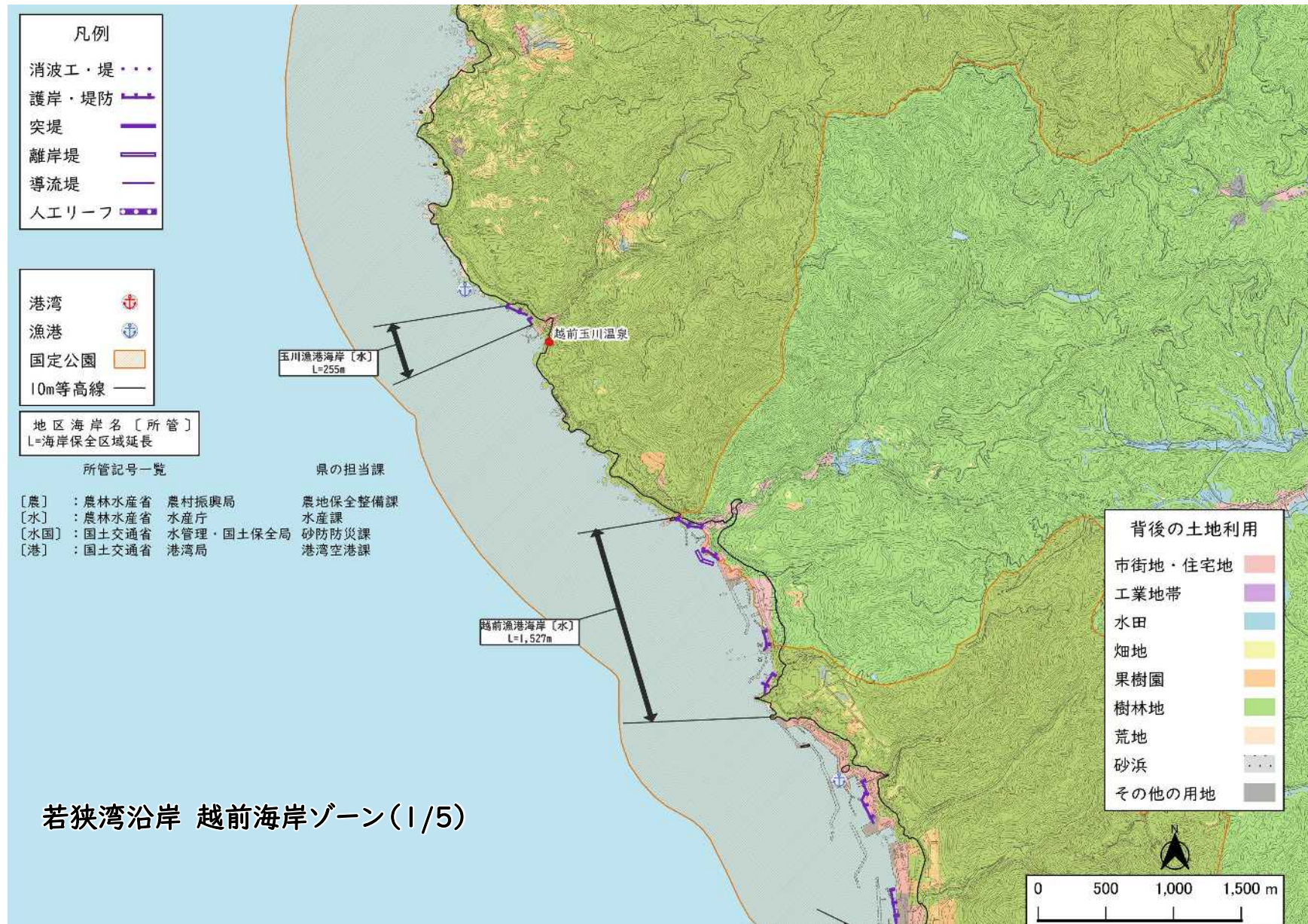
沿岸名		若狭湾沿岸
ゾーン名		越前海岸ゾーン（越前岬～横浜海岸） ～水仙と岩礁の景勝ゾーン～
背後地の状況		崖が海岸線まで迫っており低地が少ないが、越前町、南越前町では漁港を中心として集落が点在する。また、海岸線に沿って国道や県道が走っている。 大比田海岸、横浜海岸の背後地には集落および農地利用が見られる。
整備の必要性 および目的		越前海岸の一部では、冬季の高波浪による越波被害が発生しているため、高波浪による越波被害の防止に努める。 気候変動により将来に亘って防護水準が上昇していくことが想定されているため、施設供用期間中に施設の要求性能を確保する必要がある。
施策	防護面	○冬季風浪による越波が著しい区間では砂浜の防災機能を活用しつつ、越波対策を行い、背後地に住む人々や資産の防護に努める。 ○気候変動への対応策として、ハード・ソフト対策を組み合わせ、越波被害の防止を図る。
	環境面	○海岸線には貴重な動物種や昆虫等が確認されており、これら生物の生育および生息・繁殖環境との調和を図る。 ○岩礁海岸が多く、ほとんどの海岸線で藻場が分布しており、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成・繁殖環境との調和を図る。 ○岩礁海岸などの良好な自然景観の保全に努める。
	利用面	○まちづくりの動向などとの連携を図り、海岸背後のレクリエーション施設と一体となった海岸利用の促進に配慮する。 ○多様な海岸利用が行われていることから、海岸利用の調整を図り、快適な海岸利用の推進に配慮する。
整備計画の方針		○越波が著しい区間では、越波被害の防止を目的として整備を行う。 ○海岸線に生息する貴重な生物の生育および生息・繁殖環境との調和を図る。 ○海岸線一帯は国定公園に指定されており、良好な岩礁海岸の景観を維持するとともに、景観に配慮した工法の採用を検討する。この際、藻場の保全・回復にも配慮する。 ○高潮・高波浪、侵食、地震・津波等に対して、気候変動の影響を踏まえた、適切な施設整備の推進を図る。
関連計画の有無		○なし

(2) 福井県のすぐれた自然 沿岸部所在一覧【越前海岸ゾーン】

メッシュ	市町村名	名 称	区 分
931	越前	フタイロカミキリモドキ	昆虫
931	越前	アメイロオオアリ	昆虫
931	越前	越前海岸のスイセン	植生
931	越前	越前岬	地形地質
931	越前	玉川の海食洞	地形地質
931	越前	越前海岸玉川	地形地質
932	越前	越前海岸のスイセン	植生
908	越前	越前海岸のスイセン	植生
908	越前	玉川の高位段丘礫岩	地形地質
908	越前	梅浦の礫岩	地形地質
908	越前	ニクイロシブキツボ	陸水生物
909	越前	越前海岸のスイセン	植生
909	越前	黒崎の礫岩と地形	地形地質
909	越前	厨の海岸段丘	地形地質
883	越前	オオムツボシタマムシ	昆虫
883	越前	フタイロカミキリモドキ	昆虫
883	越前	キュビギングチ	昆虫
883	越前	越前海岸のスイセン	植生
883	越前	厨城山のブナ林	植生
883	越前	厨の海岸段丘	地形地質
910	越前	厨の海岸段丘	地形地質
911	越前	越前海岸のスイセン	植生
911	越前	越前町の古期岩石	地形地質
884	越前	越前海岸のスイセン	植生
884	越前	厨の離水海食洞	地形地質
885	越前	ムカシトンボ	昆虫
885	越前	フクイアナバチ	昆虫
885	越前	越前海岸のスイセン	植生
885	越前	越前町の古期岩石	地形地質
912	越前	越前海岸のスイセン	植生
912	越前	野島崎の放散虫化石	地形地質
886	越前	ムカシトンボ	昆虫
886	越前	フタイロカミキリモドキ	昆虫
858	河野	スネケブカヒロコバナカミキリ	昆虫
831	河野	勝蓮花の河岸段丘	地形地質
832	河野	ムカシトンボ	昆虫
832	河野	サシゲチビタマムシ	昆虫
832	河野	甲楽城断層	地形地質
796	河野	甲楽城断層	地形地質
797	河野	アミダテントウ	昆虫
797	河野	河野海岸の枕状溶岩と凝灰角礫岩	地形地質
797	河野	甲楽城断層に沿う平坦地形と風谷	地形地質
797	河野	甲楽城断層	地形地質
798	河野	甲楽城断層に沿う平坦地形と風谷	地形地質
798	河野	甲楽城断層	地形地質
799	河野	甲楽城断層に沿う平坦地形と風谷	地形地質
799	河野	甲楽城断層	地形地質
760	河野	甲楽城断層に沿う平坦地形と風谷	地形地質
760	河野	甲楽城断層	地形地質
761	敦賀	敦賀市元比田の海成段丘	地形地質
761	敦賀	杉津の陸ケイ島・孤立丘陵地	地形地質
761	敦賀	敦賀湾東岸の扇状地・扇状地様台地・後背湿地	地形地質
761	敦賀	鉢伏山の花崗閃緑岩と元比田礫岩	地形地質
762	敦賀	杉津の陸ケイ島・孤立丘陵地	地形地質
762	敦賀	敦賀湾東岸の扇状地・扇状地様台地・後背湿地	地形地質
762	敦賀	鉢伏山の花崗閃緑岩と元比田礫岩	地形地質

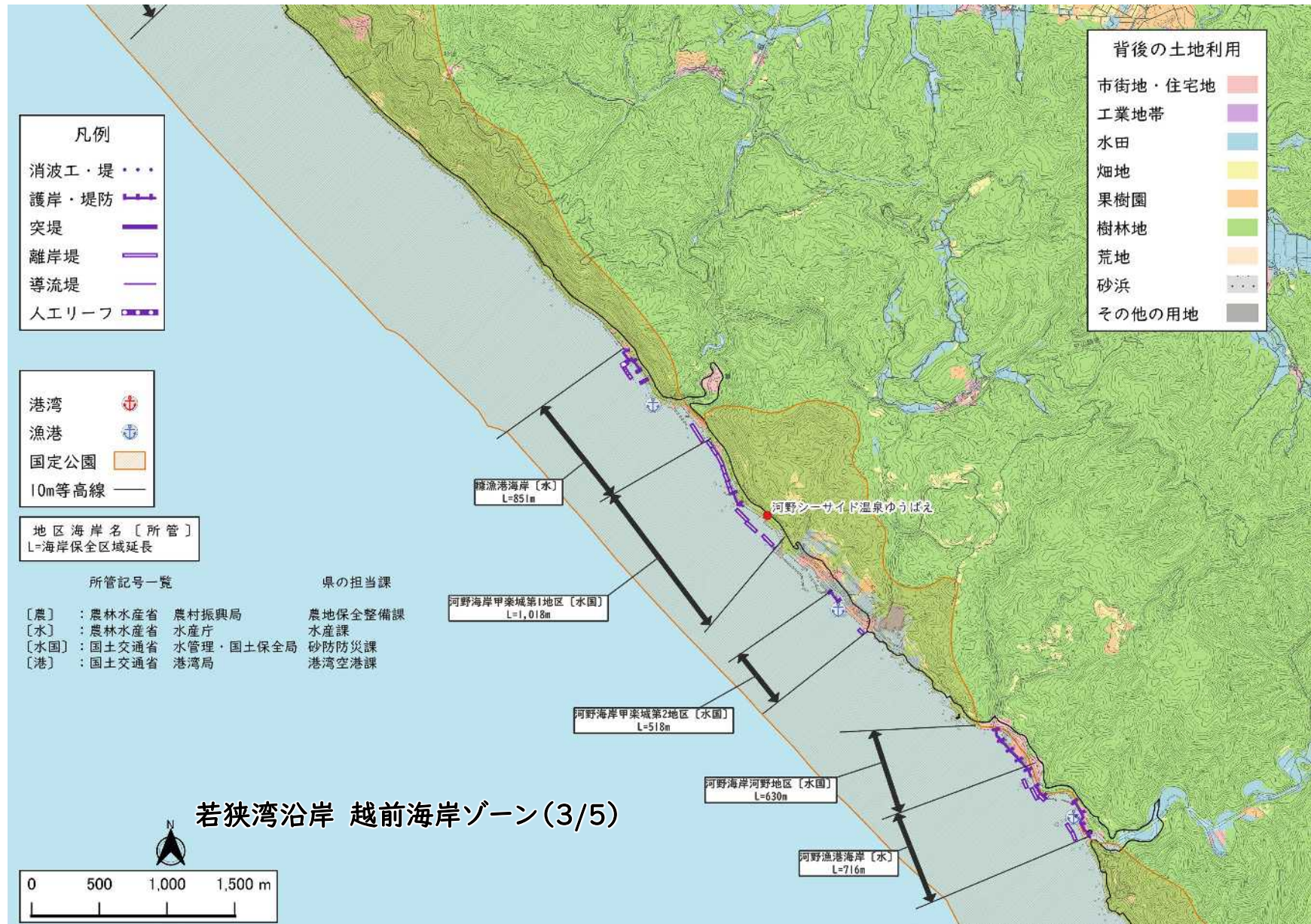
*メッシュ番号及び市町村名は巻末の参考資料「福井県のすぐれた自然情報図 1999」(令和 8 年 7 月末最新データ)の情報を示す。

*この他、県内において貴重種としてメッシュを特定していない種もある。



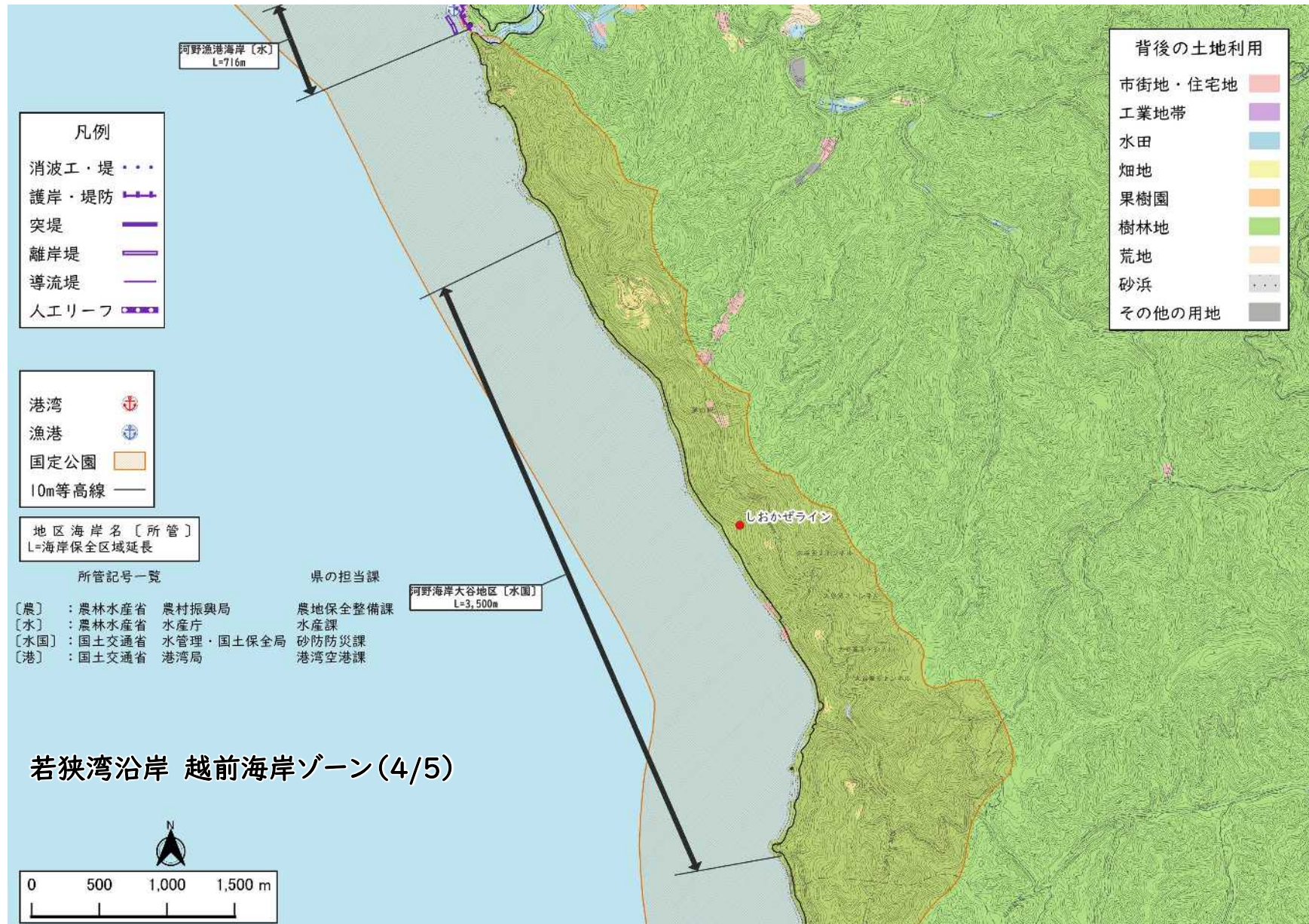
「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



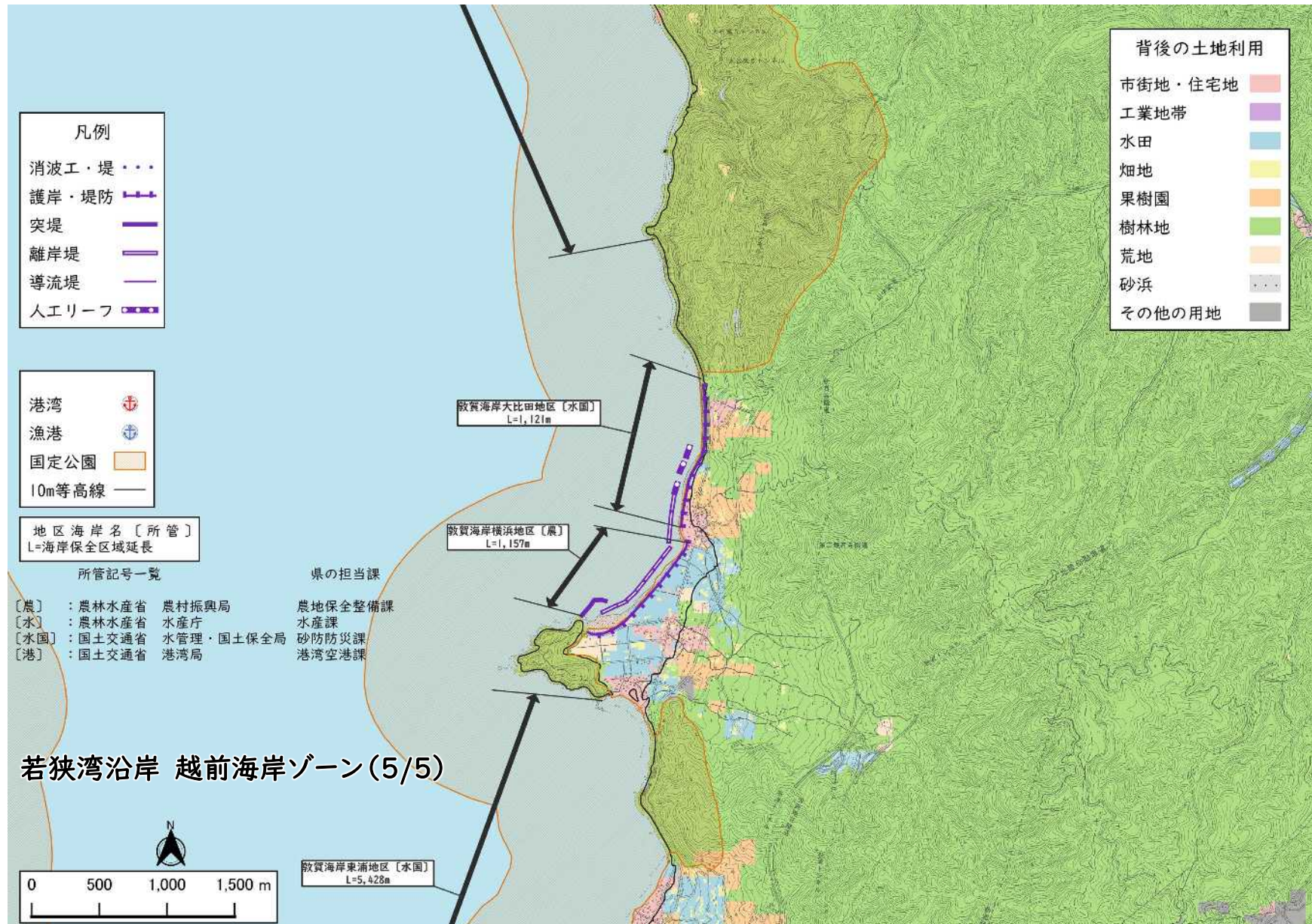
「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

3.2.3 敦賀湾ゾーン

(1) 整備を必要とする区域の現況および整備目的

沿岸名		若狭湾沿岸
ゾーン名		敦賀湾ゾーン（東浦海岸～立石漁港） ～港と白砂青松の交流ゾーン～
背後地の状況		敦賀湾に面する海岸で、湾奥には敦賀市の市街地、重要港湾の敦賀港が位置している。 敦賀湾の東側および西側の海岸背後地には低地が点在し、集落および農地として利用されている。
整備の必要性 および目的		敦賀湾の湾奥および東側、西側の一部の区間には砂浜海岸があるが、侵食傾向にある。そのため、砂浜の保全・回復が必要である。 侵食が進んだことにより、冬季の高波浪時には越波が生じている。そのため、越波が生じている区間では、侵食対策が必要である。 気候変動により将来に亘って防護水準が上昇していくことが想定されているため、施設供用期間中に施設の要求性能を確保する必要がある。
施策	防護面	○現状の海岸線を維持するとともに、侵食が進んでいる海岸では、現状の構造物の配置に配慮しつつ、砂浜の保全・回復に努める。 ○冬季風浪による越波が著しい区間では砂浜の防災機能を活用しつつ、越波対策を行い、背後地に住む人々や資産の防護に努める。 ○気候変動への対応策として、ハード・ソフト対策を組み合わせ、越波被害の防止を図る。
	環境面	○海岸線には貴重な動物種や海浜植生が確認されており、これら生物や海浜植生の生育および生息・繁殖環境との調和を図る。 ○岩礁海岸では藻場が分布しており、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成・繁殖環境との調和を図る。 ○松原海岸に見られるように、砂浜、海岸林およびそれらが一体となって創り出す良好な景観の保全に努める。 ○景観に優れた海岸が多く、良好な自然景観の保全に努める。
	利用面	○背後に人口集積地を抱え、地域の身近な自然として、多くの人々が様々な形態で利用しており、海水浴などの利用客も多いことから、多様な海岸利用の調整を図り、快適な海岸利用の推進に配慮する。 ○健全で快適な海岸利用の推進に向けて、利用マナーの向上を図る啓発活動を推進する。
整備計画の方針		○越波が著しい区間では、越波被害の防止を目的として整備を行う。 ○砂浜の消失を防ぐため、砂浜の保全・回復に努める。 ○海岸線に生息する貴重な生物や海浜植生の生育および生息・繁殖環境との調和を図る。 ○松原海岸に見られるような良好な砂浜海岸の景観を維持する。藻場の保全・回復、生態系の生息・繁殖環境との調和を図る。 ○高潮・高波浪、侵食、地震・津波等に対して、気候変動の影響を踏まえた、適切な施設整備の推進を図る。
関連計画の有無		○敦賀港港湾計画 ○若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクト

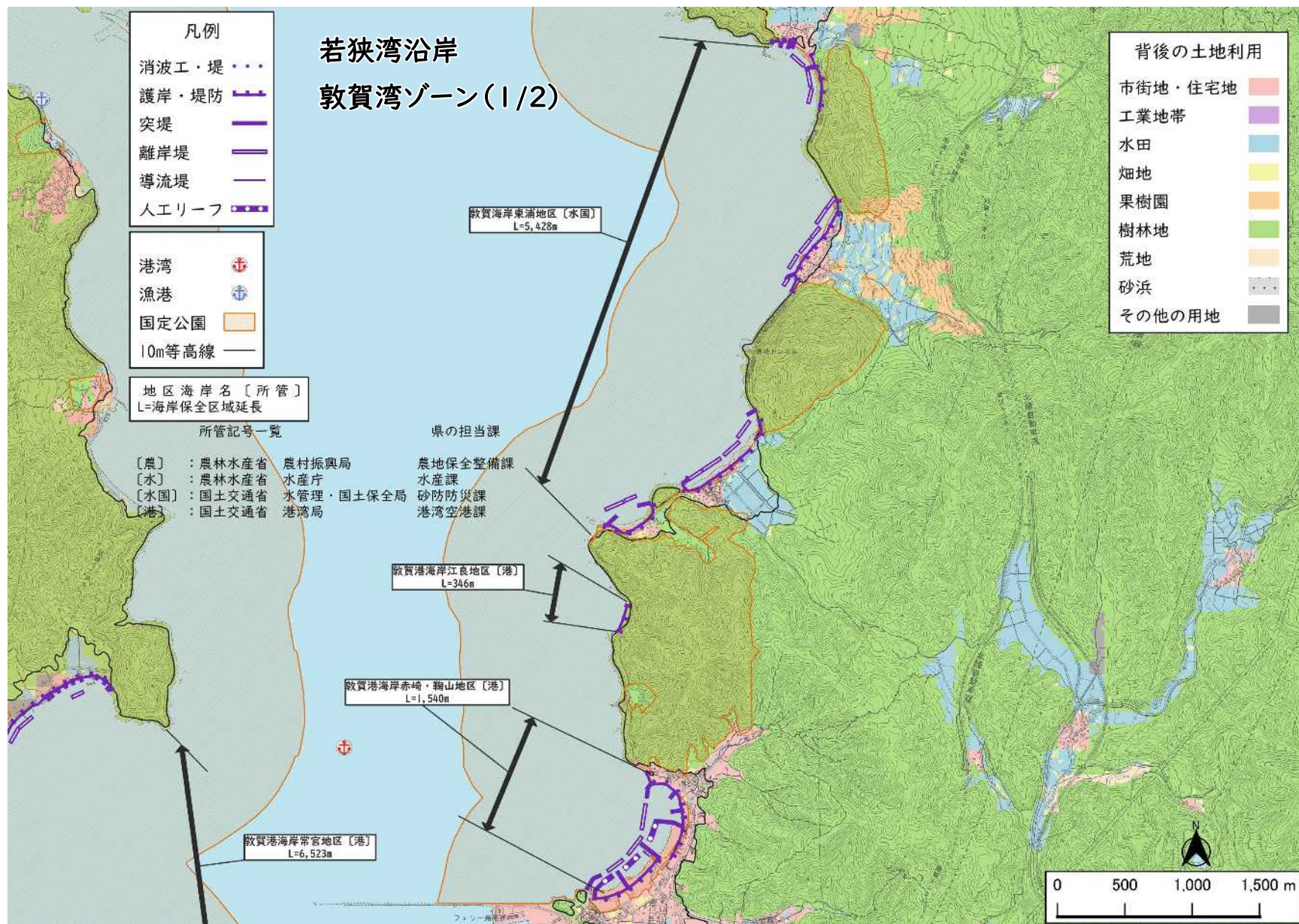
(2) 福井県のすぐれた自然 沿岸部所在一覧【敦賀湾ゾーン】

メッシュ	市町村名	名 称	区 分
800	敦賀	ゲンジボタル	昆虫
800	敦賀	コツノアリ	昆虫
800	敦賀	杉津の陸ケイ島・孤立丘陵地	地形地質
800	敦賀	敦賀湾東岸の扇状地・扇状地様台地・後背湿地	地形地質
801	敦賀	杉津の陸ケイ島・孤立丘陵地	地形地質
801	敦賀	敦賀湾東岸の扇状地・扇状地様台地・後背湿地	地形地質
763	敦賀	杉津の陸ケイ島・孤立丘陵地	地形地質
763	敦賀	敦賀湾東岸の扇状地・扇状地様台地・後背湿地	地形地質
763	敦賀	鉢伏山の花崗閃緑岩と元比田礫岩	地形地質
802	敦賀	敦賀湾東岸の扇状地・扇状地様台地・後背湿地	地形地質
805	敦賀	アオモンイトトンボ	昆虫
805	敦賀	キヒロサナエ	昆虫
805	敦賀	タベサナエ	昆虫
805	敦賀	オグマサナエ	昆虫
805	敦賀	ネアカヨシヤンマ	昆虫
805	敦賀	アオヤンマ	昆虫
805	敦賀	マルタンヤンマ	昆虫
805	敦賀	ハッチョウトンボ	昆虫
805	敦賀	チョウトンボ	昆虫
805	敦賀	マイコアカネ	昆虫
805	敦賀	ヒメアカネ	昆虫
805	敦賀	エゾトンボ	昆虫
805	敦賀	クチキコオロギ	昆虫
805	敦賀	トゲミズギワカメムシ	昆虫
805	敦賀	オオコオイムシ	昆虫
805	敦賀	ヨコヅナツチカメムシ	昆虫
805	敦賀	ゲンゴロウ	昆虫
805	敦賀	コガタノゲンゴロウ	昆虫
805	敦賀	サシゲチビタマムシ	昆虫
805	敦賀	ゲンジボタル	昆虫
805	敦賀	ガマクスイ	昆虫
805	敦賀	ナカイケミヒメテントウ	昆虫
805	敦賀	フタイロカミキリモドキ	昆虫
805	敦賀	アケボノベッコウ	昆虫
805	敦賀	キアシマエダテ	昆虫
805	敦賀	オオヒゲナガハナアブ	昆虫
805	敦賀	スズキナガハナアブ	昆虫
805	敦賀	敦賀市中池見湿地	地形地質
805	敦賀	中池見の湿生植物群落	植生
805	敦賀	金ヶ崎城跡のスタジイ林	植生
805	敦賀	中池見盆地	地形地質
805	敦賀	金ヶ崎の石灰岩と地形	地形地質
833	敦賀	キアシハナダカバチモドキ	昆虫
833	敦賀	ニッポンハナダカバチ	昆虫
833	敦賀	気比の松原	植生
833	敦賀	金ヶ崎の石灰岩と地形	地形地質
833	敦賀	気比の松原	地形地質
833	敦賀	笹ノ川河口域	鳥獣
865	敦賀	気比の松原	植生
865	敦賀	気比の松原	地形地質
864	敦賀	弁天崎の巨晶花崗岩(ベグマタイト)、晶洞、洞穴	地形地質
863	敦賀	サシゲチビタマムシ	昆虫
863	敦賀	フクイアナバチ	昆虫
863	敦賀	カラトイスカバチ	昆虫
863	敦賀	キアシハナダカバチモドキ	昆虫
863	敦賀	弁天崎の巨晶花崗岩(ベグマタイト)、晶洞、洞穴	地形地質
862	敦賀	弁天崎の巨晶花崗岩(ベグマタイト)、晶洞、洞穴	地形地質
861	敦賀	オキナワシリアゲコバチ	昆虫
860	敦賀	ムスジイトトンボ	昆虫
860	敦賀	チョウトンボ	昆虫
860	敦賀	浦底の猪ヶ池および明神崎の地塁・地溝	地形地質
859	敦賀	ムスジイトトンボ	昆虫
859	敦賀	浦底の猪ヶ池および明神崎の地塁・地溝	地形地質

*メッシュ番号及び市町村名は巻末の参考資料「福井県のすぐれた自然情報図 1999」(令和 8 年 7 月末最新データ)

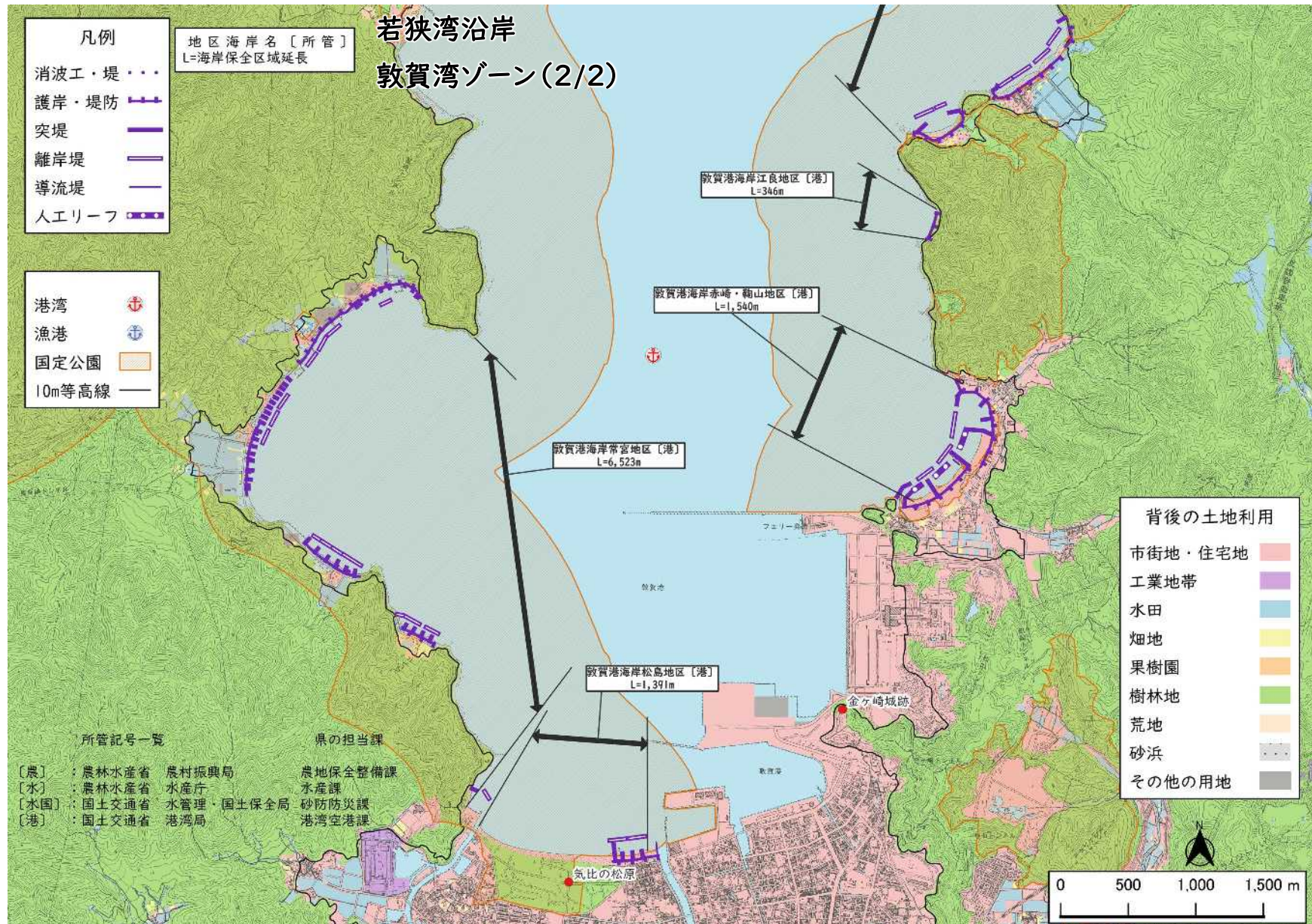
の情報を示す。

*この他、県内において貴重種としてメッシュを特定していない種もある。



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

3.2.4 美浜ゾーン

(1) 整備を必要とする区域の現況および整備目的

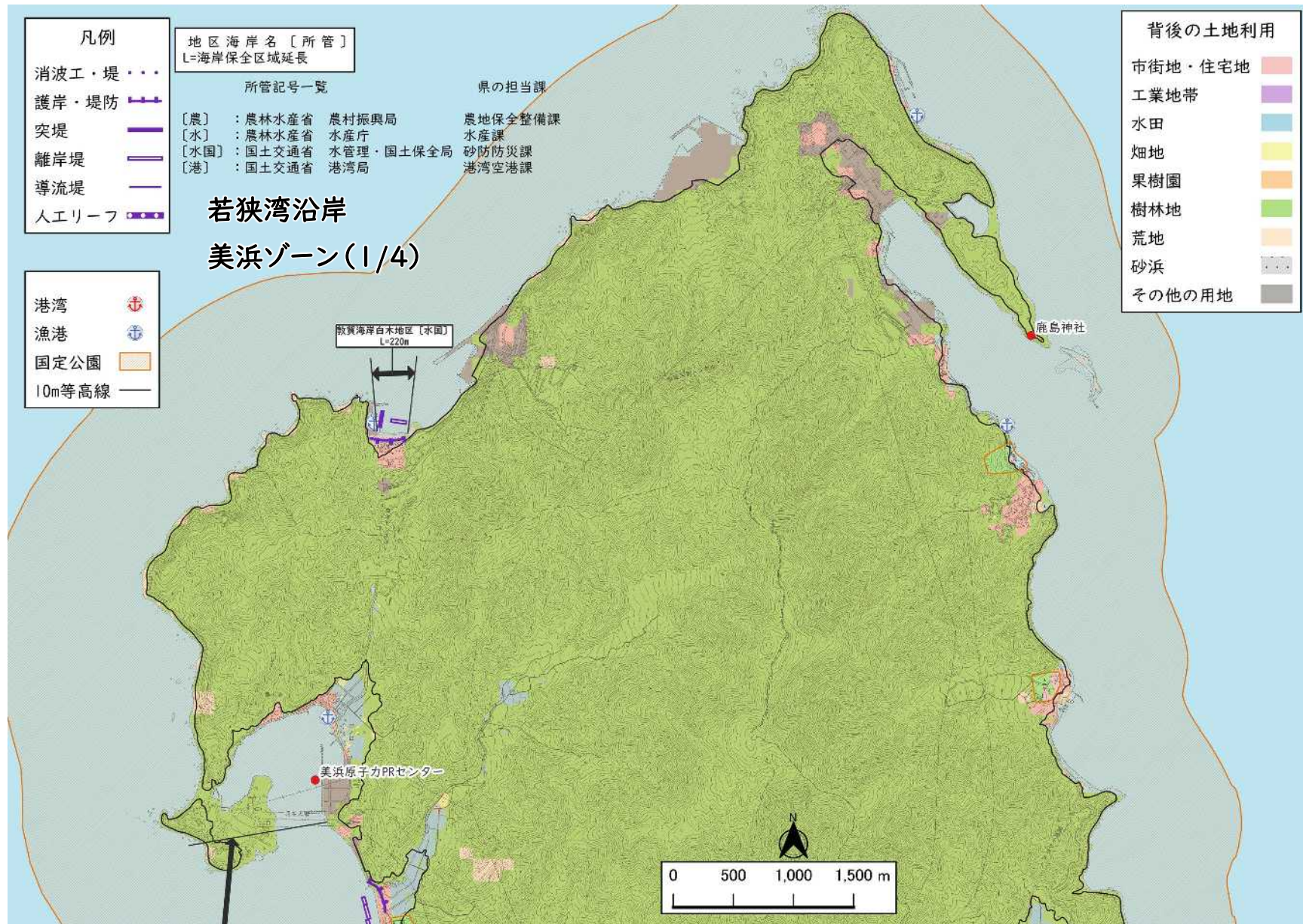
沿岸名		若狭湾沿岸
ゾーン名		美浜ゾーン（白木海岸～日向漁港） ～砂浜と湖のコントラストゾーン～
背後地の状況		河川付近に広がる低地を中心として、海岸背後地は集落または農地として利用されている。特に、菅浜漁港から早瀬漁港までの低地には集落が点在し、農地として利用されている。 常神半島の東側海岸は崖が海岸線まで迫っており、背後地の利用はない。
整備の必要性 および目的		比較的延長の長い砂浜海岸が存在しており、海岸保全施設の整備によって汀線が維持されているため、引き続き砂浜の保全・回復が必要である。 気候変動により将来に亘って防護水準が上昇していくことが想定されているため、施設供用期間中に施設の要求性能を確保する必要がある。
施策	防護面	○砂浜の保全・回復に努める。 ○気候変動への対応策として、ハード・ソフト対策を組み合わせ、越波被害の防止を図る。
	環境面	○鳥獣保護区に指定されている区域であり、海岸線には貴重な動物種や昆虫等が確認されており、これら生物の生育および生息・繁殖環境との調和を図る。 ○岩礁海岸では藻場が分布しており、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成・繁殖環境との調和を図る。 ○水晶浜に代表される砂浜海岸や岩礁海岸等の複雑に入り組んだリアス式海岸が創り出す良好な景観の保全に努める。
	利用面	○海水浴などの利用者が多いことから海岸保全施設の整備に当たっては海域における漁業活動やレクリエーション活動に配慮する。 ○多様な海岸利用が行われていることから、海岸利用の調整を図り、快適な海岸利用の推進に配慮する。 ○健全で快適な海岸利用の推進に向けて、利用マナーの向上を図る啓発活動を推進する。
整備計画の方針		○砂浜の消失を防ぐため、砂浜の保全・回復に努める。 ○海岸線に生息する貴重な生物の生育および生息・繁殖環境との調和を図る。 ○三方海岸竹波地区に見られるような良好な砂浜海岸の景観を維持する。 ○高潮・高波浪、侵食、地震・津波等に対して、気候変動の影響を踏まえた、適切な施設整備の推進を図る。
関連計画の有無		○若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクト

(2) 福井県のすぐれた自然 沿岸部所在一覧【美浜ゾーン】

メッシュ	市町村名	名 称	区 分
888	敦賀	アメイロオオアリ	昆虫
888	敦賀	立石岬の海食棚・海食崖・節理	地形地質
915	敦賀、美浜	白城神社のスタジイ林	植生
915	敦賀、美浜	門ヶ崎のクロマツ林	植生
933	美浜	アメイロオオアリ	昆虫
933	美浜	門ヶ崎の海食地形・節理	地形地質
935	美浜	弁天崎の海岸地形と水晶ヶ浜	地形地質
917	美浜	弁天崎の海岸地形と水晶ヶ浜	地形地質
918	美浜	キュウシュウチビトラカミキリ	昆虫
918	美浜	弁天崎の海岸地形と水晶ヶ浜	地形地質
936	美浜	弁天崎の海岸地形と水晶ヶ浜	地形地質
920	美浜	佐田における海岸低位段丘の海食	地形地質
921	美浜	佐田における海岸低位段丘の海食	地形地質
947	美浜	和田海岸の変成岩(虎石)、ブラックサンド	地形地質
948	美浜	アカオビケラトリ	昆虫
958	美浜、三方	ムスジイトトンボ	昆虫
958	美浜、三方	アオヤンマ	昆虫
958	美浜、三方	ハッチョウトンボ	昆虫
958	美浜、三方	久々子海岸の花崗岩と縄文洞穴	地形地質
958	美浜、三方	美浜町日向の海食地形と海岸露頭	地形地質
958	美浜、三方	三方五湖	地形地質
958	美浜、三方	三方五湖とその周辺	鳥獣
957	美浜	久々子海岸の花崗岩と縄文洞穴	地形地質
957	美浜	美浜町日向の海食地形と海岸露頭	地形地質
970	美浜	美浜町日向の海食地形と海岸露頭	地形地質
971	美浜、三方	美浜町日向の海食地形と海岸露頭	地形地質
971	美浜、三方	三方五湖	地形地質
971	美浜、三方	三方五湖とその周辺	鳥獣
986	美浜、三方	ヤノトラカミキリ	昆虫
986	美浜、三方	ケブカツヤオオアリ	昆虫
986	美浜、三方	チャイロスズメバチ	昆虫
986	美浜、三方	三方五湖	地形地質
1001	三方	アミダテントウ	昆虫
1001	三方	ササキリギングチ	昆虫
1001	三方	若狭湾の島と半島部	地形地質
1001	三方	常神半島の植生	植生
1000	美浜、三方	若狭湾の島と半島部	地形地質
1000	美浜、三方	常神半島の植生	植生

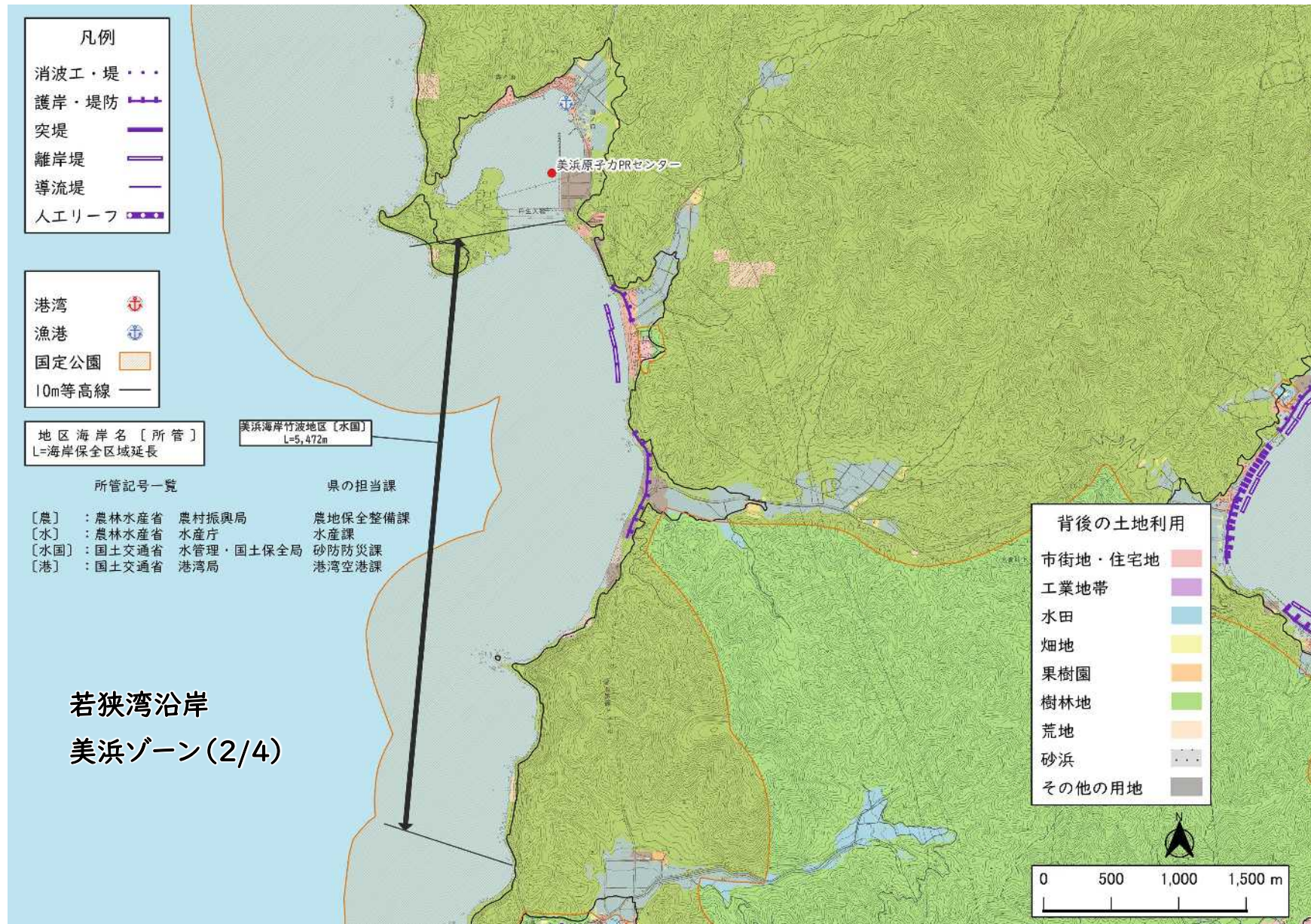
*メッシュ番号及び市町村名は巻末の参考資料「福井県のすぐれた自然情報図 1999」(令和 8 年 7 月末最新データ)の情報を示す。

*この他、県内において貴重種としてメッシュを特定していない種もある。



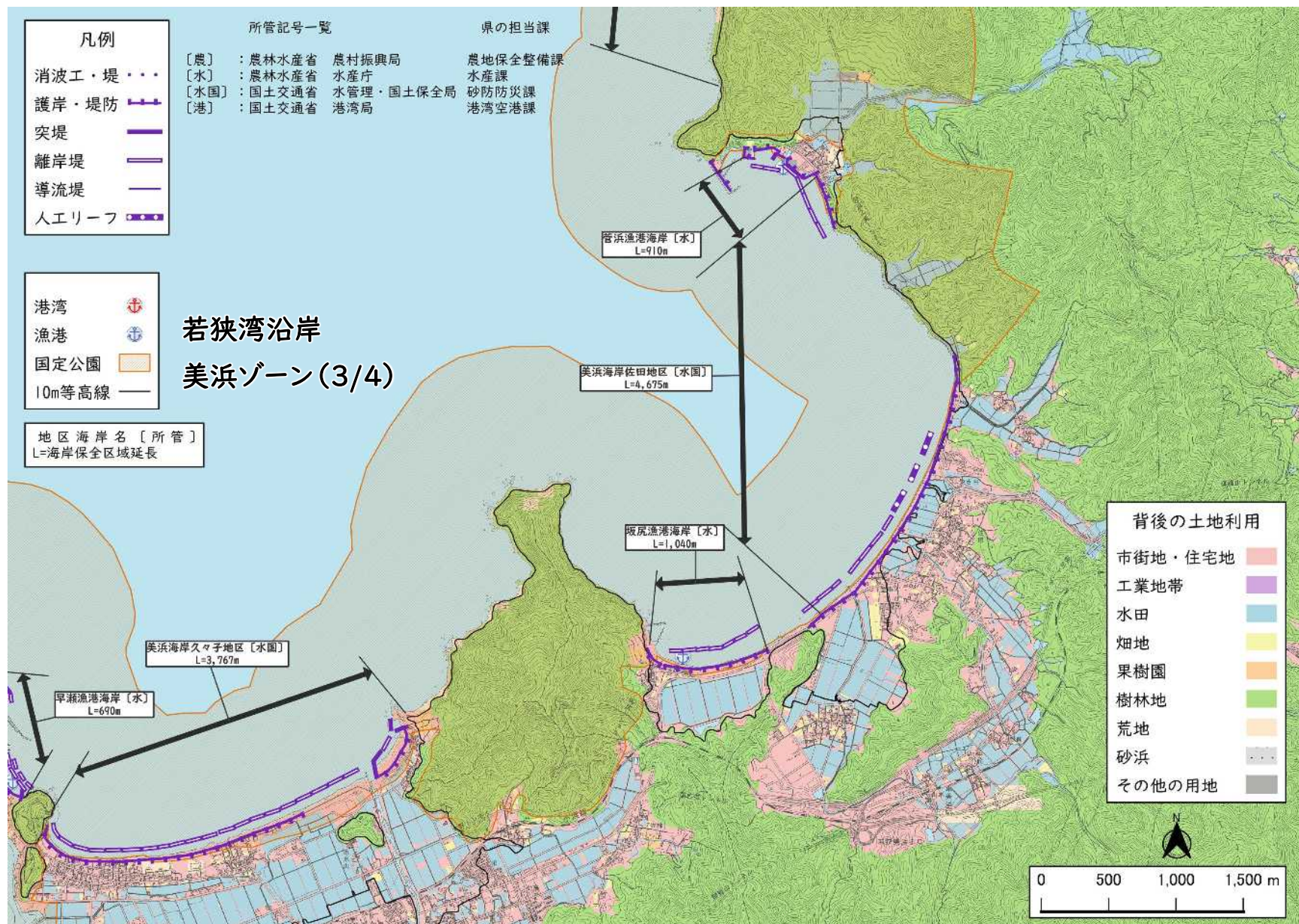
「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



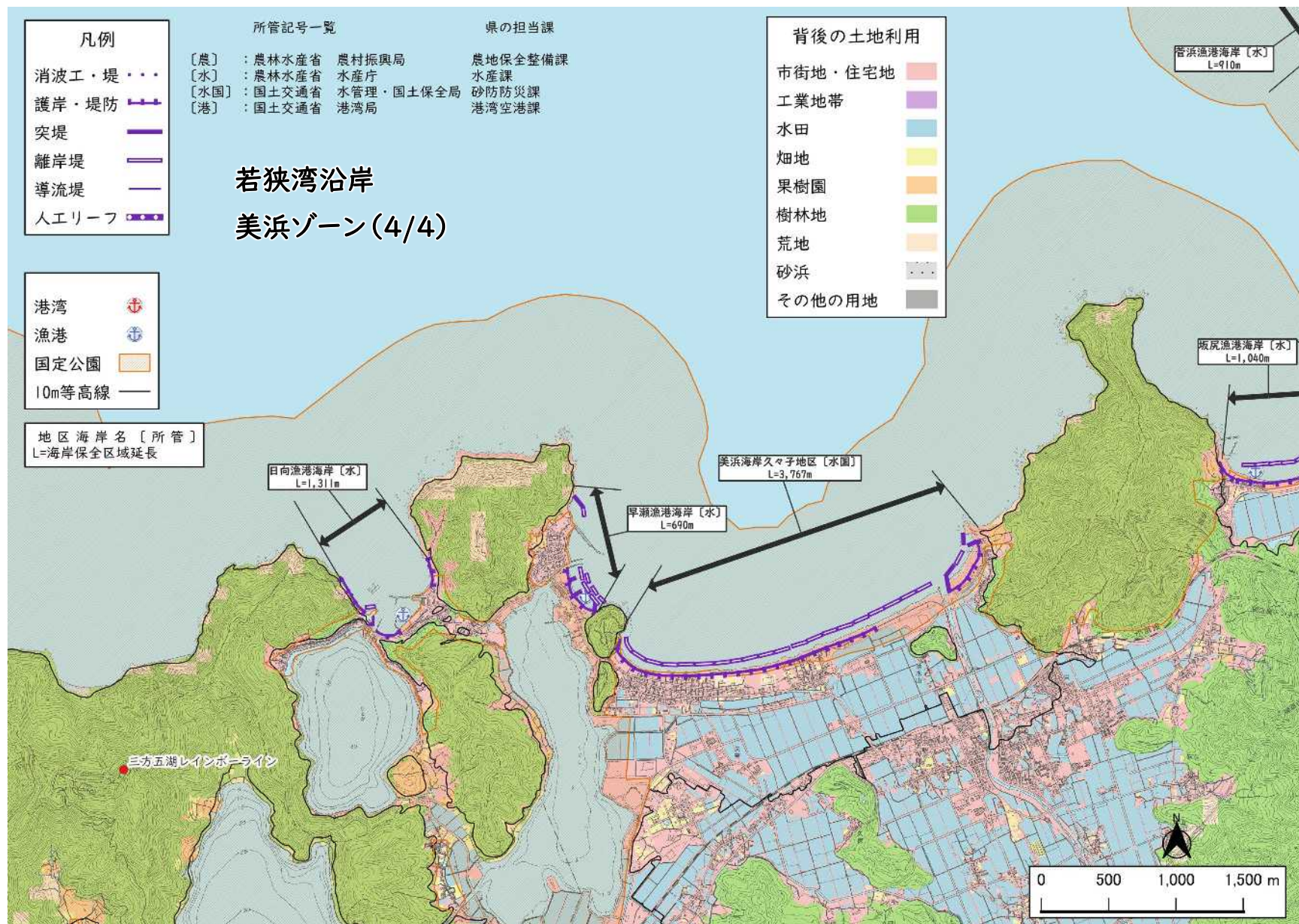
「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

3.2.5 三方・小浜ゾーン

(1) 整備を必要とする区域の現況および整備目的

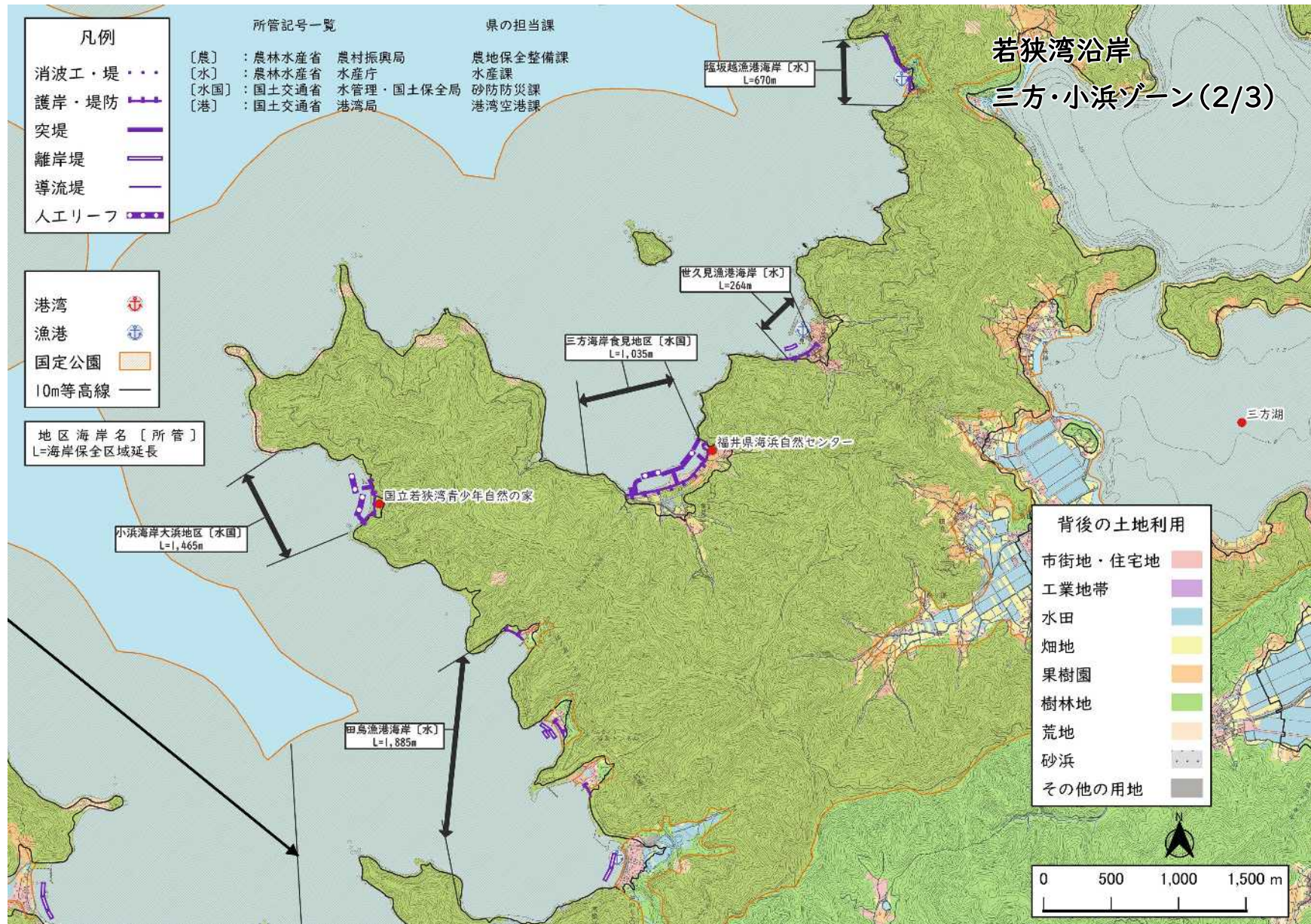
沿岸名		若狭湾沿岸
ゾーン名		三方・小浜ゾーン（常神漁港～内外海漁港（西小川地区）） ～半島と入り江の景勝ゾーン～
背後地の状況		崖が海岸線まで迫り岩礁海岸が続いており、限られた低地が入り江となった箇所が局所的に点在し、漁港および集落、農地が分布する。 内外海半島の北側（外海側）は崖が続いており、背後地の利用はない。
整備の必要性 および目的		砂浜海岸が半島や岬に囲まれたポケットビーチとして点在しているため、砂浜の保全・回復が必要である。 気候変動により将来に亘って防護水準が上昇していくことが想定されているため、施設供用期間中に施設の要求性能を確保する必要がある。
施策	防護面	○現状の海岸線を維持するとともに、砂浜の保全・回復に努める。 ○気候変動への対応策として、ハード・ソフト対策を組み合わせ、越波被害の防止を図る。
	環境面	○海中公園に指定されている箇所があり、豊かな自然環境の保全に努める。また、海岸線には貴重な動物種や海浜植生が確認されており、これら生物や海浜植生の生育および生息・繁殖環境との調和を図る。 ○岩礁海岸では藻場が分布しており、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成・繁殖環境との調和を図る。 ○岩礁海岸など複雑に入り組んだリアス式海岸の創り出す良好な景観の保全に努める。
	利用面	○海水浴などの利用者も多いことから海岸保全施設の整備に当たっては海域における漁業活動やレクリエーション活動に配慮する。 ○健全で快適な海岸利用の推進に向けて、利用マナーの向上を図る啓発活動を推進する。
整備計画の方針		○砂浜の消失を防ぐため、砂浜の保全・回復に努める。 ○海岸線に生息する貴重な生物や海浜植生の生育および生息・繁殖環境との調和を図る。 ○岩礁海岸では藻場が分布しており、藻場の保全・回復に配慮する。 ○高潮・高波浪、侵食、地震・津波等に対して、気候変動の影響を踏まえた、適切な施設整備の推進を図る。
関連計画の有無		○若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクト

(2) 福井県のすぐれた自然 沿岸部所在一覧【三方・小浜ゾーン】

メッシュ	市町村名	名 称	区 分
1001	三方	アミダテントウ	昆虫
1001	三方	ササキリギングチ	昆虫
1001	三方	若狭湾の島と半島部	地形地質
1001	三方	常神半島の植生	植生
1000	美浜、三方	若狭湾の島と半島部	地形地質
1000	美浜、三方	常神半島の植生	植生
1015	三方	オマガリフキバツタ	昆虫
1015	三方	ヒメハルゼミ	昆虫
1015	三方	アミダテントウ	昆虫
1015	三方	ニッポンモモブトコバナカミキリ	昆虫
1015	三方	キュウシュウチビトラカミキリ	昆虫
1015	三方	クロオビトゲムネカミキリ	昆虫
1015	三方	イチモンジハムシ	昆虫
1015	三方	ササキリギングチ	昆虫
1015	三方	イカズチキマダラハナバチ	昆虫
1015	三方	トワダオオカ	昆虫
1015	三方	若狭湾の島と半島部	地形地質
1015	三方	御神島の照葉樹林	植生
1015	三方	常神半島の植生	植生
1015	三方	常神の海岸露頭	地形地質
1016	三方	クチキコオロギ	昆虫
1016	三方	ヒメハルゼミ	昆虫
1016	三方	アミダテントウ	昆虫
1016	三方	ニッポンモモブトコバナカミキリ	昆虫
1016	三方	キュウシュウチビトラカミキリ	昆虫
1016	三方	クロオビトゲムネカミキリ	昆虫
1016	三方	イチモンジハムシ	昆虫
1016	三方	ササキリギングチ	昆虫
1016	三方	トワダオオカ	昆虫
1016	三方	ミカドハマダラミバエ	昆虫
1016	三方	若狭湾の島と半島部	地形地質
1016	三方	御神島の照葉樹林	植生
1016	三方	常神半島の植生	植生
1016	三方	常神の海岸露頭	地形地質
1002	三方	若狭湾の島と半島部	地形地質
987	三方	ヤノトラカミキリ	昆虫
987	三方	ギフチョウ	昆虫
987	三方	塩浜の海岸露頭	地形地質
987	三方	三方五湖	地形地質
988	三方	鳥辺島と海中公園	地形地質
988	三方	三方五湖	地形地質
988	三方	三方五湖とその周辺	鳥獣
1004	三方	アミダテントウ	昆虫
1004	三方	イチモンジハムシ	昆虫
1004	三方	若狭湾の島と半島部	地形地質
1004	三方	鳥辺島の照葉樹林	植生
1004	三方	鳥辺島と海中公園	地形地質
1005	三方、小浜	ダイミョウセセリ	昆虫
1005	三方、小浜	鳥辺島と海中公園	地形地質
1006	小浜	チョウトンボ	昆虫
1007	上中、小浜	チョウトンボ	昆虫
1020	小浜	矢代崎のヤマモモ林	植生
1020	小浜	矢代の石灰岩層と地形	地形地質
1043	小浜	小浜湾の甲ケ崎	鳥獣
1056	小浜	イチモンジハムシ	昆虫
1056	小浜	内外海半島の植生	植生
1056	小浜	蘇洞門の断崖	地形地質
1071	小浜	内外海半島の植生	植生
1071	小浜	蘇洞門の断崖	地形地質

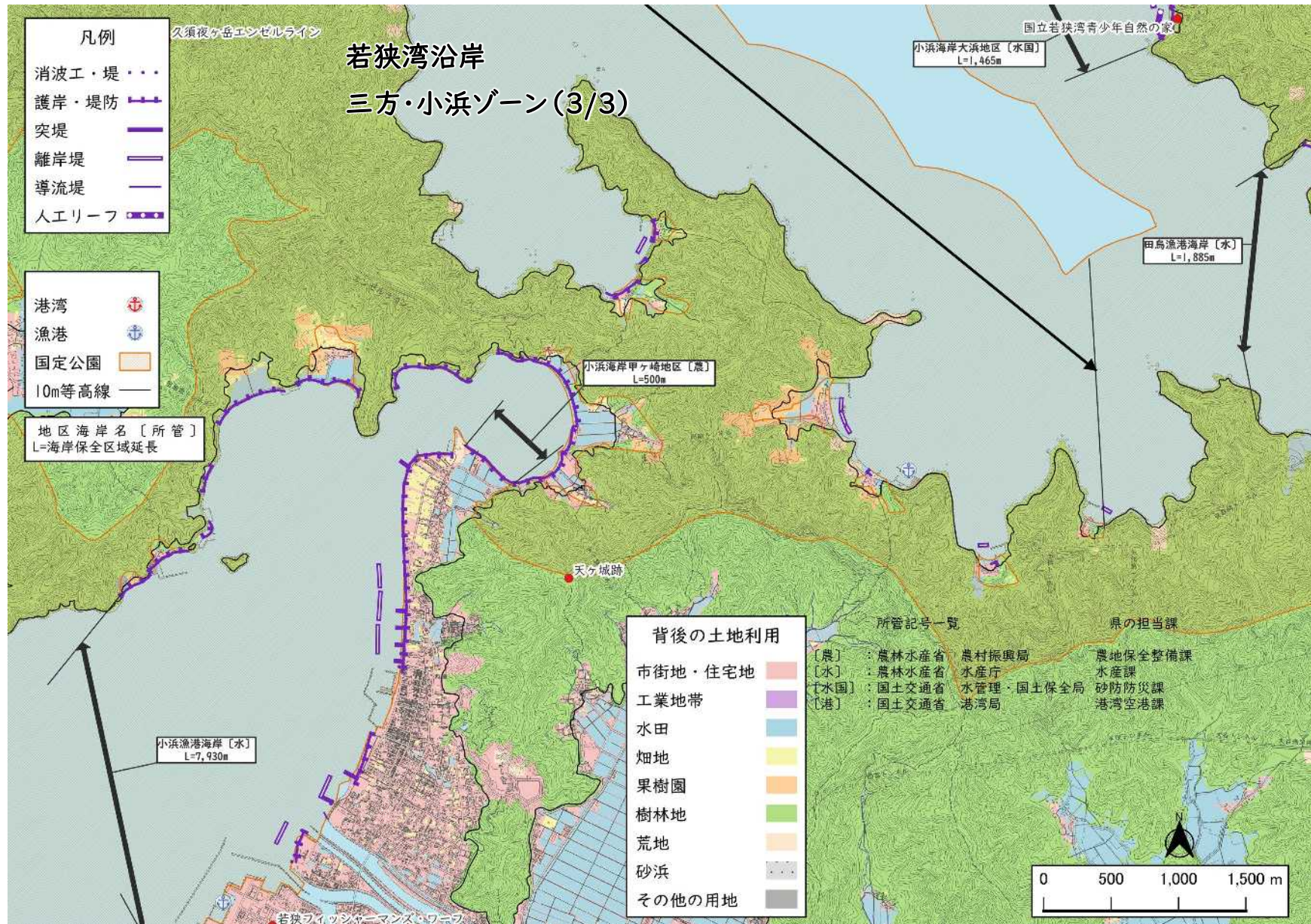
*メッシュ番号及び市町村名は巻末の参考資料「福井県のすぐれた自然情報図 1999」(令和 8 年 7 月末最新データ)の情報を示す。

*この他、県内において貴重種としてメッシュを特定していない種もある。



「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

3.2.6 小浜湾ゾーン

(1) 整備を必要とする区域の現況および整備目的

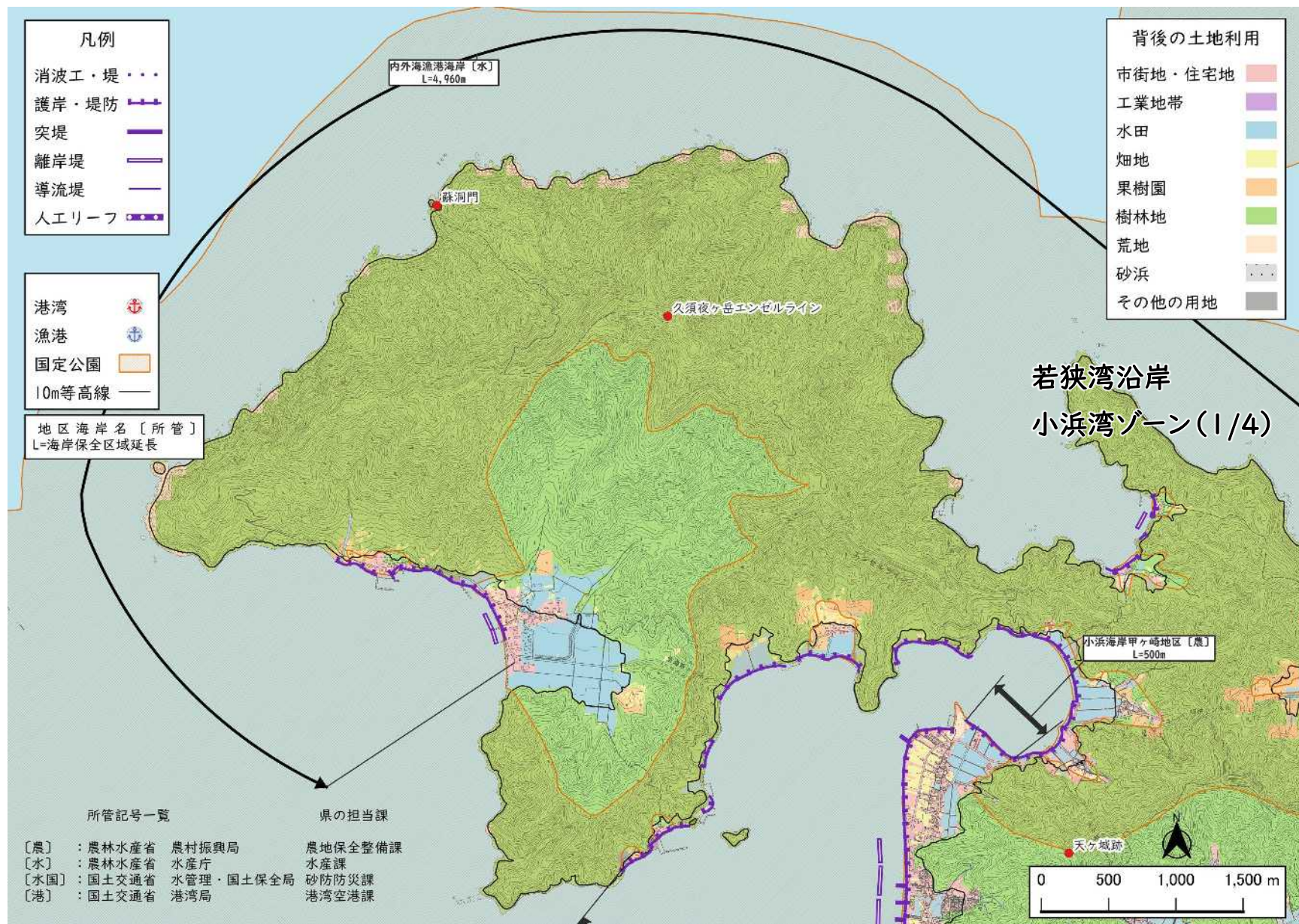
沿岸名		若狭湾沿岸
ゾーン名		小浜湾ゾーン（内外海漁港（泊地区）～大島海岸） ～港と海浜の公園ゾーン～
背後地の状況		小浜湾に面する海岸で、湾奥の東側には小浜市の市街地、小浜漁港が位置している。 また、内外海漁港や湾奥の飯盛川、佐分利川河口では低地が広がり、集落および農地利用がなされている。大島半島の基部から鋸先の区間では崖が海岸線まで迫っており、半島の先端部に低地が広がるのみで、集落および農地の利用が見られる。
整備の必要性 および目的		砂浜海岸は湾口に面した湾奥部に存在しており、海岸保全施設によって汀線が維持されているため、引き続き砂浜の保全・回復が必要である。 気候変動により将来に亘って防護水準が上昇していくことが想定されているため、施設供用期間中に施設の要求性能を確保する必要がある。
施策	防護面	○養浜、サンドリサイクル等を行い、現状の海岸線を維持するよう努める。 ○冬季風浪による越波が著しい区間では越波対策を行い、背後地に住む人々や資産の防護に努める。 ○気候変動への対応策として、ハード・ソフト対策を組み合わせ、越波被害の防止を図る。
	環境面	○海岸線には貴重な動物種や海浜植生が確認されており、これら生物や海浜植生の生育および生息・繁殖環境との調和を図る。 ○岩礁海岸では藻場が分布しており、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成・繁殖環境との調和を図る。 ○岩礁海岸などが創り出す良好な景観の保全に努める。
	利用面	○まちづくりの動向などとの連携を図り、海岸背後のレクリエーション施設と一体となった海岸利用の促進に配慮する。 ○直立の人工海岸では水際線へのアクセスの向上を図る。 ○健全で快適な海岸利用の推進に向けて、利用マナーの向上を図る啓発活動を推進する。
整備計画の方針		○砂浜の消失を防ぐため、砂浜の保全・回復に努める。 ○海岸線に生息する貴重な生物や海浜植生の生育および生息・繁殖環境との調和を図る。 ○岩礁海岸では藻場が分布しており、藻場の保全・回復に配慮する。 ○直立護岸における水際線へのアクセスの向上を図る。 ○高潮・高波浪、侵食、地震・津波等に対して、気候変動の影響を踏まえた、適切な防護手法の推進を図る。
関連計画の有無		○若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクト

(2) 福井県のすぐれた自然 沿岸部所在一覧【小浜湾ゾーン】

メッシュ	市町村名	名 称	区 分
1084	小浜	蘇洞門の断崖	地形地質
1072	小浜	内外海半島の植生	植生
1072	小浜	蘇洞門の断崖	地形地質
1058	小浜	サンゲチビタマムシ	昆虫
1058	小浜	アミダテントウ	昆虫
1057	小浜	久須夜神社のスダジイ林	植生
1057	小浜	内外海半島の植生	植生
1057	小浜	蘇洞門の断崖	地形地質
1044	小浜	小浜湾の甲ヶ崎	鳥獣
1045	小浜	タベサナエ	昆虫
1045	小浜	フタスジサナエ	昆虫
1045	小浜	マイコアカネ	昆虫
1045	小浜	アミダテントウ	昆虫
1045	小浜	フカイオオドロバチ	昆虫
1045	小浜	ギフチョウ	昆虫
1045	小浜	小浜湾の甲ヶ崎	鳥獣
1060	小浜	ギフチョウ	昆虫
1060	小浜	小浜海浜公園の地形・地質	地形地質
1074	小浜	西勢の海岸露頭	地形地質
1074	小浜	小浜海浜公園の地形・地質	地形地質
1075	小浜	ヒメアカネ	昆虫
1075	小浜	黒駒神社のスダジイ林	植生
1075	小浜	小浜海浜公園の地形・地質	地形地質
1085	小浜	ホソミイトンボ	昆虫
1085	小浜	ネアカヨシヤンマ	昆虫
1085	小浜	マルタンヤンマ	昆虫
1085	小浜	ヒメアカネ	昆虫
1085	小浜	ナニワトンボ	昆虫
1085	小浜	エソトンボ	昆虫
1085	小浜	小浜市岡津, 加斗, 荒木のトンボ類	昆虫
1085	小浜	ナカジマシロアリ	昆虫
1085	小浜	フタイロカミキリモドキ	昆虫
1085	小浜	イチモンジハムシ	昆虫
1085	小浜	ナンブヤドリコハナバチ	昆虫
1085	小浜	若狭湾の島と半島部	地形地質
1085	小浜	蒼島の照葉樹林	植生
1085	小浜	蒼島の地形・地質	地形地質
1097	小浜	フタスジサナエ	昆虫
1097	小浜	マルタンヤンマ	昆虫
1097	小浜	小浜市岡津, 加斗, 荒木のトンボ類	昆虫
1097	小浜	蒼島の地形・地質	地形地質
1098	小浜	フタスジサナエ	昆虫
1098	小浜	ネアカヨシヤンマ	昆虫
1098	小浜	マルタンヤンマ	昆虫
1098	小浜	ヒメアカネ	昆虫
1098	小浜	小浜市岡津, 加斗, 荒木のトンボ類	昆虫
1098	小浜	ギフチョウ	昆虫
1098	小浜	蒼島の地形・地質	地形地質
1110	高浜	ヒメアカネ	昆虫
1110	高浜	大島半島基部の超塩基性岩	地形地質
1121	大飯、高浜	大島半島基部の超塩基性岩	地形地質
1130	高浜	アオヤンマ	昆虫
1130	高浜	大島半島の植生	植生
1130	高浜	和田の衝上断層	地形地質
1130	高浜	大島半島の陸ケイ構造	地形地質
1130	高浜	大島半島基部の超塩基性岩	地形地質
1120	大飯、高浜	大島半島基部の超塩基性岩	地形地質
1109	高浜	大島半島基部の超塩基性岩	地形地質
1108	大飯	大島半島中部の断層地形	地形地質
1108	大飯	フタマゼ海岸のレーヤリング	地形地質
1107	大飯	大島半島中部の断層地形	地形地質
1096	大飯	アミダテントウ	昆虫
1096	大飯	ベーツヒラタカミキリ	昆虫
1096	大飯	冠者島の照葉樹林	植生
1096	大飯	大島半島の植生	植生
1096	大飯	赤礁崎の二疊紀放散虫化石	地形地質
1096	大飯	大島半島宮留の超塩基性岩とオリビンサンド	地形地質
1095	大飯	大島半島の植生	植生

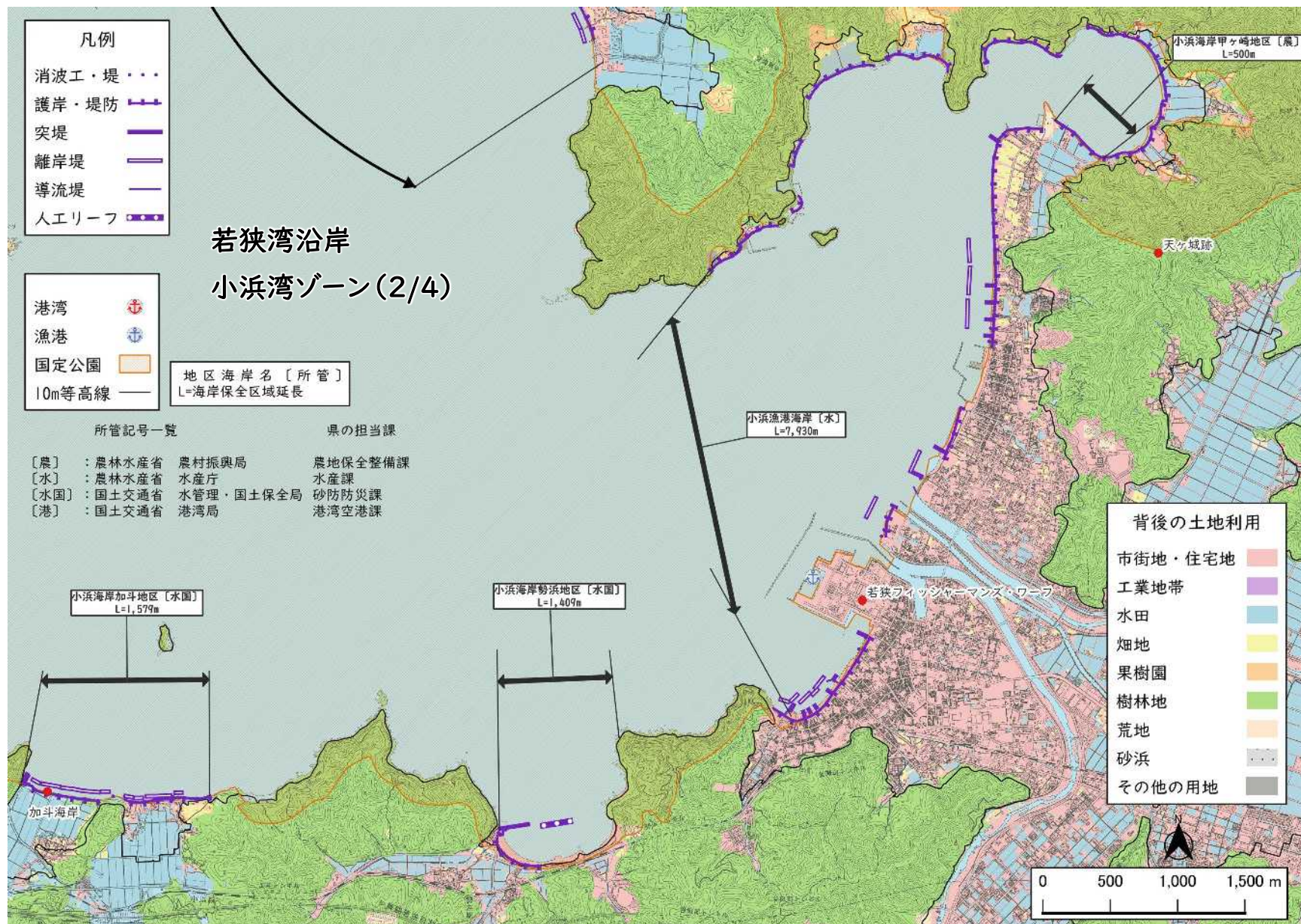
*メッシュ番号及び市町村名は巻末の参考資料「福井県のすぐれた自然情報図 1999」(令和 8 年 7 月末最新データ)の情報を示す。

*この他、県内において貴重種としてメッシュを特定していない種もある。



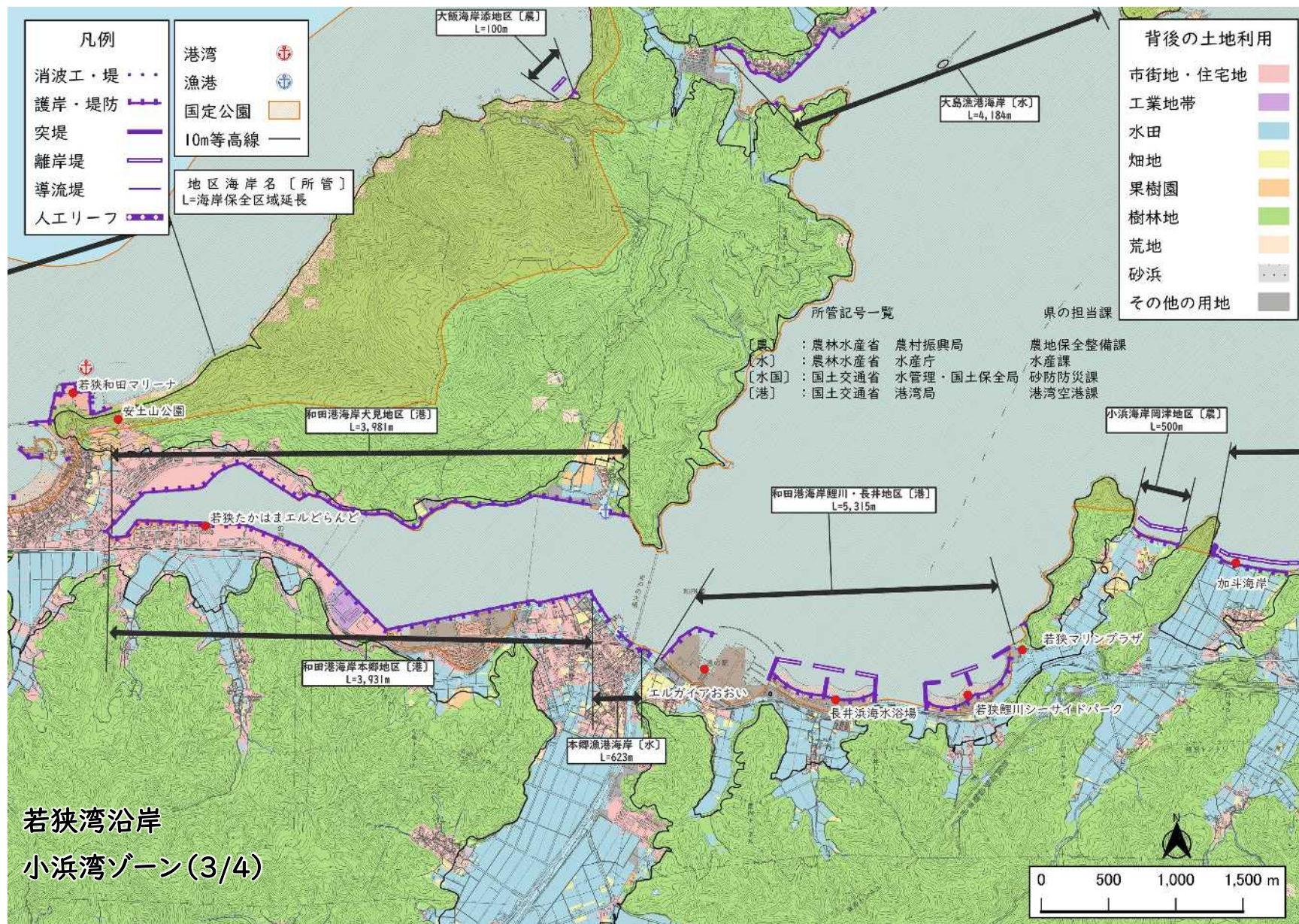
「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



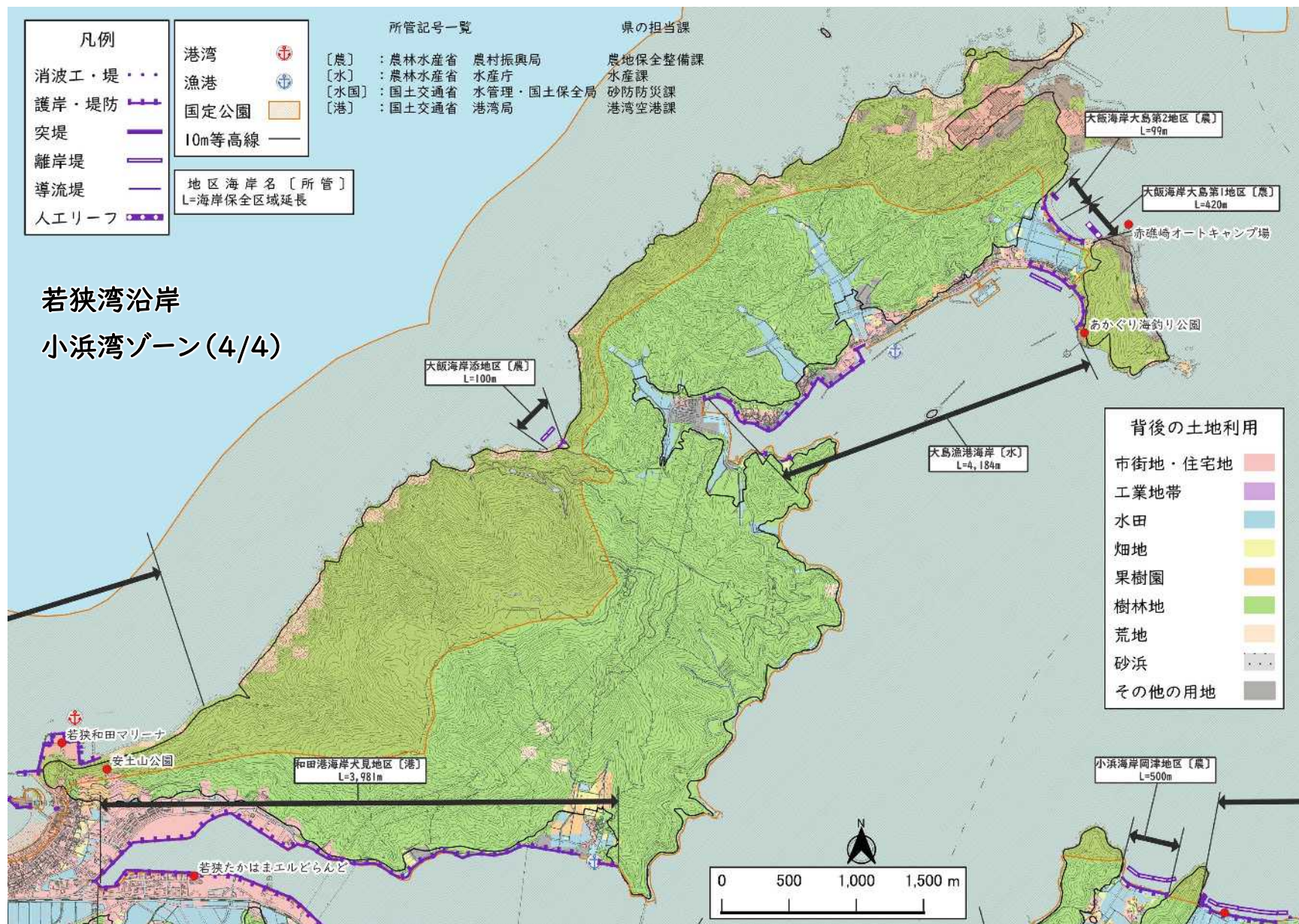
「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



3.2.7 大飯・高浜ゾーン

(1) 整備を必要とする区域の現況および整備目的

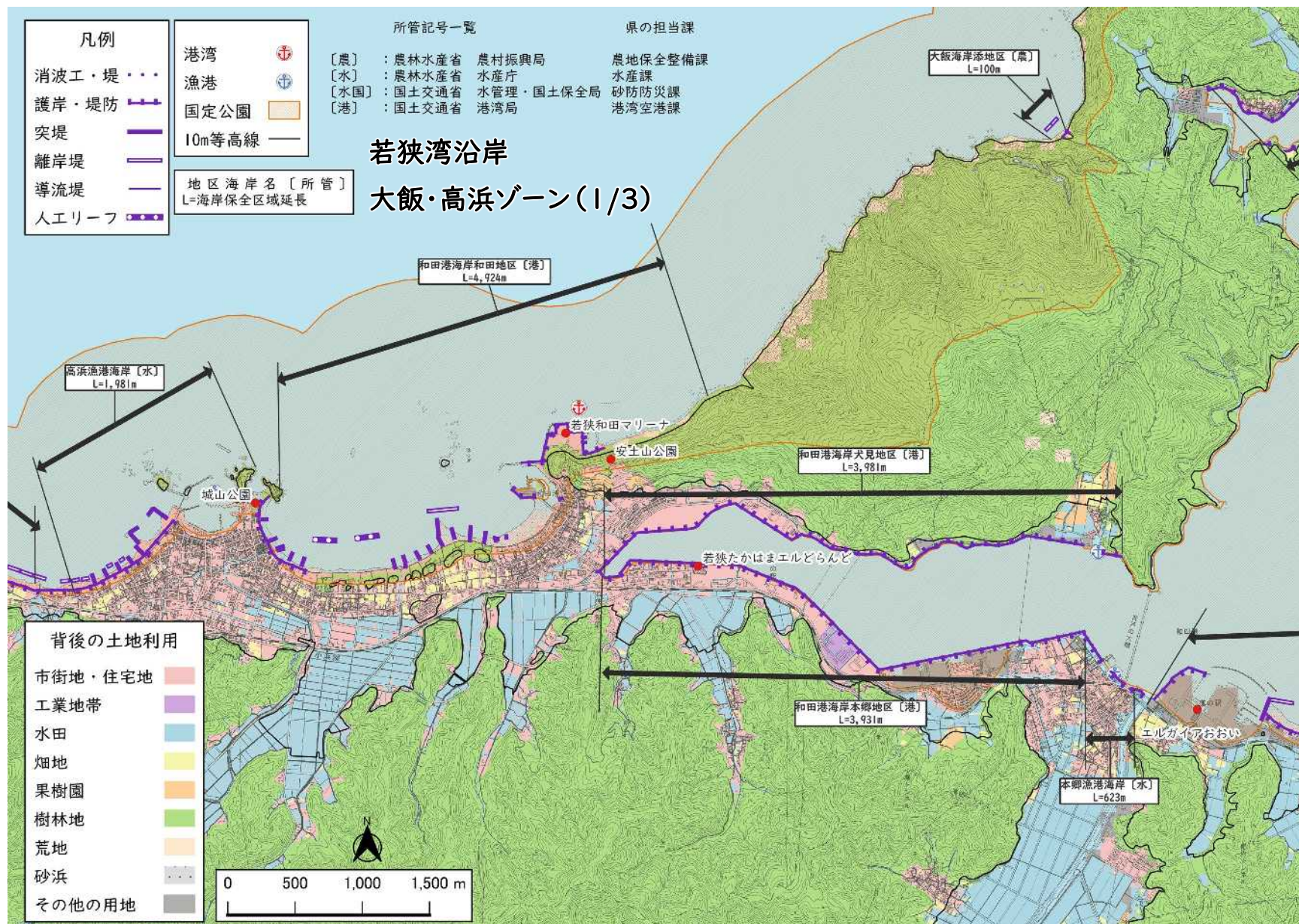
沿 岸 名		若狭湾沿岸
ゾーン名		大飯・高浜ゾーン（添海岸～上瀬漁港） ～砂浜のにぎわいと断崖の景勝ゾーン～
背後地の状況		鋸崎から和田港までは崖が続いており、一部農地利用があるもののほとんど背後地の利用はない。 和田港から関屋川までは砂浜海岸が続き、低地が広がっており、漁港・港湾施設の他、集落、農地が分布する。 内浦湾では崖が海岸線まで迫り岩礁海岸が続いており、限られた低地が入り江となった箇所に局所的に点在し、漁港・港湾施設の他、集落、農地が分布する。
整備の必要性 および目的		比較的延長の長い砂浜海岸があるため、砂浜の保全・回復が必要である。 侵食が進んだことにより、冬季の高波浪時には越波が生じている。そのため、越波が生じている区間では、越波対策が必要である。 気候変動により将来に亘って防護水準が上昇していくことが想定されているため、施設供用期間中に施設の要求性能を確保する必要がある。
施 策	防 護 面	○現状の海岸線を維持するとともに、海岸線の変化が大きい海岸では、現状の構造物の配置に配慮しつつ安定化を図り、砂浜の保全・回復に努める。 ○冬季風浪による越波が著しい区間では越波対策を行い、背後地に住む人々や資産の防護に努める。 ○気候変動への対応策として、ハード・ソフト対策を組み合わせ、越波被害の防止を図る。
	環 境 面	○海岸線には貴重な動物種が確認されており、これら生物の生育および生息・繁殖環境との調和を図る。 ○岩礁海岸では藻場が分布しており、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成・繁殖環境との調和を図る。 ○和田港海岸および高浜海岸の砂浜海岸や岩礁海岸等が創り出す良好な景観の保全に努める。
	利 用 面	○多くの海水浴客が京阪神から訪れており、健全で快適な海岸利用の推進に向けて、利用マナーの向上を図る啓発活動を推進する。
整備計画 の方針		○砂浜の消失を防ぐため、砂浜の保全・回復に努める。 ○越波が著しい区間では、越波被害の防止を目的として整備を行う。 ○海岸線に生息する貴重な生物の生育および生息・繁殖環境との調和を図る。 ○岩礁海岸では藻場が分布しており、藻場の保全・回復に配慮する。 ○高潮・高波浪、侵食、地震・津波等に対して、気候変動の影響を踏まえた、適切な防護手法の推進を図る。
関連計画 の有無		○若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクト

(2) 福井県のすぐれた自然 沿岸部所在一覧【大飯・高浜ゾーン】

メッシュ	市町村名	名 称	区 分
1130	高浜	アオヤンマ	昆虫
1130	高浜	大島半島の植生	植生
1130	高浜	和田の衝上断層	地形地質
1130	高浜	大島半島の陸ケイ構造	地形地質
1130	高浜	大島半島基部の超塩基性岩	地形地質
1107	大飯	大島半島中部の断層地形	地形地質
1095	大飯	大島半島の植生	植生
1118	大飯	大島半島中部の断層地形	地形地質
1119	大飯、高浜	大島半島中部の断層地形	地形地質
1129	高浜	一ツ谷国有林の暖地性植物	植生
1139	高浜	オキナワシリアゲコバチ	昆虫
1139	高浜	高浜町城山公園の閃緑岩、陸ケイ島	地形地質
1147	高浜	アミダテントウ	昆虫
1147	高浜	若狭湾の島と半島部	地形地質
1147	高浜	鷹島の照葉樹林	植生
1147	高浜	高浜町の自然貝層	地形地質
1159	高浜	ホソミイトンボ	昆虫
1159	高浜	ムカシトンボ	昆虫
1159	高浜	ウラナミジャノメ	昆虫
1159	高浜	難波江の三畳系化石	地形地質
1158	高浜	ツバキショウジョウバエ	昆虫
1158	高浜	天満神社のスタジイ林	植生
1158	高浜	名島の化石	地形地質
1157	高浜	アミダテントウ	昆虫
1157	高浜	フタイロカミキリモドキ	昆虫
1157	高浜	内浦湾沿岸の照葉樹林	植生
1157	高浜	音海断崖	地形地質
1157	高浜	小泊の水中火砕岩	地形地質
1156	高浜	マツムシモドキ	昆虫
1156	高浜	オマガリフキバツタ	昆虫
1156	高浜	サシゲチビタマムシ	昆虫
1156	高浜	アミダテントウ	昆虫
1156	高浜	フタイロカミキリモドキ	昆虫
1156	高浜	キュウシュウチビトラカミキリ	昆虫
1156	高浜	ヤノトラカミキリ	昆虫
1156	高浜	オキナワシリアゲコバチ	昆虫
1156	高浜	ケブカツヤオオアリ	昆虫
1156	高浜	トワダオオカ	昆虫
1156	高浜	若狭湾の島と半島部	地形地質
1156	高浜	内浦湾沿岸の照葉樹林	植生
1156	高浜	音海断崖	地形地質
1166	高浜	神野海岸の十字岩脈	地形地質
1166	高浜	山中海岸の岩相変化と化石	地形地質
1165	高浜	帯ヶ崎付近に見られる石英閃緑岩	地形地質
1175	高浜	ホソミイトンボ	昆虫
1175	高浜	鎌倉のケヤキ林	植生
1175	高浜	山中北のビカリア化石	地形地質
1175	高浜	下の化石	地形地質
1175	高浜	鎌倉の化石	地形地質

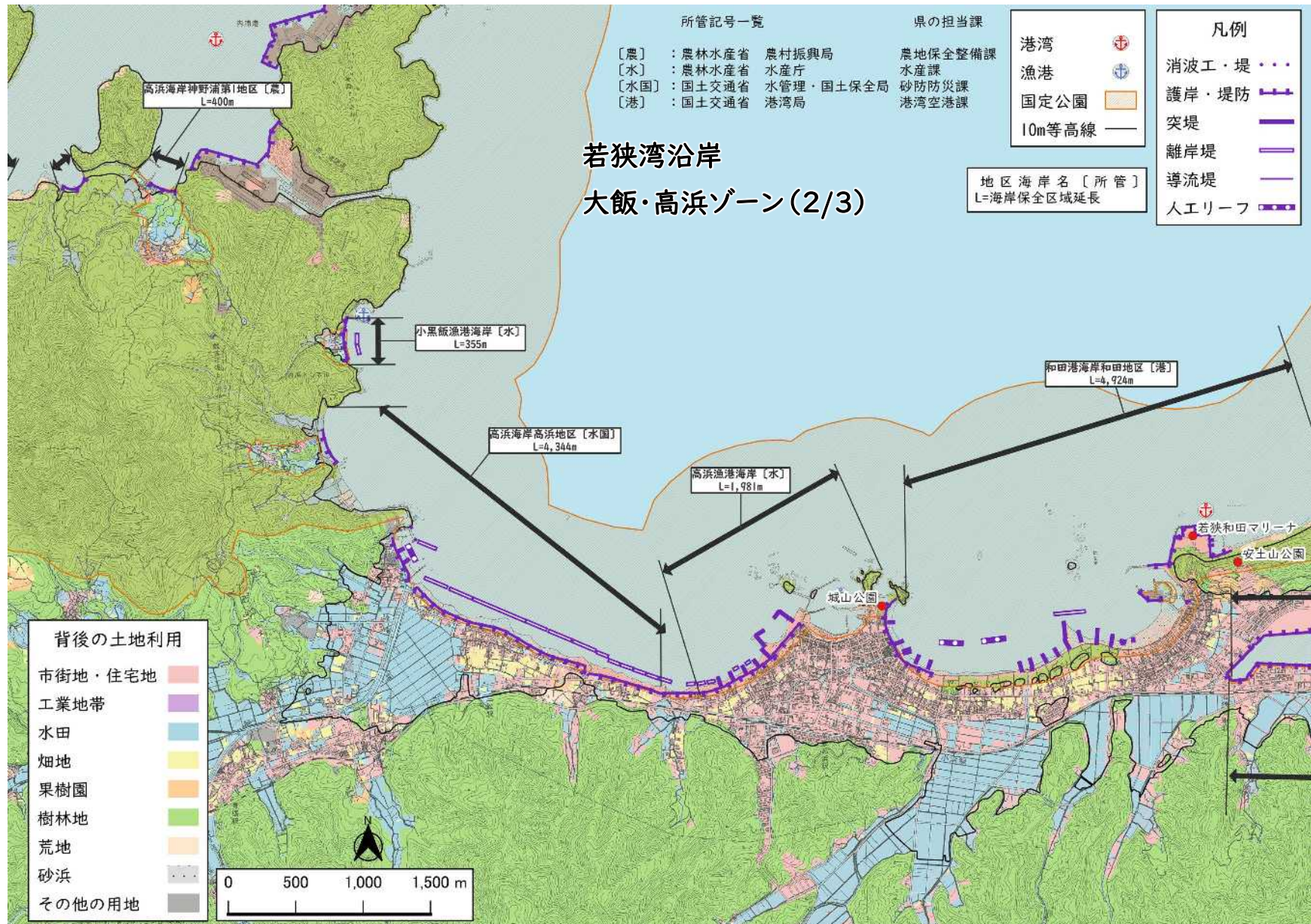
*メッシュ番号及び市町村名は巻末の参考資料「福井県のすぐれた自然情報図 1999」(令和 8 年 7 月末最新データ)の情報を示す。

*この他、県内において貴重種としてメッシュを特定していない種もある。



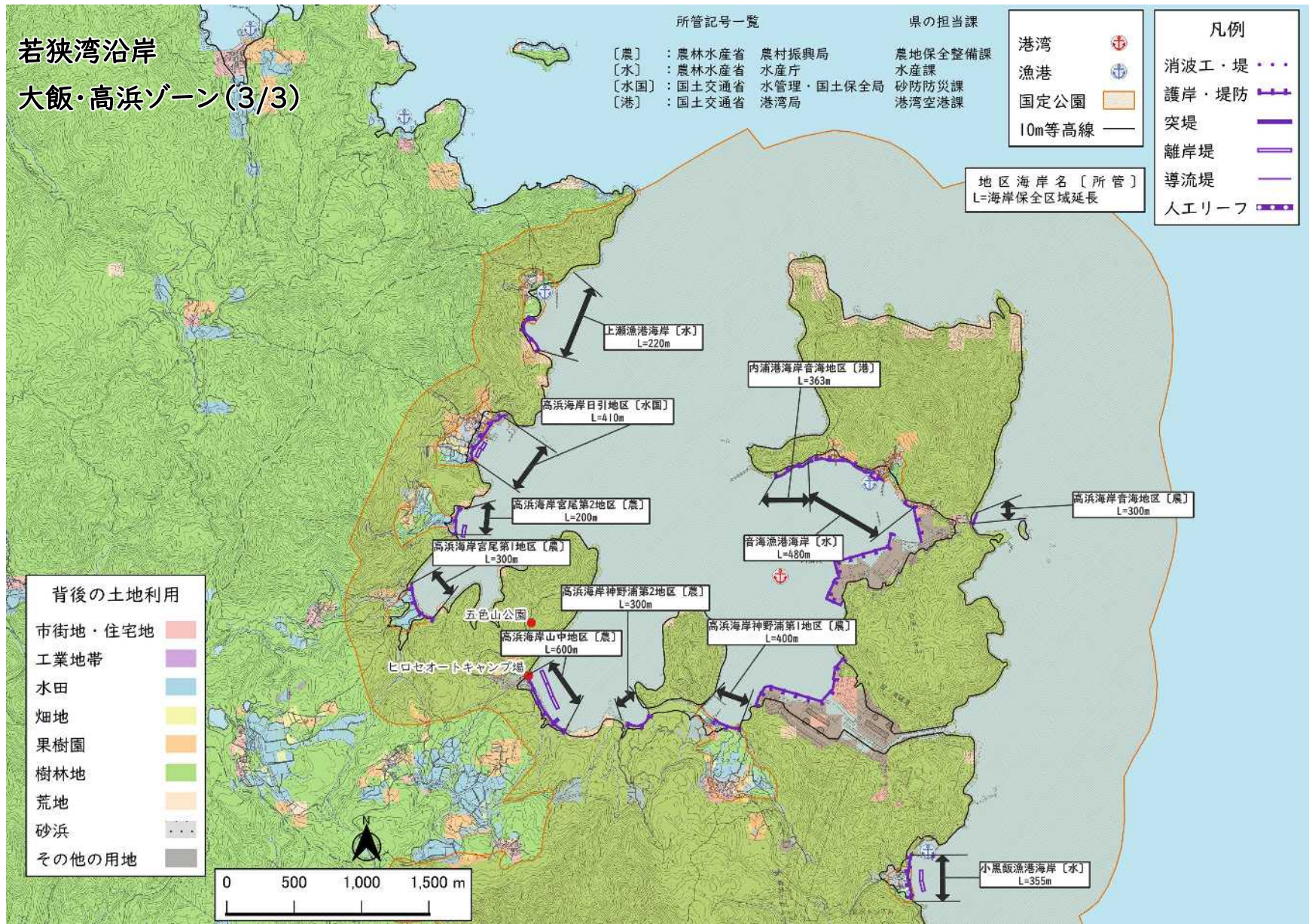
「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

3.3 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

平成 26 年 12 月 3 日に公布された「海岸法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」(平成 26 年政令第 383 号)において、都道府県知事が定める海岸保全基本計画に定める事項として、海岸保全施設の整備に関する事項を細分し、これまでの「海岸保全施設の新設または改良に関する事項」に加え、「海岸保全施設の維持または修繕に関する事項」が規定された。

本編では、改正法を受けて国が策定した「海岸保全基本方針」に基づき、海岸保全基本計画に「海岸保全施設の維持または修繕に関する事項」を定めたものである。

3.3.1 海岸保全施設の維持又は修繕の考え方

福井県全沿岸において、海岸保全施設設置後に 50 年以上経過している割合は、令和 7 年 3 月時点で 36%である(加越沿岸も含む)。激甚化する自然災害に対して、これら既存の施設を有効活用することは必要不可欠であり、施設が所定の機能を保ち続けるよう管理していく必要がある。

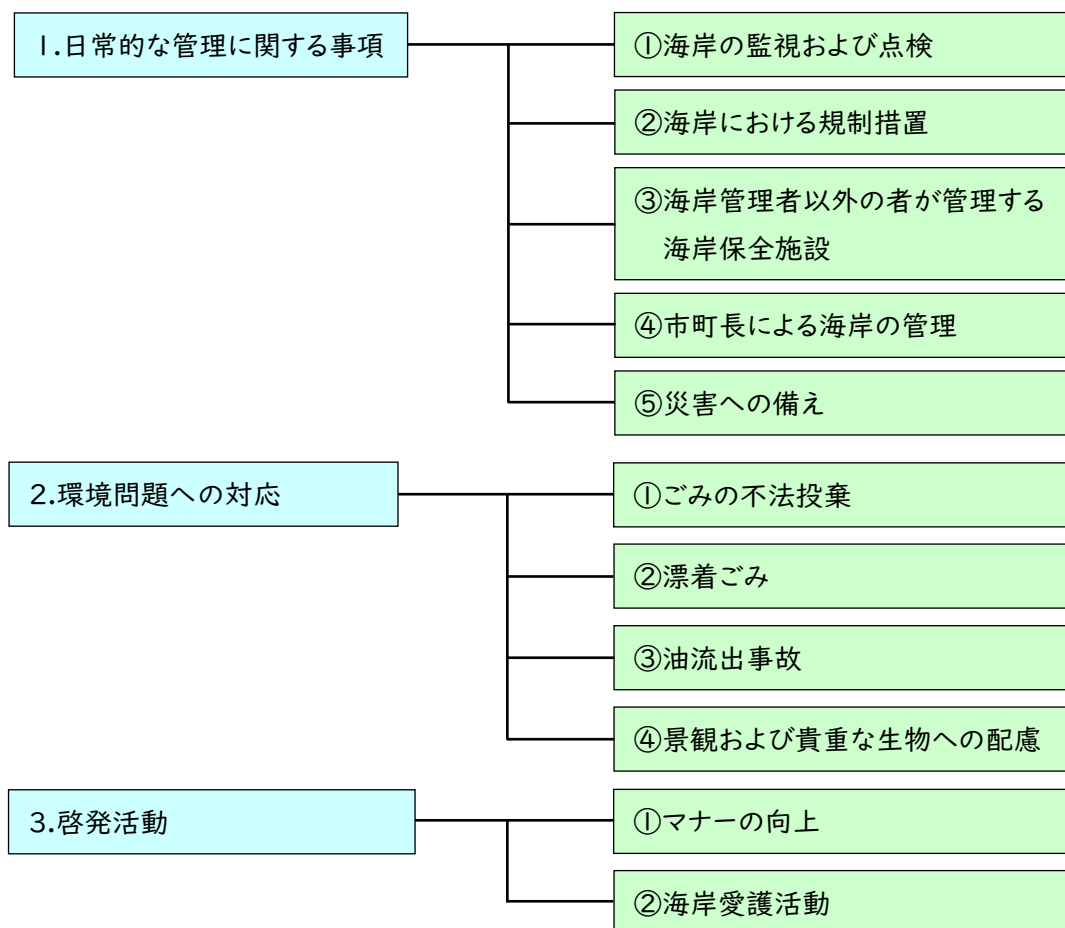
そのため、海岸保全施設の構造、修繕の状況、気象・海象の状況等を勘案して、適切な時期に巡視または点検を実施する。また、長寿命化計画を策定し、予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効果的な維持または修繕を行っていく。

3.3.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置

機能を維持又は修繕しようとする海岸保全施設の種類、規模及び配置を、参考資料に海岸保全施設整理表及び海岸保全施設の配置図として示す。

4. 海岸の環境保全など管理に関する事項

海岸保全に関する基本的事項である海岸の防護・環境・利用に関する施策を実現していくために、海岸保全施設の整備に関するハード面での対応のほかに、海岸の管理を適切に実行していくことも重要である。以下に海岸の管理に関するソフト面での対応を示す。



4.1 日常的な管理に関する事項

① 海岸の監視および点検

海岸保全施設や利便施設はもとより、砂浜などについても定期的なパトロールを行うとともに、地域住民などからの情報提供も活用して、施設の汚損や破損等の危険箇所の発見に努め、背後地の安全と快適な海岸利用の確保を図る。

② 海岸における規制措置

海岸の占有については、海岸がすべての人に開放された財産であることから、幅広い海岸利用を阻害しないよう努めるとともに、海岸利用の利便性の向上に資するよう配慮する。

土石の採取については、海岸の侵食傾向が認められる海岸では、原則的には許可しないものとし、その他の行為についても、海岸保全に悪影響を及ぼさないよう慎重に対応することとする。海岸の状況に応じて自動車の乗り入れや土石の投棄等の規制も実施する。

なお、規制措置に違反した者に対しては、原状回復または費用の負担を求め、海岸の保全を図る。

③ 海岸管理者以外の者が管理する海岸保全施設

海岸の保全に当たっては、海岸管理者以外の者が管理する海岸保全施設が適切に管理されることも重要なことであるため、海岸保全施設を管理する海岸管理者以外の者が、適切な管理を行っているかを監督し、必要があれば改善の指導・命令などにより、海岸の保全を確保する。

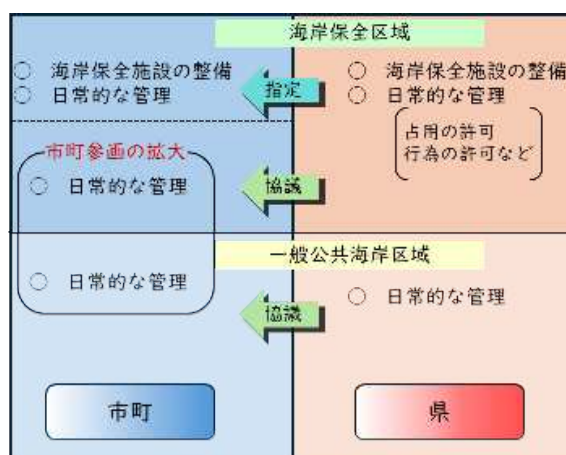
④ 市町による海岸の管理

日常的な海岸の管理は、県よりも地元住民とより密接な関係を有する市町が実施することが望ましいことから、積極的に市町が管理できるようにする。

⑤ 災害への対応

越波や侵食を防止するため、着実な施設整備と適切な管理を行うとともに、高波浪時などにおける避難や監視の体制を関係市町などとともに強化し、海岸背後地の住民の安全を確保する。

また、高波浪などが発生した場合には、速やかに海岸を点検し、海岸保全施設の被災が発見された場合には、速やかな復旧を行い、安全を確保する。



4.2 環境問題への対応

① ごみの不法投棄

ごみの不法投棄による海岸の汚損が目立つことから、関係機関と連携してパトロールなどを行い、不法投棄を防止するとともに、不法投棄を発見した場合には、刑事告発を含め、厳正に対処する。

② 漂着ごみ

異常出水や高波浪などにより、海岸には多量のごみが漂着している。漂着ごみについては、河川管理者や河川流域の市町とも連携して対策を進めるとともに、漂着したごみの処理方法については、福井県海岸漂着物対策推進計画により適切に処理を行う。

河川からの出水や沖合を航行する船舶の荷崩れ等によって発生した大規模漂着流木は、沿岸域における様々な活動に支障を与えることから、関係機関と連携して迅速な対応を図るとともに、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業などの国の補助事業を活用し、漂着流木等の処理を行う。

③ 油流出事故

本県はナホトカ号の事故により、大量の油が海岸に漂着した経験を持つ。油流出事故は、人々の生活だけでなく、海岸の環境に大きな影響を与えることから、関係機関と連携して、事故の影響を最小限でくい止めるため、迅速な対応を図る。

④ 景観および貴重な生物への配慮

本県の海岸は、大部分が国定公園に指定されているように優れた景観や豊かな生物環境を誇っていることから、関係機関と連携して景観および貴重な生物の生息環境の保全に努める。

4.3 啓発活動

① マナーの向上

ごみ問題をはじめとして、人々のマナーの向上により解決・改善できる問題は数多いことから、マナーの向上を図るための啓発活動などを行うとともに、向上が図られない場合には、規制の強化も検討する。

② 海岸愛護活動

海岸の保全の重要性に鑑み、地域活動や、ボランティア活動を支援し、学校などとも連携して海岸愛護思想の普及に努める。

5. 海岸保全基本計画の実施に当たって

前章までに、あるべき海岸の姿と、その実現のための施策を示したが、これらの施策については、地域住民や利用者、市町および県の関係者が、海岸保全基本計画を十分に理解し、それぞれの立場で協力し一体となって実施することが重要である。ここでは、それぞれの関係者がこの海岸保全基本計画の実施に当たって配慮すべき事項と関係者の役割について述べる。



ナホトカ号重油流出事件発生時は総動員で清掃に当たった(福井新聞社提供)

5.1 計画実施時に配慮すべき事項

① 関連行政機関との連携と調整

海岸保全基本計画を、県として適切かつ効果的に遂行するために、関係機関の連携を強化する必要がある。このために、各海岸管理者等が連絡調整する海岸事業担当者連絡会議を中心に、海岸行政に關係する機関との連携を強化し、海岸保全基本計画の推進を図る。

② 地域住民や利用者、市町との関係

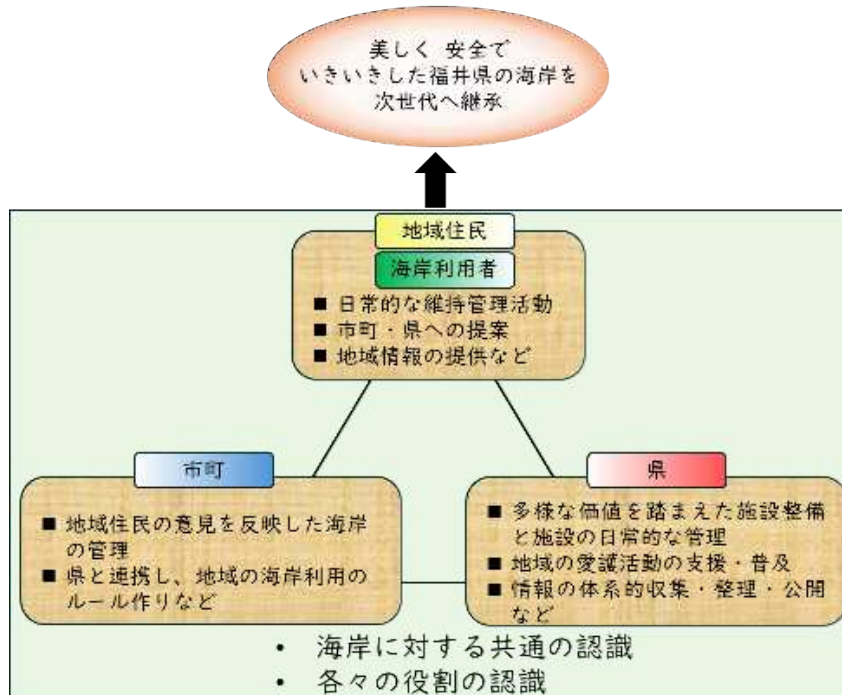
海岸の価値が多様化するなか、海岸に対しての様々な要求があり、行政だけではその要求に対応することが難しくなっている。今後は、地域にふさわしい海岸保全のため、海岸に対する共通認識と各々の役割分担により、地域住民や利用者、市町および県がそれぞれの立場から協力し施策を実施することが重要である。

地域住民や利用者：身近に行われている海岸清掃などのボランティア活動や環境学習会などに参加し、海岸に親しみを持つよう努める。また、地域にふさわしい海岸保全への意見や情報を県や市町に提供する。

市町：地域住民や利用者の活動を支援するとともに、地域住民や利用者からの意見を、海岸利用のルールづくりや地域の整備計画等に反映させる。

県：海岸災害から地域住民を守るため、自然環境や海岸利用に配慮し、地域住民や利用者、市町とともに施設整備や日常的な管理を行う。また、地域での愛護活動の支援、普及や海岸に対する共通の認識づくりのため、海岸に関する情報提供を行っていく。

地域住民や利用者、市町及び県との関係



③ 海岸の情報の蓄積と活用

海岸の漂砂・沖合いの地形変化、汀線変化等防護面の情報、また水質・底質、漂着ごみ等の環境面の情報、海水浴やマリンスポーツなどの利用面の情報等を収集・整理し、海岸の実態の的確な把握に努める。漂砂に関しては、近隣の府県との情報の交換を積極的に行っていく。

これらの情報を踏まえ、より高度な安全性を達成するための技術や自然との調和を目指した技術、新たな利用形態に対応する技術などの活用を図っていくとともに、

市町、地域住民および利用者などに対して、幅広く海岸に関する情報を発信する。

④ 海岸環境への影響の把握

海岸保全施設の整備に当たっては、「福井県公共事業環境配慮ガイドライン」に基づき、整備区域および周辺の環境の現状把握を行うとともに、施設の設置による海岸環境への影響を事前に把握することに努め、長期的にみても影響が生じないように整備計画を検討する。

⑤ 事業効果の検討について

海岸保全施設の整備に当たっては、背後の土地利用の状況を踏まえ、事業費と施設整備によって生じる便益を比較し、整備計画が十分な投資効果を有するものであるかどうかを検討する。

⑥ 気候変動による防護水準の見直し

気候変動の影響は不確実性が多く、今後も気候変動に関する報告書（気候変動に関する政府間パネル（IPCC）や文部科学省・気象庁の報告等）が更新された段階や海象データ（潮位・波浪等）のモニタリング結果等を総合的に踏まえ、必要天端高の見直しの必要性を検討する。その上で、気候変動を踏まえた適応策を検討するとともに、重点的に整備していく海岸を抽出する。詳細検討において、具体的な工法や構造、規模等は、必要な調査・検討及び地元説明会等を経て決定するものとする。

⑦ 計画の見直し

整備の進捗や防護技術の変化、住民ニーズの変化等の、社会情勢変化に的確に対応するために、必要に応じて、計画を柔軟に見直していくものとする。

なお、本計画に記載した気候変動への対応策（将来の防護水準、施設整備の考え方等）以外の新たな知見が得られた場合は、必要に応じて計画の見直しを検討する。

5.2 計画実施における組織体制および事務分掌

① 海岸事業担当者連絡会議

部局名	課 名	事務分掌
農林水産部	水産課	漁港区域内における海岸管理者
	森づくり課	一般公共海岸での治山事業の計画実施
	農地保全整備課	農地に係る海岸保全区域内の海岸管理者
土木部	砂防防災課	水管理・国土保全局所管の海岸保全区域内および一般公共海岸の海岸管理者
	港湾空港課	港湾区域内における海岸管理者

② 海岸管理等に関係のある部局（福井県）

部局名	課 名	事務分掌
防災安全部	危機管理課	地域防災計画に関すること
エネルギー 環境部	循環社会推進課	資源循環に関する施策の推進に関すること
		廃棄物の処理および清掃に関する法律の施行に関すること
	自然環境課	自然環境の保全に関すること
		自然公園等の施設整備に関すること
		野生生物の保護管理に関すること
土木部	土木管理課	水域部の管理に関すること（国有財産法）
	道路建設課	県管理道路の新設および改良に関すること
	道路保全課	道路の管理、安全施設等の整備、維持・修繕に関すること
	河川課	河川の管理、河川施設等の整備、維持・修繕に関すること
	都市計画課	都市計画に関すること

③ 海岸管理等に関係のある部局（国の機関）

部局名	事務分掌
農林水産省	林野庁 近畿中国森林管理局 福井森林管理署
	水産庁
	北陸農政局
	海岸部における国有林内の直轄治山事業の計画実施
国土交通省	漁港海岸の補助事業に関すること
	農地海岸の補助事業に関すること
	港湾海岸の補助事業に関すること
	建設海岸の補助事業に関すること
	敦賀海上保安部
	海上汚染の防止

□参考資料

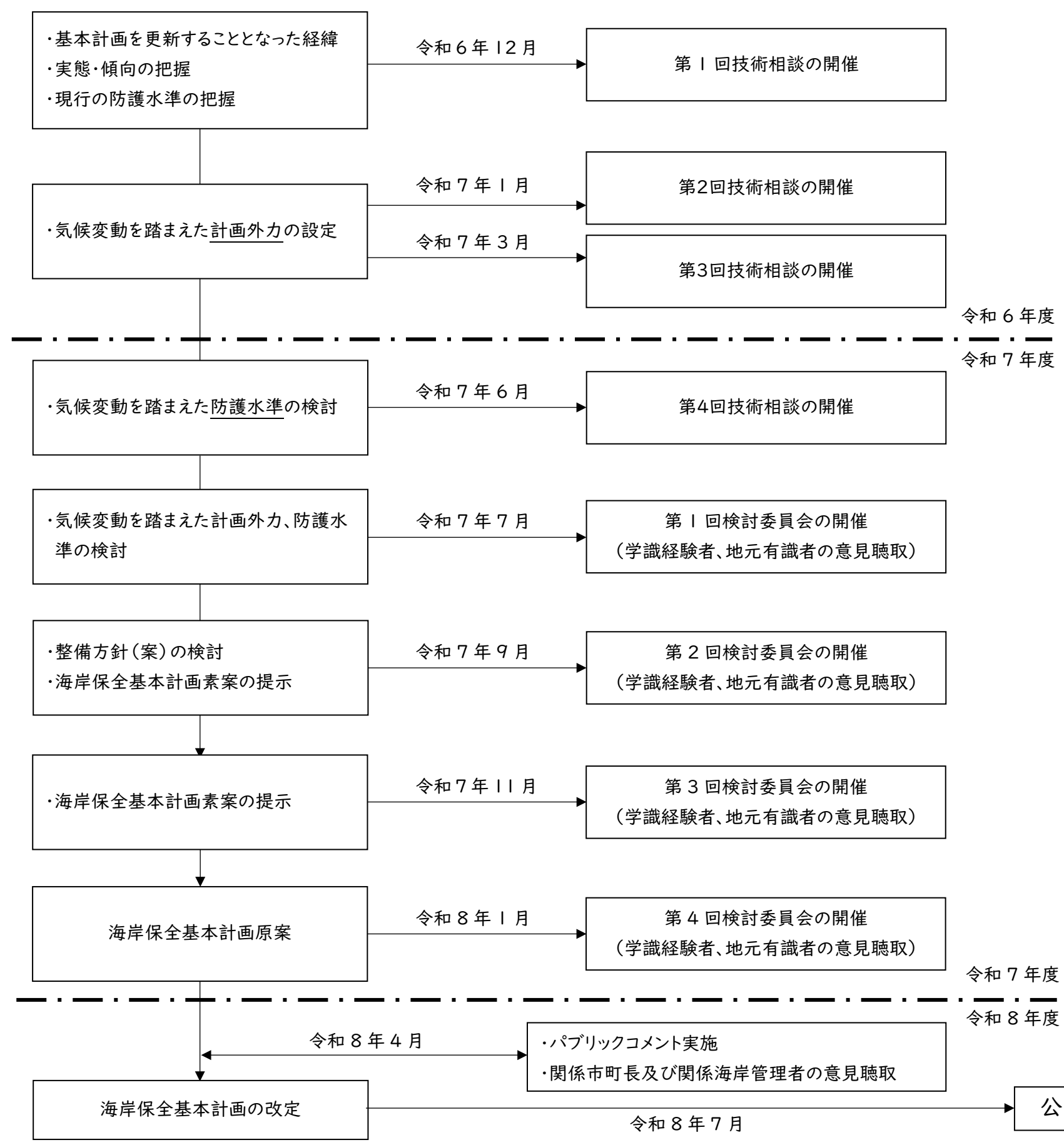
1. 若狭湾沿岸海岸保全基本計画改定履歴 -----	参考-1
2. 改定フロー及び委員構成（令和8年7月） -----	参考-2
3. 策定フロー及び委員構成（平成14年6月） -----	参考-4
4. 用語の説明 -----	参考-6
5. 福井県のすぐれた自然情報図1999 -----	参考-14
6. 計画外力に関する事項 -----	参考-15
7. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 -----	参考-17

若狭湾沿岸海岸保全基本計画改定履歴

■改定履歴

改定年月	策定内容
平成14年6月	計画策定
平成28年3月	一部変更（海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項の追加）
令和8年7月	改定（気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更）

■若狭湾沿岸 海岸保全基本計画 改定フロー（令和8年7月改定時）



	開催日	アドバイザー	主なテーマ
第1回 技術相談	令和6年11月13日 令和6年11月20日 令和6年12月3日	安田氏 田安氏 柴田氏、平山氏	・基本計画改定の経緯 ・実態・傾向の整理 ・気候変動を踏まえた計画外力 の検討方針
第2回 技術相談	令和7年1月27日 令和7年1月29日 令和7年1月31日	安田氏 柴田氏、平山氏 田安氏	・気候変動を踏まえた計画外力 の検討
第3回 技術相談	令和7年2月28日 令和7年3月4日 令和7年3月5日 令和7年3月11日	柴田氏 田安氏 平山氏 安田氏	・気候変動を踏まえた計画外力 の検討
第4回 技術相談	令和7年6月24日 令和7年6月26日 令和7年6月30日	安田氏 柴田氏、平山氏 田安氏	・気候変動を踏まえた計画外力 の検討 ・気候変動を踏まえた防護水準 の検討

	開催日	主なテーマ
第1回 検討委員会	令和7年7月25日	・検討委員会設置要領について ・委員会の選出について ・気候変動の影響を踏まえた海岸保全基本計画の変更 について
第2回 検討委員会	令和7年9月2日	・第1回検討委員会における主な意見と対応について ・第1回検討委員会説明資料の更新について ・海岸保全基本計画素案について
第3回 検討委員会	令和7年11月17日	・第2回検討委員会における主な意見と対応について ・海岸保全基本計画原案について
第4回 検討委員会	令和8年1月19日	・第3回検討委員会における主な意見と対応について ・設計津波水位を反映した海岸保全基本計画変更原案 について

「若狭湾沿岸」海岸保全基本計画 検討委員会
委員構成

（令和 8 年 7 月時点）

◎（学識経験者・有識者）

氏名	所属	専門分野
田安 正茂	福井工業高等専門学校 環境都市工学科 教授	海岸工学
安田 誠宏	関西大学 環境都市工学部 都市システム工学科 教授	海岸工学
東村 玲子	福井県立大学 海洋生物資源学部 海洋生物資源学科 准教授	水産経済学
鈴木 聖子	一般社団法人 福井県漁船リース事業協会 事務局長	水産

◎（国関係行政機関）

氏名	所属	専門分野
柴田 亮	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長	海岸工学

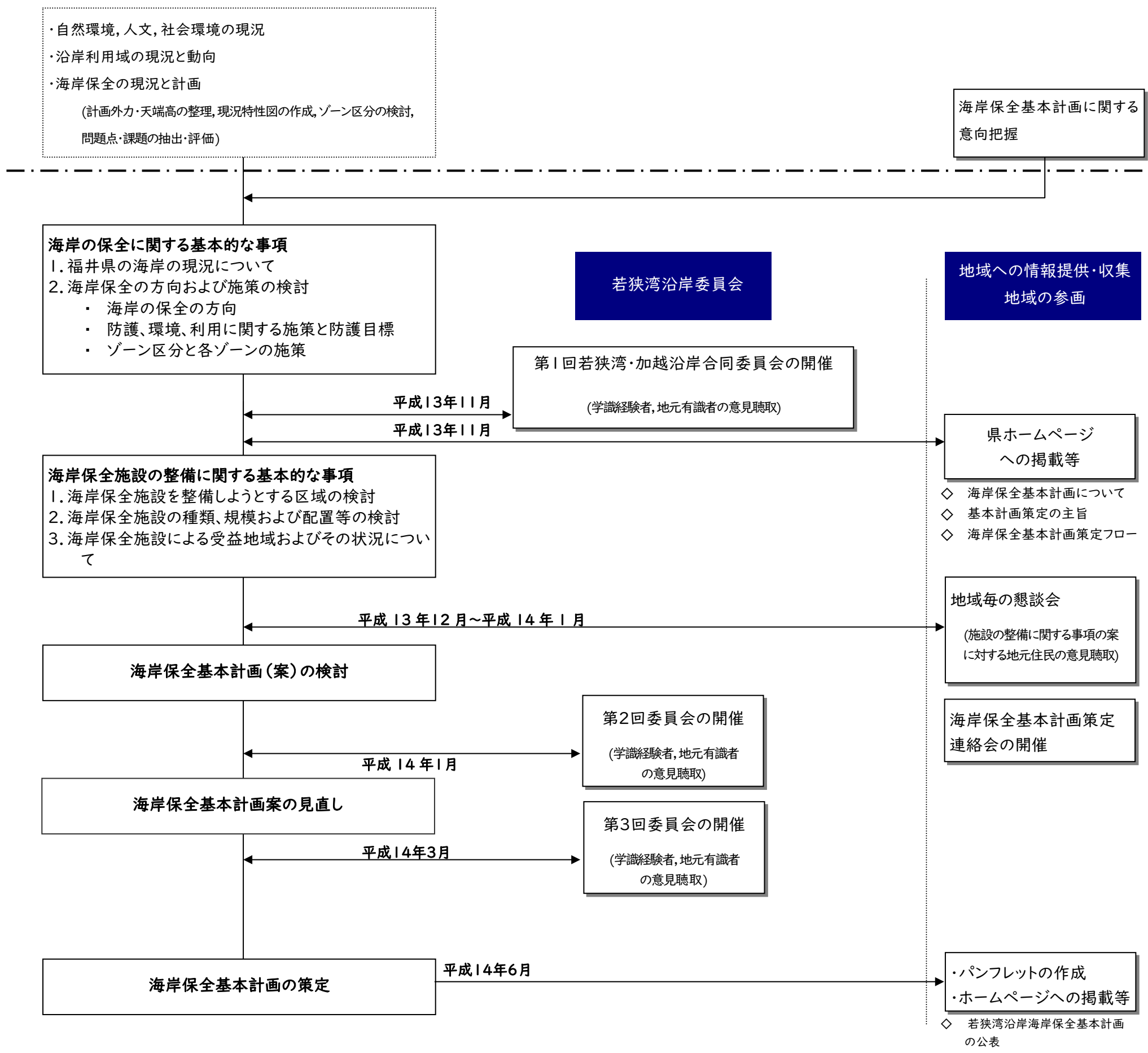
◎事務局

福井県 土木部 砂防防災課
（委託コンサルタント）
株式会社建設技術研究所
いであ株式会社
八千代エンジニアリング株式会社

◎福井県海岸保全基本計画変更に関するアドバイザー（技術相談）

氏名	所属	専門分野
田安 正茂	福井工業高等専門学校 環境都市工学科 教授	海岸工学
安田 誠宏	関西大学 環境都市工学部 都市システム工学科 教授	海岸工学
柴田 亮	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長	海岸工学
平山 克也	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 沿岸水工研究領域 領域長	海岸工学

■若狭湾沿岸 海岸保全基本計画 策定フロー（平成14年6月策定時）



検討委員会での主なテーマ

	開催日	主なテーマ
第1回検討委員会	平成13年11月	・海岸保全基本計画(案)の策定(策定主旨、定める事項等)について ・海岸の保全に関する基本的な事項について
第2回検討委員会	平成14年1月	・海岸保全施設の整備に関する基本的な事項について ・若狭湾沿岸海岸保全基本計画(案)について
第3回検討委員会	平成14年3月	・若狭湾沿岸海岸保全基本計画(案)の合意

地域毎の懇談会でのテーマ

	開催日	主なテーマ
地域毎の懇談会	平成13年12月～平成14年1月	・市町村毎に開催。 ・海岸保全基本計画の内容および施設整備について各海岸管理者が説明し、地元住民と意見・情報の交換を行う。

地域毎懇談会の参加人数

市町村名	参加人数
越前町	23名
河野村	10名
敦賀市	14名
美浜町	19名
三方町	22名
小浜市	27名
大飯町	18名
高浜町	23名
合 計	156名

福井県沿岸海岸保全基本計画策定連絡会の構成員

機 関 名	
政策企画室	林政課
地域政策室	監理課
消防防災課	道路建設課
環境政策課	道路保全課
廃棄物対策課	河川課
自然保護課	都市計画課
観光振興課	文化課
農林水産政策課	

「若狭湾沿岸」海岸保全基本計画 検討委員会
委員構成

（平成14年6月計画策定時）

◎（学識経験者・有識者）

- 1 委員長 中村 充 福井県立大学 名誉教授
- 2 委員 佐々木 雅幸 立命館大学 政策科学部 教授
- 3 委員 敷田 麻実 金沢工業大学 工学部 助教授
- 4 委員 朝日 恵子 福井文化服装学院 校長

◎（国関係行政機関）

- 1 委員 須見 徹太郎 国土交通省 近畿地方整備局 福井工事事務所長
- 2 委員 加藤 悦郎 国土交通省 北陸地方整備局 敦賀港湾工事事務所長

◎（若狭湾沿岸関係市町村）

- 1 委員 河瀬 一治 敦賀市長
- 2 委員 村上 利夫 小浜市長
- 3 委員 京谷 宗雄 越前市長
- 4 委員 山口 治太郎 美浜町長
- 5 委員 千田 千代和 三方町長
- 6 委員 時岡 忍 大飯町長
- 7 委員 今井 理一 高浜町長
- 8 委員 川野 順万 河野村長

◎（関係海岸管理者等）

- 1 委員 窪 清行 福井県 福祉環境部 環境審議監
- 2 委員 牧野 嘉範 福井県 農林水産部長
- 3 委員 古川 巖水 福井県 土木部長

事務局

- 1 福井県農林水産部 水産課漁港漁村整備室長 萬匠 東亜男
- 2 福井県農林水産部 森林整備課長 塩田 勝栄
- 3 福井県農林水産部 農村計画課長 太田 勝也
- 4 福井県農林水産部 農村整備課長 永谷 藤信
- 5 福井県土木部 港湾課長 佐々木 宏
- 6 福井県土木部 砂防課長 千田 秋廣（事務局長）
- 7 パシフィックコンサルタンツ(株) 管理技術者 熊谷 健蔵

用語の説明

ア行

☆ 安全度（あんぜんど）

越波・越流等に対して、どの程度背後地を防護するかの度合い。

本計画では、30 年確率波浪または 50 年確率波浪、及び設計津波水位に対して、ハード・ソフト対策により背後地を安全に防護する水準としている。

〔確率波浪〕（かくりつはろう）

30 年や 50 年といった期間に対し、1 回の確率で発生する高波浪。

☆ 一般公共海岸（いっばんこうきょうかいがん）

海岸保全区域以外の公共海岸。

〔公共海岸〕（こうきょうかいがん）

国または地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地およびこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面。

☆ SSP シナリオ（共通社会経済経路：Shared Socioeconomic Pathways）

気候変動の適応策・緩和策を評価する際に、社会情景（人口動態・経済成長・技術開発・教育・政策等）が将来どのように変化するかについて、複数の「あり得る未来の経路」を描いたもので、5 つのシナリオが設定されている。

（SSP1：持続可能、SSP2：中間的、SSP3：地域対立、SSP4：格差、SSP5：化石燃料依存）

〔RCP シナリオ〕（代表的濃度経路：Representative Concentration Pathways）

将来の温室効果ガス濃度の推移を想定した複数のシナリオで、シナリオ名は 21 世紀末頃の放射強制力 (W/m^2) で区別される。一般に、数値が高いほど放射強制力が高く、より温暖化が進行していることを示す。（RCP2.6： $2.6W/m^2$ 、RCP8.5： $8.5W/m^2$ ）

〔放射強制力〕（ほうしゃききょうせいりよく）

気候変動を引き起こす要因（温室効果ガス等）が変化した時、地球全体のエネルギー収支がどれだけ変わるかを示す指標 (W/m^2)。値が正の場合は温暖化に、負の場合は寒冷化に働く。

IPCC の第6次評価報告書では、SSP と RCP を組み合わせて将来のシナリオを表現している。

（例 SSP1-2.6：SSP1 の持続可能社会で放射強制力が $2.6W/m^2$ のシナリオ）

☆ 越波・越流（えっぱ・えつりゅう）

越波：堤防や護岸の高さが波のうちあげ高より低いときに、この打上げられた海水が陸側に侵入する現象。

越流：低気圧や台風の通過等によって海水面が堤防や護岸の高さより高くなり、堤防や護岸を越えて海水が陸側に侵入する現象。

◇ **A類型**（えーるいけい）

類型とは環境基準を、水域または地域の利用目的等によって 2 つ以上に分けて設定した場合、それぞれの基準を当てはめる水域または地域を指定すること。水質および騒音に係る環境基準に設定されている。海域においてはAA類型、A類型、B類型、C類型の 4 つの類型に分けられており、判定基準のCODはAA類型、A類型ともに 2mg/l 以下と最も厳しい値が設定されている。

判 定 基 準					
区 分		ふん便性 大腸菌群数	油膜の有無	COD (化学的酸素要求量)	透明度
適	水質 A A	不検出 (検出限界 3 個/100mL)	油膜が 認められない	2mg/L 以下	全 透 (1m 以上)
	水質 A	100 個/100mL 以下	油膜が 認められない	2mg/L 以下	全 透 (1m 以上)
可	水質 B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が 認められない	5mg/L 以下	1m 未満～ 50 cm 以上
	水質 C	1,000 個/100mL 以下	常時は油膜が 認められない	8mg/L 以下	1m 未満～ 50 cm 以上
不 適		1,000 個/100mL を 超えるもの	常時油膜が 認められる	8mg/L 超	50 cm 未満

出典：「海水浴場の水質調査結果について」 福井県エネルギー環境部環境政策課(令和 7 年 6 月 30 日)

カ行

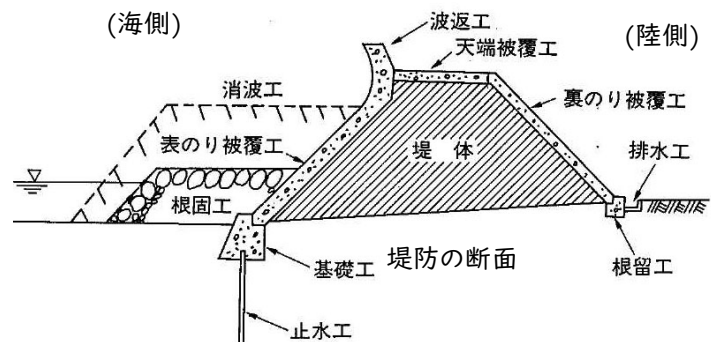
◇ 海岸保全施設（かいがんほぜんしせつ）

堤防・護岸、突堤、離岸堤、潜堤（人工リーフ）、消波工、砂浜等、海水の侵入又は海水による侵食を防ぐための施設。



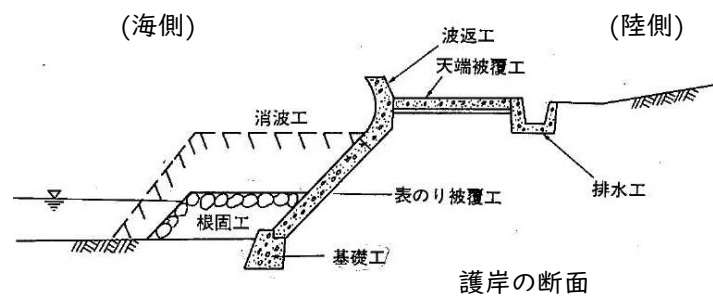
〔堤防〕（ていぼう）

現地盤を盛土またはコンクリートなどによって高さを増し、越波・越流、高潮等による海水の侵入や、海岸の侵食を防ぐための施設。



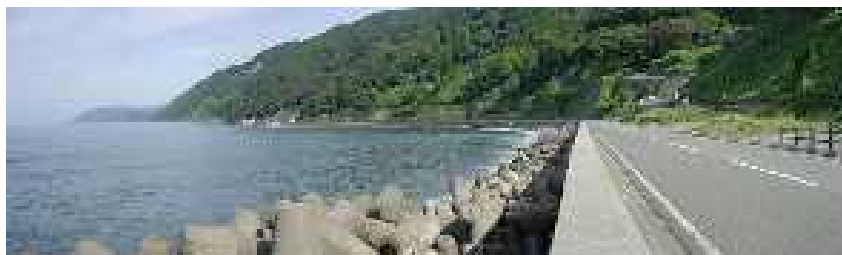
〔護岸〕（ごがん）

現地盤をコンクリートやコンクリートブロックなどで保護し、越波・越流、高潮等による海水の侵入や、海岸の侵食を防ぐための施設。



〔消波工〕（しょうはこう）

波の勢いを弱めて、越波を減少させたり、堤防・護岸を保護する目的で設置されたコンクリートブロックでできた構造物。波打ち際や堤防・護岸のすぐ前面に設置される。



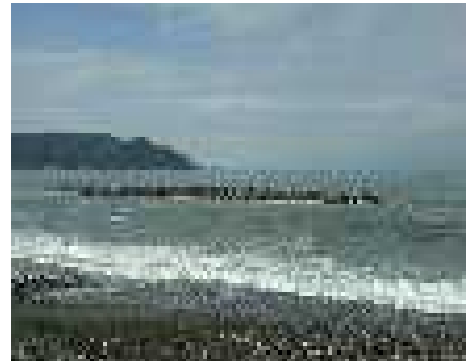
〔突堤〕(とつてい)

沿岸漂砂(海岸線に平行な砂の移動)が著しい海岸において、海岸から細長く突出して設けられるものであり、砂の動きを制御することによって、汀線の維持あるいは前進を図ることを目的とした施設。



〔離岸堤〕(りがんてい)

汀線から離れた沖側に汀線にほぼ平行に設置され、上部が海面上に現れている施設。波の勢いを弱め、越波を減少させたり、離岸堤の背後に砂を貯えて、砂浜の侵食を防ぐことを目的として設置される。



〔潜堤(人エリーフ)〕(せんてい)

汀線から離れた沖側に汀線にほぼ平行に設置され、景観に配慮して堤体を水面下にとどめた施設。上部の幅をかなり広くとること、離岸堤とほぼ同じ効果を有する。



◇ 海岸保全基本計画 (かいがんほぜんきほんけいかく)

海岸法の一部改正(平成12年施行)によって定められた海岸の新しい計画制度であり、国が定める「海岸保全基本方針」に基づき、沿岸毎に海岸保全の基本的事項や施設の整備に関する事項等について都道府県知事が定める海岸の保全計画。

◇ 海岸保全区域 (かいがんほぜんくいき)

海水または地盤の変動による被害から海岸を防護するため、海岸保全施設の設置その他の管理を行う必要があると認められる時に、都道府県知事が指定する防護すべき海岸の一定の区域。

◇ **国定公園**（こくていこうえん）

1957 年に公布された自然公園法に基づき、傑出した自然景観の保護とその利用を図るなどの目的で指定される自然公園のひとつで、国立公園の風景に準ずる優れた自然の風景地として指定される公園。

サ行

◇ **朔望平均満潮位**（さくぼうへいきんまんちょうい）

朔望の日から前 2 日後 4 日以内に現れる各月の最高満潮位を平均した値。

◇ **サンドバイパス**

海岸に港などの構造物が作られた場合、砂の流れ（漂砂）が構造物によってせき止められ、海岸は沖に向かって前進する。逆に流れの下手に当たる構造物の反対側の海岸では本来流れてくるはずの砂が来なくなり、流れ出ていくばかりとなる。その結果、海岸線は陸側に後退し侵食を受ける。

そこで、構造物の上手にたまった砂を侵食された港の下手側の海岸に人工的に移動させ、砂浜を復元する。このような工法をサンドバイパス工法と呼ぶ。



◇ **サンドリサイクル**

流れの下手側に砂がたまり、上手側の海岸で侵食を受けている場合に、下手海岸にたまった砂を上手海岸に戻し、砂浜を復元する。この方法をサンドリサイクル工法と呼ぶ。



◇ **COD（化学的酸素要求量）**

水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標。COD が大きいほど、汚濁が進んでいるといえる。

◇ **受益地域**（じゅえきちいき）

海岸保全施設を設置することによって越波や侵食の被害を防護することができる地域。

◇ **順応的砂浜管理**（じゅんおうてきすなはまかんり）

自然環境の変化に応じて計画を柔軟に見直し、適切な砂浜管理をする手法。従来の砂浜管理は、侵食が発生した箇所を対象に対策を実施する「後追い対策」であったが、現在は健診的なモニタリングにより「予測を重視した順応的砂浜管理」が推進されている。

◇ **侵食**（しんしょく）

波浪により砂浜の砂が流れること。またはある海域から流出する砂の量が流入する量より多くなることによって海浜の汀線が後退する現象。

☆ スロープ

高低差がある海岸背後から砂浜や水際まで身障者が近づくことができるように、緩い勾配をもった坂を海岸保全施設に付帯して設けたもの。

☆ 節理(せつり)

比較的規則正しい岩石の割れ目。火成岩が冷却して固結する際や、岩石の変形や風化によって生じたもので、板状・柱状・方状・玉葱(たまねぎ) 状などの形状がある。

☆ 設計津波水位〔レベル 1 津波〕(せつけいつなみすいい)

一定の発生頻度(数十年～百数十年に一度程度)で到達すると想定される津波に対して、海水の侵入を防ぐために防護すべき高さ。地域海岸毎に設定することを基本とするが、施設の都合上局所的に上昇することと判断されれば、分割して設定される。

〔地域海岸〕(ちいきかいがん)

地形条件(湾の形状や山付け等の自然条件)や過去に発生した津波高さ等から、同一の津波外力を設定する必要があると判断される一連の海岸線を分割した領域。

〔レベル 2 津波〕

千年に一度程度の発生頻度で到達すると想定される津波。この規模の津波に対しては完全に防ぐ防災ではなく、人命を守ることを第一とした減災に努める。

☆ ソフト対策(そふとたいさく)

情報や訓練などの「ソフト(無形の要素)」によって災害対策の効果を得る方法。

(例:浸水想定図の活用、避難訓練、防災教育、土地利用規制等)

夕行

☆ 高潮(たかしお)

台風により気圧が低くなるため海面が吸い上げられたり、海面が強風で吹き寄せられたりして、湾内の海面が普段より数mも高くなること。このような高潮により海面が上昇して堤防より高くなると、海岸線や河口部に接する低地に浸水被害をもたらす。

☆ 潮位偏差(ちういへんさ)

高潮や異常潮の発生によって潮位が天文潮位よりも高く又は低くなることがあり、観測潮位と天文潮位との差の値。

〔異常潮〕(いじょうちよう)

海流の流路の変化等、気象要因ではない要因により、天文潮位から逸脱する現象。

☆ 鳥獣保護区(ちようじゅうほごく)

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づき、環境庁長官または都道府県知事が鳥獣の保護繁殖を図るため設定する区域。特に必要があると認めるときは鳥獣保護区の区域内に「特別保護地区」を指定することができる。鳥獣保護区では鳥獣の捕獲は禁止され、鳥獣の繁殖に必要な施設が設置される。

◇ **底質**(ていしつ)

海洋などの水底を形成する表層土および岩盤の一部とその上の堆積物を合わせたもの。

◇ **汀線**(ていせん)

浜あるいは岸と水面が交わった線。

◇ **d4PDF**(将来の気候変動に関する政策決定のためのデータベース)

日本の気象庁気象研究所を中心に開発された、大規模なアンサンブル気候予測データベースである。このデータベースは、地球温暖化による将来の気候変動を詳細に予測し、防災や適応策の立案に役立てることを目的としている。

◇ **島嶼**(とうしょ)

〔「嶼」は小さい島の意〕大きな島や小さな島。

ハ行

◇ **曝気**(ばっき)

空気の吹き込みや攪拌(かくはん) などをして、海水中に酸素を供給すること。

◇ **バリアフリー**

高齢者、障害者等が社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的および情報面での障害を除去するという考え方。

◇ **ハード対策**(はーどたいさく)

構造物などの「ハード(有形の要素)」によって災害を防止・軽減する対策方法。
(例:海岸保全施設の整備、建物の耐震化等)

◇ **漂砂**(ひょうさ)

波浪、潮流等によって砂が動くこと。また、その移動する現象のことをいう。河口、港湾等を埋積したり海岸を侵食したりする。

◇ **保安林**(ほあんりん)

森林法に基づき、水源かん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公益的機能を発揮させる必要がある森林を対象に指定するもの。

◇ **ポケットビーチ**

海岸線の両端を突出した岬などによって囲まれた比較的延長の短い砂浜海岸。

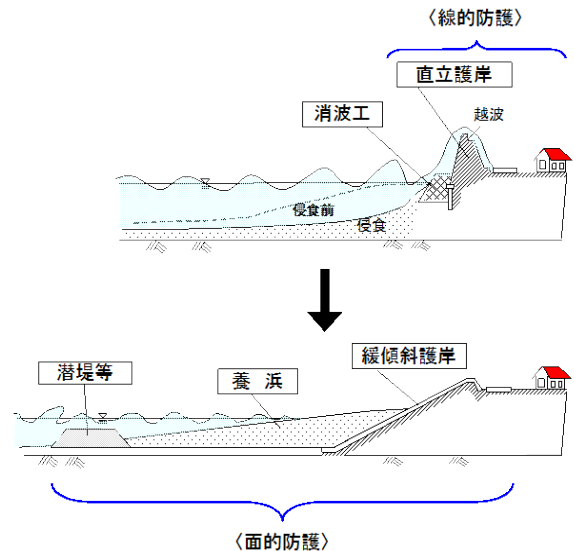
マ行

◇ 面的防護方式（めんてきぼうごほうしき）

潜堤や養浜、緩傾斜堤防等の複数の施設によって、波の力を分散させて受け止める方式

〔線的防護方式〕（せんてきぼうごほうしき）

堤防、護岸や消波工のみで海岸線を防護する方式



◇ 藻場（もば）

沿岸浅海域で、海藻類が繁茂した場所。また、藻場はその藻場を構成している主要植物種、あるいは生育基盤である底質の種類などによって分類される。

ヤ行

◇ 養浜（ようひん）

侵食された海岸に人工的に砂を供給し、砂浜を形成すること。

◇ 余裕高（よゆうだか）

堤防防天端高の設定における若干の不確実性を考慮した高さ。本基本計画の将来設計外力において平均海面水位上昇量は 2℃上昇シナリオの平均値で設定しているため、平均海面水位上昇量の不確実性を考慮し、余裕高は 4℃上昇シナリオの下限值まで上振れした場合を想定して、0.17m(=0.57m-0.40m)と設定した。

20 世紀末（1986～2005 年平均）を基準とした平均海面水位上昇量の将来予測(m)

時期	1986～2005 年の平均海面水位を基準とした 2081～2100 年平均				
シナリオ	日本沿岸の平均海面水位の上昇量				
	領域Ⅰ	領域Ⅱ	領域Ⅲ	領域Ⅳ	4 海域平均
2℃上昇 (SSP1-2.6)	0.40 (0.30～0.55)	0.40 (0.30～0.56)	0.39 (0.29～0.55)	0.40 (0.31～0.56)	0.40 (0.30～0.55)
4℃上昇 (SSP5-8.5)	0.67 (0.55～0.87)	0.68 (0.56～0.88)	0.67 (0.55～0.87)	0.69 (0.57～0.89)	0.68 (0.56～0.88)

日本の気候変動 2025 をもとに作成、領域の区分は p.参考-15 に掲載

ラ行

◇ リアス式海岸

出入りの複雑な海岸線を示し、入江や湾に富む海岸。開析された山地が沈水してできたと考えられ、若狭湾や三陸海岸の南半部などに見られる。

凡 例

1 メッシュの色区分

各メッシュ(約2km×2km)を4分割した小メッシュ(約1km×1km)単位に植生自然度(植生自然度表参照)を決定し、A-Eの5段階に区分した。

A	植生自然度10-9の小メッシュが2個以上
B	植生自然度10-9の小メッシュが1個または植生自然度8の小メッシュが2個以上
C	植生自然度8の小メッシュが1個または植生自然度7の小メッシュが2個以上
D	植生自然度7の小メッシュが1個または植生自然度6-5の小メッシュが2個以上
E	植生自然度6-5の小メッシュが1個または全ての小メッシュの植生自然度が4以下

(注)

・小メッシュの植生自然度は、第4回自然環境保全基盤調査で改定された1,50,000現存植生図(環境庁 1982,1987)をもとに、小メッシュ内で優占する植物群落の植生自然度で代表させた。

2 メッシュ内の文字

漢字	メッシュ内に存在するすぐれた自然の部門
景観	→ 景観
地形地質	→ 地形地質
植生	→ 植生
昆虫	→ 昆虫
陸水生動・両生・爬虫類	→ 陸水生動・両生・爬虫類
鳥獣	→ 鳥獣
●	→ 全国レベルまたは県レベルで特に重要
○	→ 県レベルで重要

植生自然度	区分基準
10	湧き草、自然草等、自然植生のうち草層の植物社会を形成する地区
9	ブナ林、スダジイ林等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ林、シイ・カシ南芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	クナギ・ミズナラ林等、クマギ・コナラ林等、一般に二次林と呼ばれる代償植生地区
6	スギ林、ヒノキ林、アカマツ林等の植林地
5	ササ原、ススキ原等の菅の多い草原
4	シラサギ等の菅の多い草原
3	果樹園、桑園、茶畑、苜蓿等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、施設地等の植生のほとんど存在しない地区
その他	自然環境、開排水域等



福井県のすぐれた自然情報図 1999

(令和8年7月末時点最新データ)

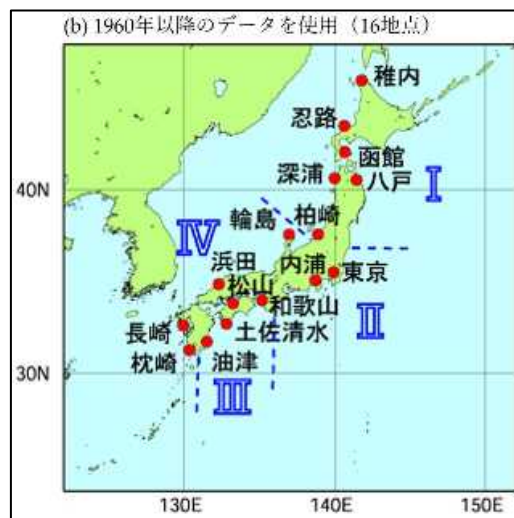
計画外力に関する事項

1. 気候変動による平均海面水位の上昇量

文部科学省と気象庁がとりまとめた「日本の気候変動 2025」では、下図に示す各領域について、気候変動による平均海面水位上昇量の推定値が示されている（下表参照）。これは、気温が産業革命以前の水準と比較して約2℃および約4℃上昇するシナリオにもとづき、20 世紀末（1986～2005 年平均）から 21 世紀末（2081～2100 年平均）における平均海面水位の上昇量を算出したものである。

福井県を含む領域Ⅳにおいて、21 世紀末における平均海面水位の上昇量は、2℃上昇シナリオの場合 0.40m であり、2100 年時点における平均海面水位上昇量は、この数値を用いて 2024 年から 2100 年までの平均海面上昇量を加算することを基本とする。

評価に用いた海面水位観測所地点



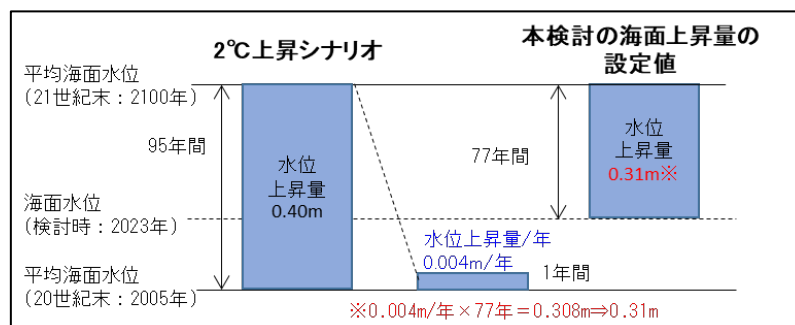
出典：日本の気候変動 2025（詳細編） p.206

20 世紀末（1986～2005 年平均）を基準とした平均海面水位上昇量の将来予測(m)

時期	1986～2005 年の平均海面水位を基準とした 2081～2100 年平均				
シナリオ	日本沿岸の平均海面水位の上昇量				
	領域Ⅰ	領域Ⅱ	領域Ⅲ	領域Ⅳ	4 海域平均
2℃上昇 (SSP1-2.6)	0.40 (0.30～0.55)	0.40 (0.30～0.56)	0.39 (0.29～0.55)	0.40 (0.31～0.56)	0.40 (0.30～0.55)
4℃上昇 (SSP5-8.5)	0.67 (0.55～0.87)	0.68 (0.56～0.88)	0.67 (0.55～0.87)	0.69 (0.57～0.89)	0.68 (0.56～0.88)

出典：日本の気候変動 2025 をもとに作成

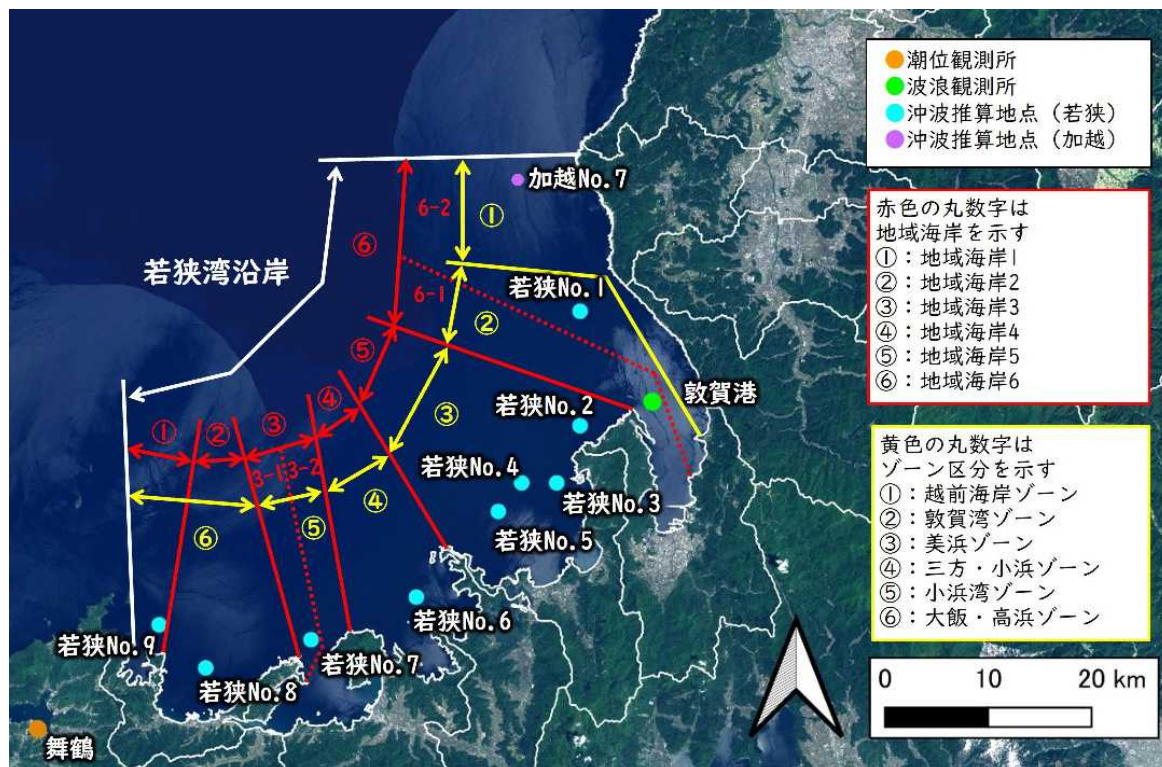
海面上昇量算出のイメージ図



2. 高潮・波浪・侵食・津波に対する計画外力

若狭湾沿岸における2100年時点の高潮・波浪・侵食に対する計画外力は、以下の通りである。

将来の潮位偏差、波高はd4PDF 全球モデルの2℃上昇を活用して、風と気圧を目的関数とした推定式を構築し、現在と将来気候との変化倍率を現計画外力に乘以算出した。



沿岸		若狭湾沿岸							
地域海岸		地域海岸1	地域海岸2	地域海岸3 3-1 3-2	地域海岸4	地域海岸5	地域海岸6 6-1 6-2		
ゾーン区分		大飯・高浜		小浜湾	三方・小浜	美浜	敦賀湾	越前海岸	
特徴		岩礁海岸 砂浜海岸		岩礁海岸	岩礁海岸	岩礁海岸 砂浜海岸	岩礁海岸 砂浜海岸	岩礁海岸	
2100年時点	朔望平均満潮位		T.P.+0.86m (T.P.+0.55m+ 0.31m) 舞鶴検潮所の5ヵ年平均朔望平均満潮位(2019~2023年)+平均海面上昇量						
	潮位偏差		0.62m						
	計画高潮位		T.P.+1.48m (T.P.+0.86m + 0.62m)						
	計画波浪※	30年 確率 波浪	波高 (m)	7.37 ~7.74	8.14	8.16	8.27 ~8.93	8.16	10.15
			周期 (s)	12.0 ~12.1	12.5	12.4	12.5 ~12.9	12.4	13.9
			波向	N, NNW	N, NNW	NNW	NW, NNW	NW	NW
		50年 確率 波浪	波高 (m)	8.12 ~8.35	8.87	8.77	8.99 ~9.59	8.88	10.64
			周期 (s)	12.6	13.0	12.9	13.0 ~13.3	13.0	14.2
			波向	N, NNW	N, NNW	NNW	NW, NNW	NW	NW
		沖波推算 地点	若狭 No.8、9		若狭 No.7	若狭 No.6	若狭 No.2~5	若狭 No.1	加越 No.7
	設計津波水位 (T.P.m)		2.7	2.5	2.4 2.0	2.3	2.4	1.9	2.7

※2100年時点の計画波浪の波高、周期は、16方位の中で波高が最大となる方位の値を記載

海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

以下、第3章で定めた新設又は改良の整備対象区域、維持又は修繕対象区域について、海岸保全施設の存する区域、種類、規模・配置、受益地域を一覧表及び配置図として示す。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(1/17)

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
1	越前町	越前町 (水産庁)	玉川漁港海岸 (丹生郡越前町玉川40字船揚場5番地)	護岸	172.8m	7.0 ~12.0	現況の最小天端高	7.0 ~12.0	越前町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				消波工	155.9m	7.0	—	—	—	—	
2	越前町	福井県 (水産庁)	越前漁港海岸 (丹生郡越前町梅浦55字大黒町21番5~小樟1字城ヶ谷13番10)	護岸	641.3m	7.0	将来の波浪・高潮による必要天端高	7.8	越前町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	2基 133.5m	2.5 ~5.5	—	—	—	—	
				消波堤	79.0m	4.0 ~8.5	—	—	—	—	
				消波工	1基 92.1m	6.0 ~9.2	—	—	—	—	
3	越前町	福井県 (水管理・国土保全局)	越前海岸厨地区 (丹生郡越前町厨17字大厨14番地の2南東端~70字南布山208番地南西端)	護岸	386m	5.0	将来の波浪・高潮による必要天端高	5.2~7.1	越前町の 一部	住宅地 商業地 山林	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	6基 450m	—	—	—	—	—	
				人エリーフ	2基 285m	—	—	—	—	—	
				消波工	555m	—	—	—	—	—	
4	越前町	福井県 (水管理・国土保全局)	越前海岸茂原地区 (丹生郡越前町茂原5字下垣内50番地の2北西端~11字滝浜20番地の1東南端)	護岸	355m	5.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	6.3	越前町の 一部	住宅地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mビッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(2/17)

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
5	越前町	福井県 (農村振興局)	越前海岸高佐茂原地区 (越前町茂原11号字下滝浜21番地の1~高佐16字黒石13番地の1)	護岸	275m	5.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	6.3	越前町の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	1基 79m	—	—	—	—	—	
				人エリーフ	1基 113m	—	—	—	—	—	
				突堤	2基 263m	—	—	—	—	—	
6	越前町	越前町 (水産庁)	白浜(城崎)漁港海岸 (丹生郡越前町高佐21字中長谷6の1番地)	背後地盤高	—	5.5	現況背後地盤高	5.5	—	—	—
				消波堤	26.5m	—	—	—	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
7	越前町	福井県 (水管理・国土保全局)	越前海岸高佐地区 (丹生郡越前町米ノ第41字合ヶ窪15の8番地~46字壁石13の2番地南々西端)	護岸	186m	3.9 ~6.0	将来の波浪・高潮による必要天端高	4.2	越前町の一部	住宅地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	1基 65m	—	—	—	—	—	
				消波工	90m	—	—	—	—	—	

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高（平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮）を示す。

なお、規模（計画2100年時点）には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

（将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。）

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

施設種類が「背後地盤高」の箇所は、影響度評価の根拠として記載しており、海岸保全施設ではないことに留意する。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(3/17)

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
8	越前町	越前町 (水産庁)	米の浦漁港海岸 (丹生郡越前町米ノ66字下大長 谷18番地の1)	護岸	254.1m	7.2	将来の波浪・高潮によ る必要天端高	8.9	越前町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	1基 80.0m	3.5	—	—	—	—	
				消波堤	58.7m	7.05	—	—	—	—	
				消波工	2基 233.9m	5.5 ～6.2	—	—	—	—	
9	南越前町	南越前町 (水産庁)	糠漁港海岸 (丹生郡南越前町糠111字西ヶ 平25号1番)	護岸	135.0m	5.0 ～7.0	将来の波浪・高潮によ る必要天端高	8.1	南越前町 の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	6基 305.8m	2.0 ～6.0	—	—	—	—	
				人エリーフ	1基 99.1m	—	—	—	—	—	
				突堤	2基 96.8m	0.6 ～2.0	—	—	—	—	
				消波堤	151.0m	—	—	—	—	—	
				消波工	1基 105.9m	6.0	—	—	—	—	

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(4/17)

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
10	南越前町	福井県 (水管理・国土保全 局)	河野海岸甲楽城第1地区 (南条郡南越前町甲楽城第7字 下長谷6の3～糠11字上長谷6 番)	護岸	337m	5.0	現況の最小天端高	5.0	南越前町 の一部	住宅地 農用地 山林	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	10基 622m	—	—	—	—	—	
				消波工	111m	—	—	—	—	—	
11	南越前町	福井県 (水管理・国土保全 局)	河野海岸甲楽城第2地区 (南条郡南越前町甲楽城第14号 森浜3の2番地南端～7号下長谷 8番地北端)	護岸	409m	5.0 ～5.5	将来の波浪・高潮によ る必要天端高	5.1	南越前町 の一部	住宅地 農用地 山林	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	1基 25m	—	—	—			
12	南越前町	福井県 (水管理・国土保全 局)	河野海岸河野地区 (南条郡南越前町河野1字北の 町58番地南端～今泉17字上の 山17番地の1西端)	護岸	569m	4.7 ～6.0	将来の波浪・高潮によ る必要天端高	6.2	南越前町 の一部	住宅地 山林	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				消波工	569m	—	—	—	—	—	
13	南越前町	南越前町 (水産庁)	河野漁港海岸 (丹生郡南越前町河野25字沙場 13番1)	護岸	592.7m	5.0	現況の最小天端高	5.0	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	5基 211.0m	2.0 ～3.5	—	—	—	—	
				消波堤	138.0m	3.7	—	—	—	—	
				消波工	1基 70.0m	3.0	—	—	—	—	
14	敦賀市	福井県 (水管理・国土保全 局)	河野海岸大谷地区 (南条郡南越前町大谷第108字 長谷26番地南西端地先～大良 第32字鍋割9番地北端地先)	背後 地盤高	—	7.0	現況背後地盤高	7.0	—	—	—

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

施設種類が「背後地盤高」の箇所は、影響度評価の根拠として記載しており、海岸保全施設ではないことに留意する。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(5/17)

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
15	敦賀市	福井県 (水管理・国土保全局)	敦賀海岸大比田地区 (敦賀市元比田15号字堂ノ上1番地の2北西端～大比田31号字村の腰1番地西南端)	護岸	1,121m	5.0 ～5.5	現況の最小天端高	5.0 ～5.5	敦賀市の一部	住宅地 農用地 山林	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	2基 296m	—	—	—	—	—	
				入エリーフ	3基 304m	—	—	—	—	—	
16	敦賀市	福井県 (農村振興局)	敦賀海岸横浜地区 (敦賀市横浜2号字下向山3番地～大比田32号字浜田14番地の1)	護岸	1,105m	5.6	現況の最小天端高	5.6	敦賀市の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	7基 518m	—	—	—	—	—	
				突堤	1基 240m	—	—	—	—	—	
17	敦賀市	福井県 (水管理・国土保全局)	敦賀海岸東浦地区 (敦賀市杉津3号字小丸3番地南端～江良5号字松ヶ崎5番地北西端)	護岸	1,844m	3.0	将来の波浪・高潮による必要天端高	3.3	敦賀市の一部	住宅地 農用地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	14基 1,396m	—	—	—	—	—	
				突堤	10基 560m	—	—	—	—	—	
				消波工	548m	—	—	—	—	—	
18	敦賀市	福井県 (港湾局)	敦賀港海岸江良地区 (敦賀市江良1号月ヶ谷28の5番地西角から西へ)	護岸	225m	2.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	4.9	敦賀市の一部	道路 山林	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mビッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(6/17)

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
19	敦賀市	福井県 (港湾局)	敦賀港海岸赤崎・鞠山地区 (北緯35度40分50秒 東経 136度6分24秒の3等三角点か ら286度の方向へ1,970mの点 から南へ)	護岸	1,571m	2.0 ~2.5	将来の波浪・高潮によ る必要天端高	2.2	敦賀市の 一部	住宅地 道路 農用地	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	3基 442m	1.5	—	—	—	—	
				防砂堤 (人工リー フ)	3基 630m	-2.0	—	—	—	—	
				突堤	7基 874m	1.0 ~2.4	—	—	—	—	
				消波工	168m	—	—	—	—	—	
				導流堤	1基 64m	1.0	—	—	—	—	
				防砂堤	1基 100m	1.0	—	—	—	—	
20	敦賀市	福井県 (港湾局)	敦賀港海岸松島地区 (敦賀市松島130字松原(北緯 35度39分18秒 東経136度2 分49秒)から東へ)	護岸	326m	4.5	現況の最小天端高	4.5	敦賀市の 一部	住宅地 道路 小学校	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	2基 240m	2.0	—	—	—	—	
				突堤	4基 246m	1.0 ~1.2	—	—	—	—	

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mビッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別で必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(7/17)

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
21	敦賀市	福井県 (港湾局)	敦賀港海岸常宮地区 (敦賀市櫛川91号字イトコ崎2の1番地北東角から北へ)	護岸	2,707m	2.0 ~2.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	3.2 (名子崎より東側)	敦賀市の一部	住宅地 道路 山林	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
							将来の設計津波水位	2.1 (名子崎より西側)			
				離岸堤	15基 1,385m	1.0 ~1.5	—	—	—	—	
				突堤	36基 1,002m	1.0 ~1.5	—	—	—	—	
22	敦賀市	福井県 (水管理・国土保全局)	敦賀海岸白木地区 (敦賀市白木16字松ヶ崎1番地の2北東端~49字浜地(白木漁港区域境界線))	護岸	204m	5.5	現況の最小天端高	5.5	敦賀市の一部	住宅地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	1基 88m	—	—	—	—	—	
				突堤	1基 45m	—	—	—	—	—	
23	美浜町	福井県 (水管理・国土保全局)	美浜海岸竹波地区 (三方郡美浜町丹生66号字川坂山5番地の2東南端~菅浜132号城ヶ崎5番地の4北端)	護岸	1,235m	4.0 ~5.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	4.7	美浜町の一部	住宅地 農用地 山林	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	5基 425m	—	—	—	—	—	
				人エリーフ	264m	—	—	—	—	—	

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mビッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(8/17)

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
24	美浜町	美浜町 (水産庁)	管浜漁港海岸 (三方郡美浜町管浜第89号松下 24の1番地)	護岸	664.3m	3.0	現況の最小天端高	3.0	美浜町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検お よび長寿命化計画に基づく点検を実 施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	3基 279.6m	2.0	—	—	—	—	
				突堤	1基 57.3m	1.3	—	—	—	—	
25	美浜町	福井県 (水管理・国土保全 局)	美浜海岸佐田地区 (三方郡美浜町山上23号字川尻 4番地南西端～管浜100号字南 所13番地東北端)	護岸	2,712m	6.2	現況の最小天端高	6.2	美浜町の 一部	住宅地 農用地 山林	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	11基 1,112m	—	—	—	—	—	
				人工リーフ	3基 600m	—	—	—	—	—	
26	美浜町	美浜町 (水産庁)	坂尻漁港海岸 (三方郡美浜町坂尻第15号岸上 9番地)	護岸	757.0m	4.0	現況の最小天端高	4.0	美浜町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	7基 559.8m	2.0	—	—	—	—	
				消波工	50m	4.0	—	—	—	—	
				防波堤	116.0m	0.65 ～2.5	—	—	—	—	
				防砂堤	56.0m	1.2	—	—	—	—	
				道路	100m	—	—	—	—	—	

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高（平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮）を示す。

なお、規模（計画2100年時点）には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

（将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。）

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(9/17)

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
27	美浜町	福井県 (水管理・国土保全局)	美浜海岸久々子地区 (三方郡美浜町久々子47号字弁天1番地南々東端～和田6号字上ヶ浜18番地の3東端)	護岸	3,103m	5.5	現況の最小天端高	5.5	美浜町の一部	住宅地 農用地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	22基 2,062m	—	—	—	—	—	
				突堤	4基 290m	—	—	—	—	—	
28	美浜町	福井県 (水産庁)	早瀬漁港海岸 (三方郡美浜町早瀬49字甲ヶ崎1番2)	護岸	541.5m	2.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	3.0	美浜町の一部	住宅地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	7基 389.1m	2.1	—	—	—	—	
				突堤	4基 140.0m	1.0 ～2.1	—	—	—	—	
				防砂堤	83.0m	1.0 ～1.5	—	—	—	—	
				防潮林	190.0m	—	—	—	—	—	
29	美浜町	福井県 (水産庁)	日向漁港海岸 (三方郡美浜町日向72号沖ノ馳1番)	護岸	1114.2m	3.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	5.3	美浜町の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	1基 50.1m	2.0	—	—	—	—	
				消波工	2基 404.0m	3.0～4.0	—	—	—	—	
30	若狭町	若狭町 (水産庁)	常神漁港海岸 (三方上中郡若狭町常神第4号塔平4番地)	護岸	407.1m	2.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	3.1	若狭町の一部	住宅地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mビッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(10/17)

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
31	若狭町	福井県 (農村振興局)	三方海岸常神地区 (若狭町常神7字西ノ平1番地～ 15字小渡16番地)	護岸	917m	2.4	将来の波浪・高潮による必要天端高	4.4	若狭町の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
32	若狭町	若狭町 (水産庁)	神子漁港海岸 (三方上中郡若狭町神子第15号 田尻4番地)	護岸	377.1m	3.0	現況の最小天端高	3.0	若狭町の一部	住宅地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	4基 533.8m	2.5	—	—	—	—	
				突堤	1基 26.7m	1.5 ～2.0	—	—	—	—	
				消波工	2基 40.5m	3.6	—	—	—	—	
33	若狭町	若狭町 (水産庁)	小川漁港海岸 (三方上中郡若狭町小川第11号 稲越39番地)	護岸	300.9m	4.0	現況の最小天端高	4.0	若狭町の一部	住宅地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	3基 240.0m	2.0	—	—	—	—	
				突堤	1基 16.0m	1.0	—	—	—	—	
34	若狭町	福井県 (水管理・国土保全局)	三方海岸遊子地区 (三方上中郡若狭町遊子13号森の上1番地の1西南端～6号北田東北端)	護岸	67m	3.5	現況の最小天端高	3.5	若狭町の一部	住宅地 農用地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	4基 216m	—	—	—	—	—	
				突堤	3基 139m	—	—	—	—	—	
35	若狭町	若狭町 (水産庁)	塩坂越漁港海岸 (三方上中郡若狭町塩坂越第7号西谷1番地)	護岸	370.0m	3.7	将来の波浪・高潮による必要天端高	5.9	若狭町の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(11/17)

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
36	若狭町	若狭町 (水産庁)	世久見漁港海岸 (三方上中郡若狭町世久見第52号食見道115番地)	護岸	91.1m	4.0	現況の最小天端高	4.0	若狭町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	1基 64.9m	2.1	—	—	—	—	
37	若狭町	福井県 (水管理・国土保全局)	三方海岸食見地区 (三方上中郡若狭町世久見52号食見道67番地1北西端~59号水尻8番地北西端)	護岸	736m	6.5	現況の最小天端高	6.5	若狭町の 一部	住宅地 農用地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				人エリーフ	2基 198m	—	—	—	—	—	
				突堤	5基 415m	—	—	—	—	—	
38	小浜市	福井県 (水管理・国土保全局)	小浜海岸大浜地区 (小浜市田島143字魚見坂1番地の1~140字大浜1番地の3)	護岸	401m	4.5	現況の最小天端高	4.5	小浜市の 一部	住宅地 (国立若狭湾青少年自然の	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				人エリーフ	2基 325m	—	—	—	—	—	
				突堤	2基 56m	—	—	—	—	—	
39	小浜市	小浜市 (水産庁)	田島漁港海岸 (小浜市田島100号孫谷4番)	護岸	344.0m	2.0	将来の波浪・高潮による必要天端高	3.6	小浜市	宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	5基 313.0m	—	—	—	—	—	
40	小浜市	小浜市 (水産庁)	内外海漁港海岸 (小浜市矢代4号西所53番~仏谷48号砂子浜2番)	護岸	2400.0m	3.5	現況の最小天端高	3.5	小浜市	宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	8基 573.6m	1.6 ~3.5	—	—	—	—	

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(12/17)

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
41	小浜市	福井県 (水産庁)	小浜漁港海岸 (小浜市若狭49号絵名里23番1 ～青井33号海望山1番1)	護岸	6028.7m	2.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	3.2～3.3	小浜市の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	10基 1254.0m	2.0 ～3.0	—	—	—	—	
				突堤	16基 732.1m	1.0 ～2.5	—	—			
				消波工	3基 489.3m	2.0 ～2.5	—	—			
				導流堤	261.0m	1.3 ～2.5	—	—			
42	小浜市	福井県 (農村振興局)	小浜海岸甲ヶ崎地区 (小浜市甲ヶ崎28字の場100番地～34字西右近谷2番地)	護岸	494m	2.2	将来の設計津波水位	2.2	小浜市の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				樋門	1箇所	—	—	—	—	—	
43	小浜市	福井県 (水管理・国土保全局)	小浜海岸勢浜地区 (小浜市東勢浜第3号字土取3番地東北端～西勢第63号字川尻3番地の1東北端)	護岸	431m	3.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	3.5	小浜市の一部	住宅地 農用地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				入エリーフ	1基 200m	—	—	—	—	—	
				突堤	1基 233m	—	—	—	—	—	

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mビッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別で必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(13/17)

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
44	小浜市	福井県 (水管理・国土保全局)	小浜海岸加斗地区 (小浜市本所12字片江鼻1番地 ～飯盛13字西平磯11番の1西端)	護岸	1,861m	3.0 ～4.0	現況の最小天端高	3.0～4.0	小浜市の 一部	住宅地 農用地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	8基 822.6m	—	—	—	—	—	
				突堤	5基 96.4m	—	—	—	—	—	
				消波工	264m	—	—	—	—	—	
45	小浜市	福井県 (農村振興局)	小浜海岸岡津地区 (小浜市岡津11号字東山1番地 ～1号字水通1番地)	護岸	379m	3.5	現況の最小天端高	3.5	小浜市の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	4基 271m	—	—	—	—	—	
46	小浜市 おい町	福井県 (港湾局)	和田港海岸鯉川・長井地区 (小浜市加斗4等三角点(北緯 35度28分26秒 東経135度39 分45秒)から340度56分の方 向へ656.2mの点から西へ)	護岸	1,797m	1.3 ～2.5	将来の設計津波水位	2.2	小浜市お よびおい 町の一部	住宅地 道路 農用地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	4基 710m	1.8	—	—	—	—	
				突堤	6基 1,025m	1.2 ～2.8	—	—	—	—	
				消波工	510m	—	—	—	—	—	
47	おい町	おい町 (水産庁)	本郷漁港海岸 (大飯郡おい町本郷150号字 西ヶ崎12番)	護岸	452.1m	2.2	将来の波浪・高潮による必要天端高	3.8	おい町 の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
48	おい町 高浜町	福井県 (港湾局)	和田港海岸本郷地区 (大飯郡おい町本郷第150字 西ヶ崎12番地南角から西へ)	護岸	1,452m	2.5	現況の最小天端高	2.5	おい町 および高 浜町の一 部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
49	おい町 高浜町	福井県 (港湾局)	和田港海岸犬見地区 (大飯郡高浜町和田第124号字 下浜田3番地南西角から東へ)	護岸	2,258m	1.3 ～2.0	将来の設計津波水位	2.2	おい町 および高 浜町の一 部	住宅地 道路 山林	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法（14/17）

区域 番号	市町村名	海岸管理者 （所管）	区域	種類	現況		規模（計画2100年時点）		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 （地先）		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
50	おおい町	おおい町 （水産庁）	大島漁港海岸 （大飯郡おおい町大島21字赤栗 64番地～大島163字西葉夫26 番地）	護岸	2681.8m	1.3	将来の設計津波水位	2.2	おおい町 の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	2基 200.0m	2.4	—	—	—	—	
				防砂堤	65.0m	1.3	—	—	—	—	
51	おおい町	福井県 （農村振興局）	大飯海岸大島第1地区 （おおい町大島32号字神田28 番地～34号字諏訪前7番地）	護岸	410m	6.3	現況の最小天端高	6.3	おおい町 の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				入エリーフ	1基 330m	—	—	—	—	—	
52	おおい町	福井県 （農村振興局）	大飯海岸大島第2地区 （おおい町大島34号字諏訪前6 番地～37号字常谷22番地）	護岸	92m	6.3	現況の最小天端高	6.3	おおい町 の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				突堤	1基 44m	—	—	—	—	—	
53	おおい町	福井県 （農村振興局）	大飯海岸添地区 （おおい町大島172号字添浦2 番地～174号の1字大山東側1 番地の1）	護岸	63m	5.7	将来の波浪・高潮によ る必要天端高	5.8	おおい町 の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	2基 80m	—	—	—	—	—	

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高（平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮）を示す。

なお、規模（計画2100年時点）には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

（将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。）

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別で必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(15/17)

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
54	高浜町	福井県 (港湾局)	和田港海岸和田地区 (大飯郡高浜町和田第127号西 浦筋26の2番地西角から東へ、 大飯郡高浜町和田第129号愛宕 山2の1(北緯35度29分37秒 東経135度34分46.08)から西 へ)	護岸	767m	2.5	将来の波浪・高潮によ る必要天端高	3.8	高浜町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	1基 200m	1.5	—	—	高浜町の 一部	住宅地 道路	
				離岸堤 (人エリー フ)	2基 185m	-0.5	—	—		—	
				防砂堤 (人エリー フ)	—	—	—	—	—	—	
				突堤	18基 1,352m	0.0 ~2.5	—	—	—	—	
				消波工	200m	—	—	—	—	—	
55	高浜町	福井県 (水産庁)	高浜漁港海岸 (大飯郡高浜町事代3字三の丸1 2番1~立石21字西須圭6番2)	護岸	1753.4m	4.5	現況の最小天端高	4.5	高浜町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	5基 276.5m	-0.8 ~2.3	—	—	—	—	
				突堤	7基 756.4m	2.0	—	—	—	—	
56	高浜町	福井県 (水管理・国土保全 局)	高浜海岸高浜地区 (大飯郡高浜町難波江34号字厩 田2番地北端~畑11号字東畑後 10番地東南端)	護岸	3,106m	4.0	現況の最小天端高	4.0	高浜町の 一部	住宅地 農用地	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	13基 1,779m	—	—	—	—	—	
				突堤	2基 66m	—	—	—	—	—	
				人エリーフ	1基 107m	—	—	—	—	—	

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(16/17)

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
57	高浜町	高浜町 (水産庁)	小黒飯漁港海岸 (大飯郡高浜町小黒飯22字宮前4番)	護岸	330.0m	5.2	現況の最小天端高	5.2	高浜町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	2基 101.3m	3.0	—	—	—	—	
				消波工	4基 197.9m	3.3~4.3	—	—	—	—	
58	高浜町	福井県 (農村振興局)	高浜海岸音海地区 (高浜町音海第25字高越1番地 ~第28号字中高越3番地)	護岸	230m	5.0	将来の波浪・高潮による必要天端高	6.9	高浜町の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
59	高浜町	福井県 (港湾局)	内浦港海岸音海地区 (大飯郡高浜町音海第50号字朱竹2の1番地北西角)	護岸	269m	1.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	3.1	高浜町の 一部	道路 山林	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				消波工	226m	—	—	—	—	—	
60	高浜町	高浜町 (水産庁)	音海漁港海岸 (大飯郡高浜町音海78字入江3番の1)	護岸	464.0m	3.0	将来の波浪・高潮による必要天端高	3.1	高浜町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
61	高浜町	福井県 (農村振興局)	高浜海岸神野浦第1地区 (高浜町神野浦第2号字空14番地の2~第16号字見上山22番地)	護岸	288m	3.0	将来の波浪・高潮による必要天端高	3.1	高浜町の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
62	高浜町	福井県 (農村振興局)	高浜海岸神野浦第2地区 (高浜町神野浦第14号字深田3番地~音海第5号字金切田2番地)	護岸	273m	3.0	将来の波浪・高潮による必要天端高	3.4	高浜町の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
63	高浜町	福井県 (農村振興局)	高浜海岸山中地区 (高浜町山中第17号字長岩1番地~第61号字広瀬下3番地)	護岸	559m	3.0	現況の最小天端高	3.0	高浜町の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	3基 237m	—	—	—	—	—	
				突堤	1基 24m	—	—	—	—	—	

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越流量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別で必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(17/17)

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
64	高浜町	福井県 (農村振興局)	高浜海岸宮尾第1地区 (高浜町宮尾39号字稲ノ浦16番 地～54号向浜3番地)	護岸	335m	3.0	現況の最小天端高	3.0	高浜町の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
65	高浜町	福井県 (農村振興局)	高浜海岸宮尾第2地区 (高浜町宮尾31号字カマエダ10 番地～33号字下20番地)	護岸	207m	3.5	将来の波浪・高潮によ る必要天端高	3.6	高浜町の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	1基 75m	—	—	—	—	—	
66	高浜町	福井県 (水管理・国土保全 局)	高浜海岸日引地区 (大飯郡高浜町日引第5字堂浜3 3番地北角～第25字地下谷2番 地南角)	護岸	247m	2.5 ～3.5	将来の波浪・高潮によ る必要天端高	3.4	高浜町の 一部	住宅地	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	2基 84m	—	—	—	—	—	
67	高浜町	高浜町 (水産庁)	上瀬漁港海岸 (大飯郡高浜町日引5字堂浜33 番地～上瀬11字大野30番)	護岸	441.0m	3.5	将来の波浪・高潮によ る必要天端高	6.1	高浜町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

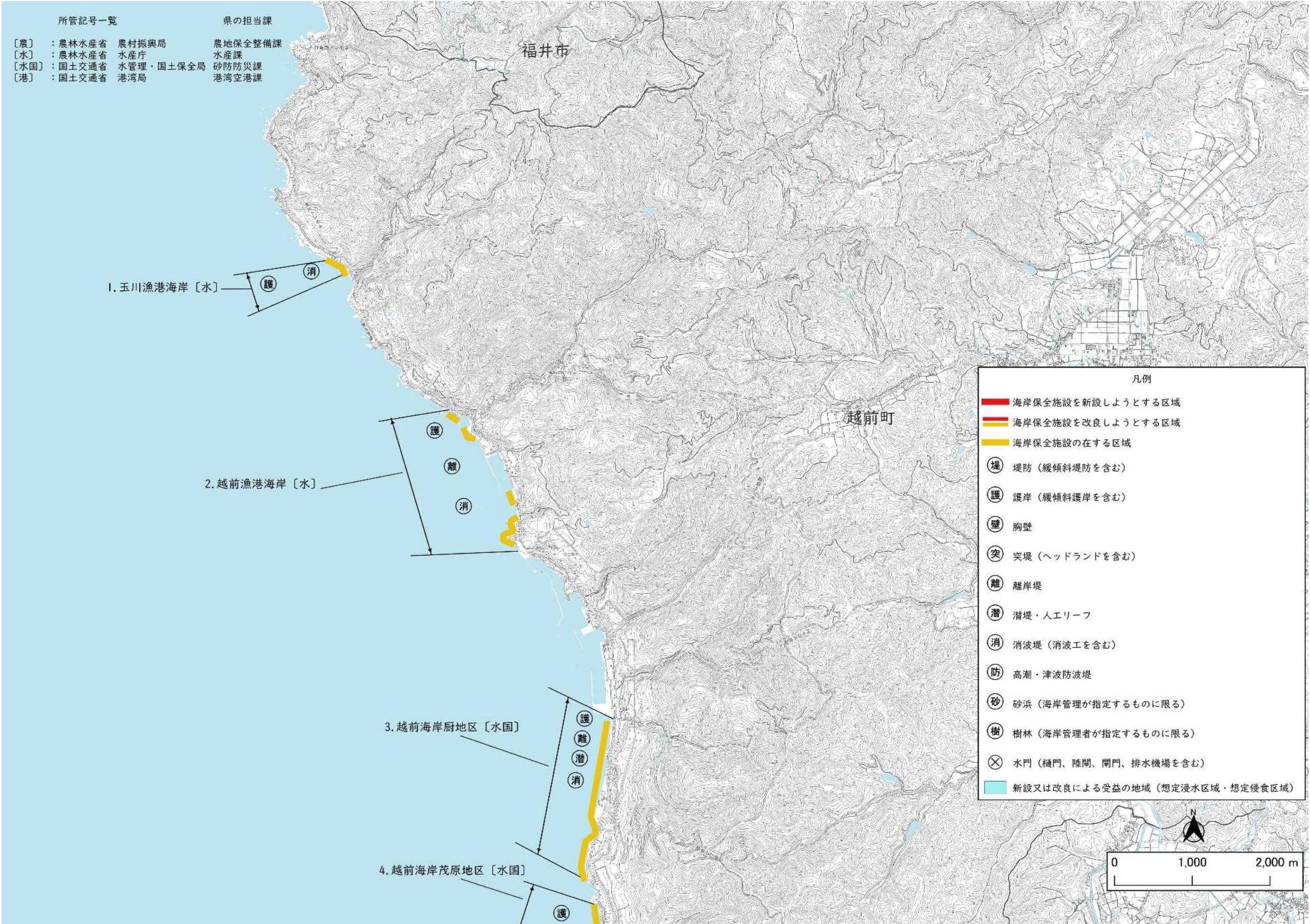
(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

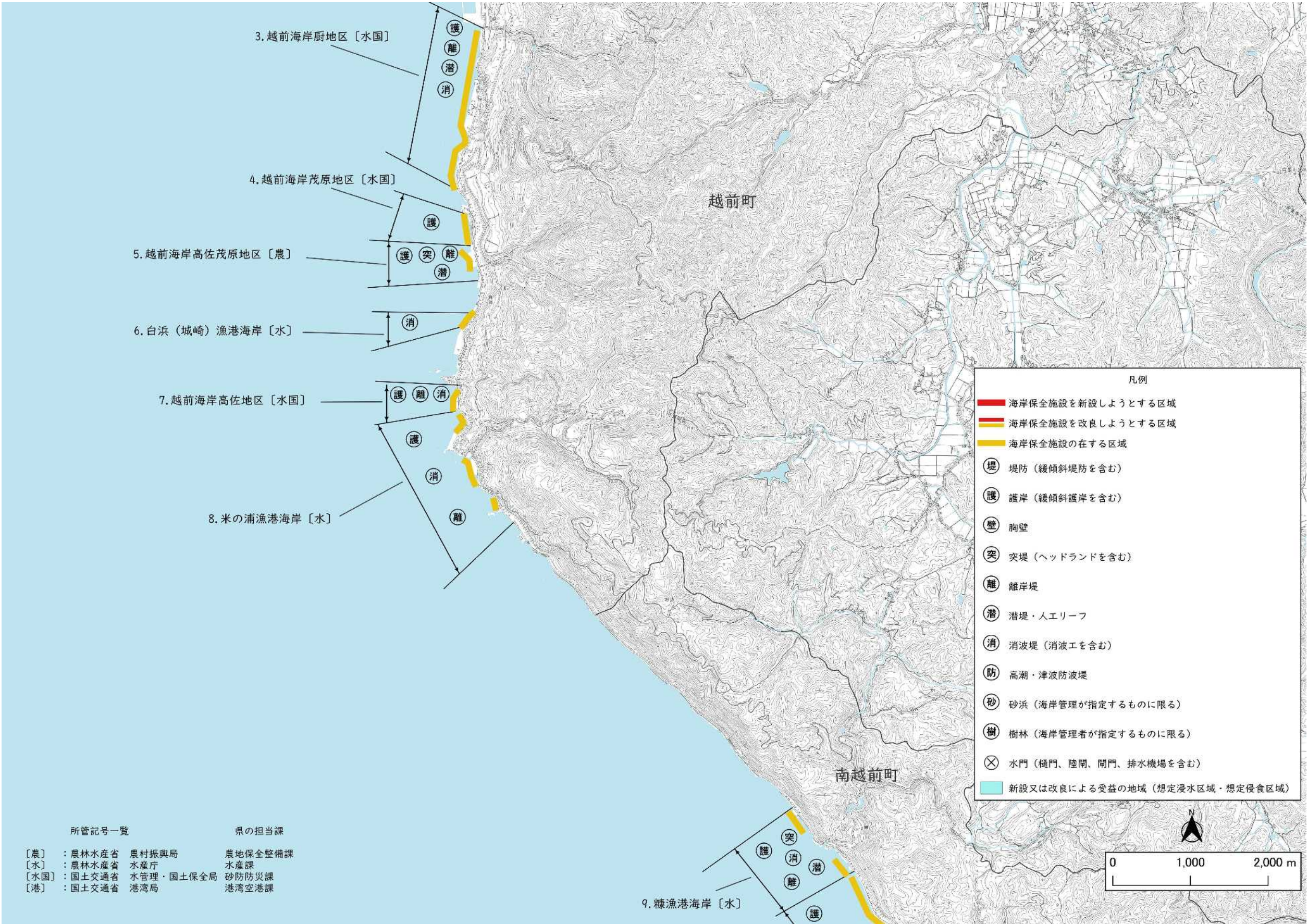
施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

2. 海岸保全施設の配置図(1/13)



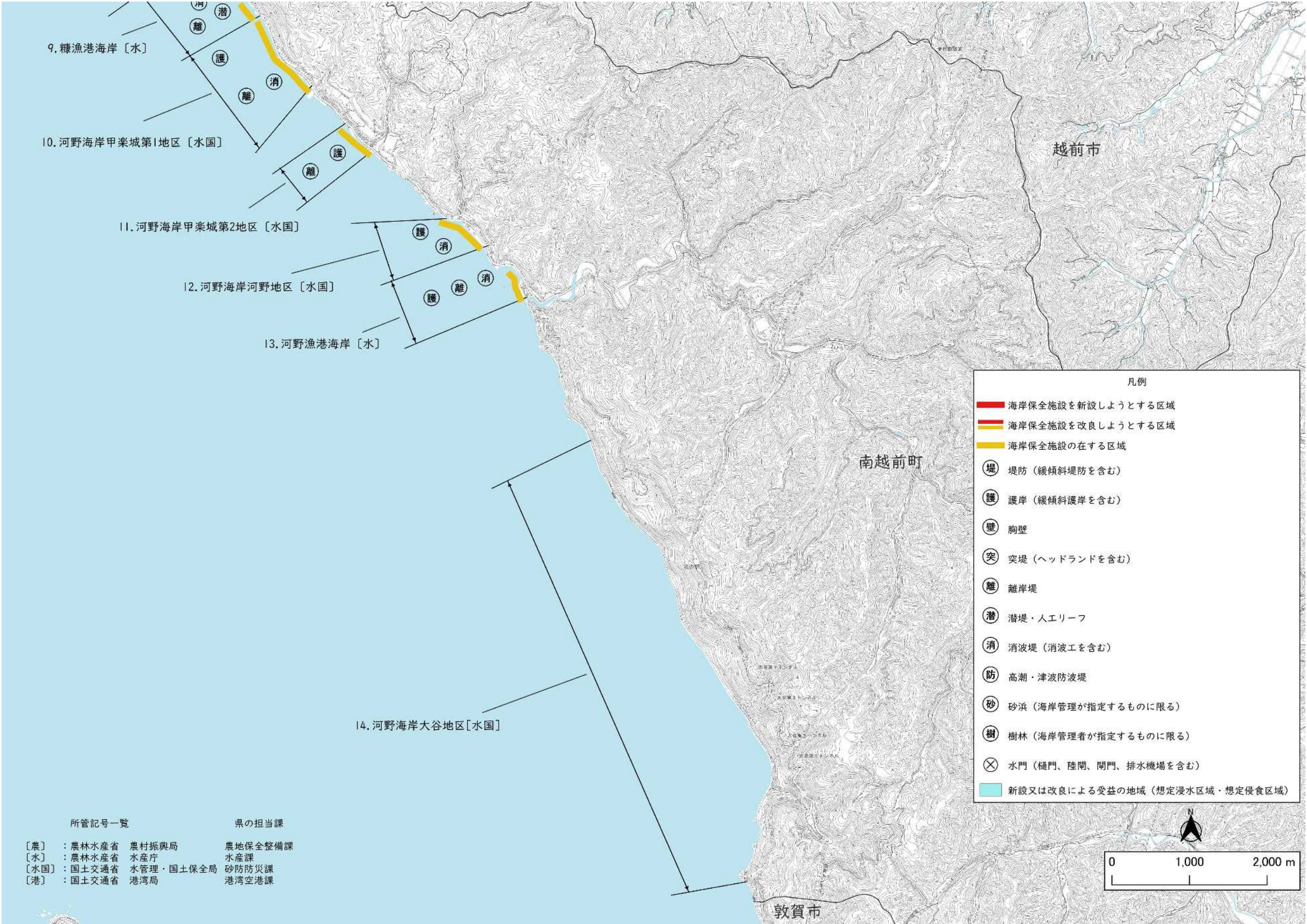
「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

2. 海岸保全施設の配置図(2/13)



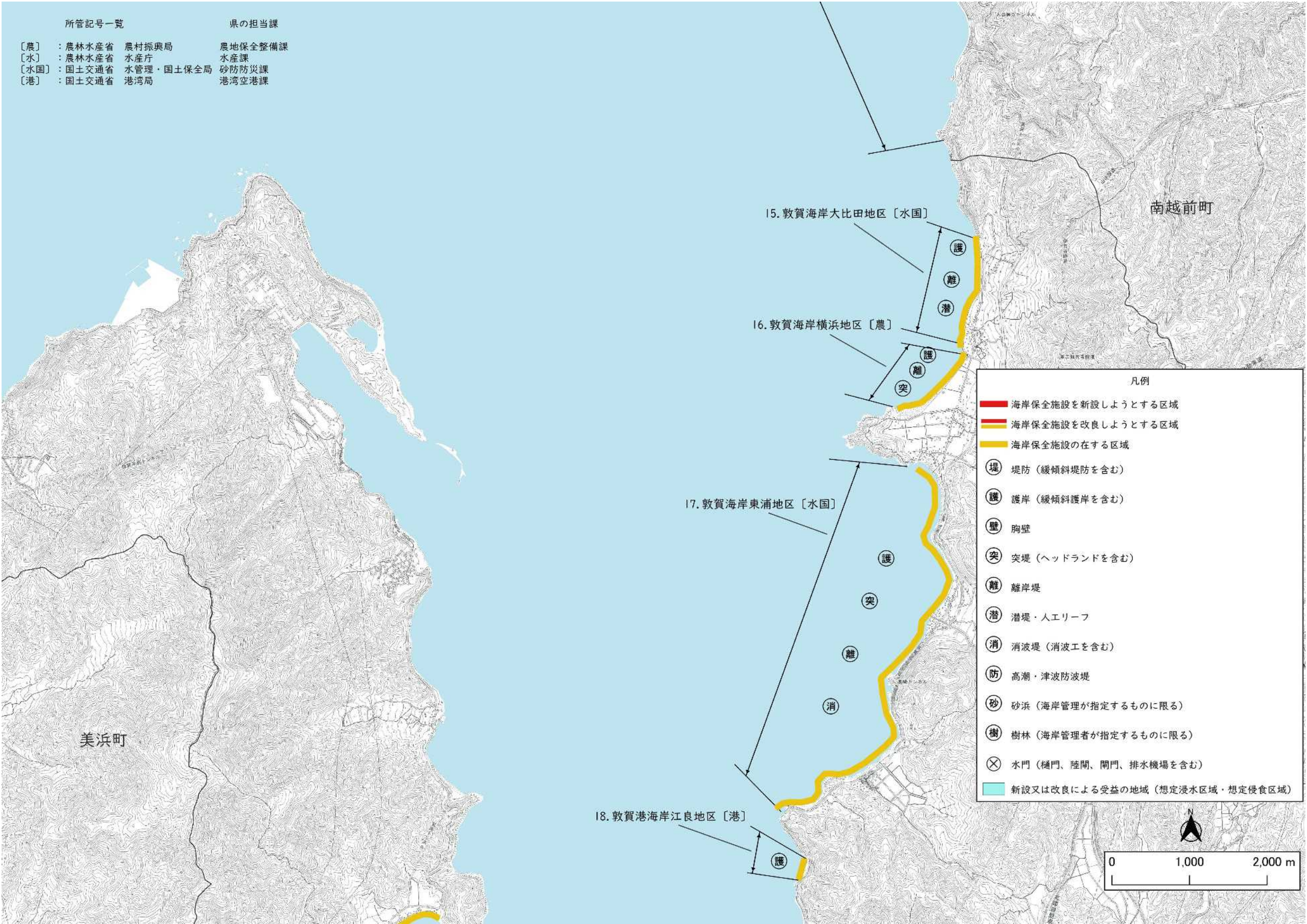
「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7JHf 68」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

2. 海岸保全施設の配置図(3/13)



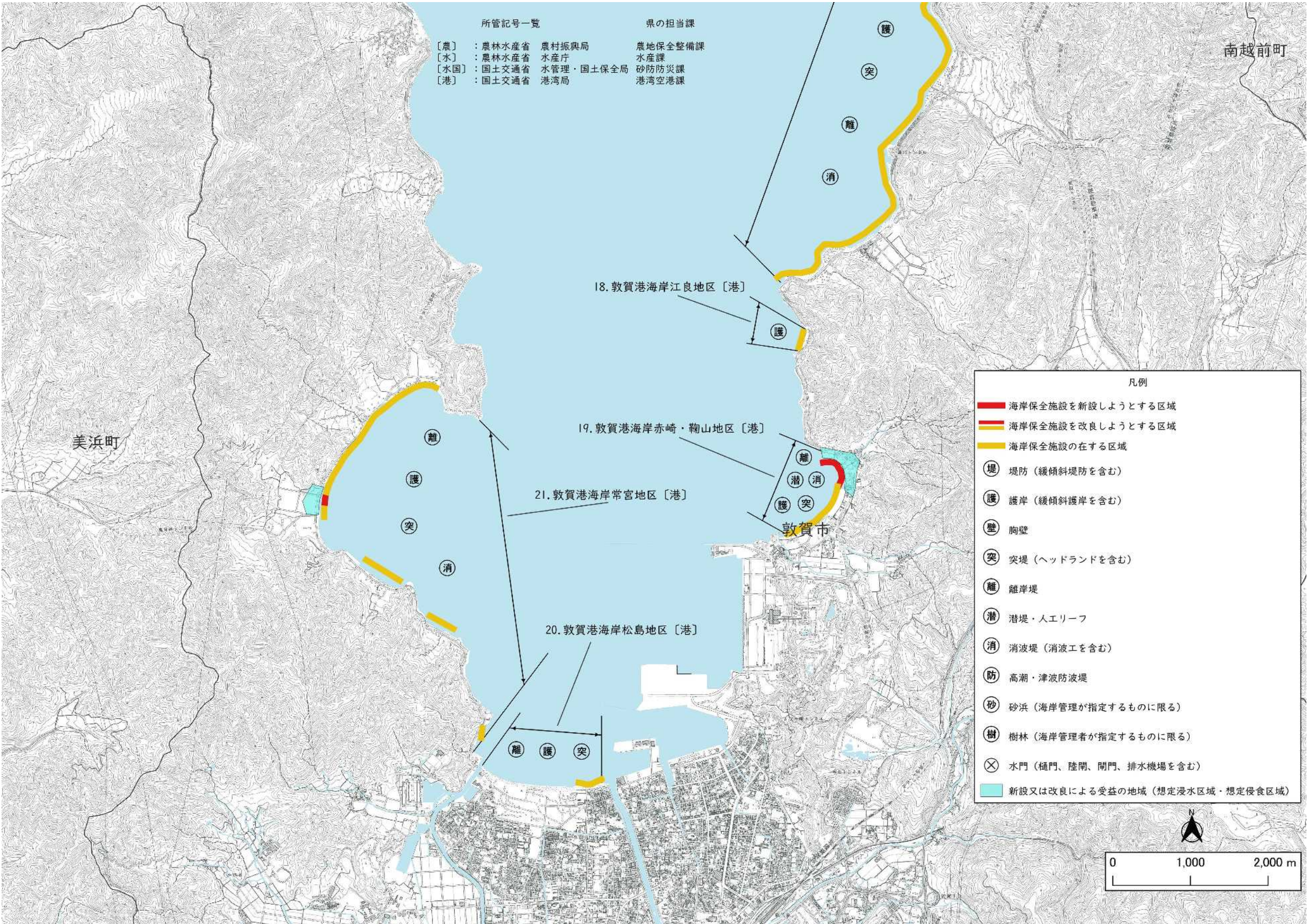
「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

2. 海岸保全施設の配置図(4/13)



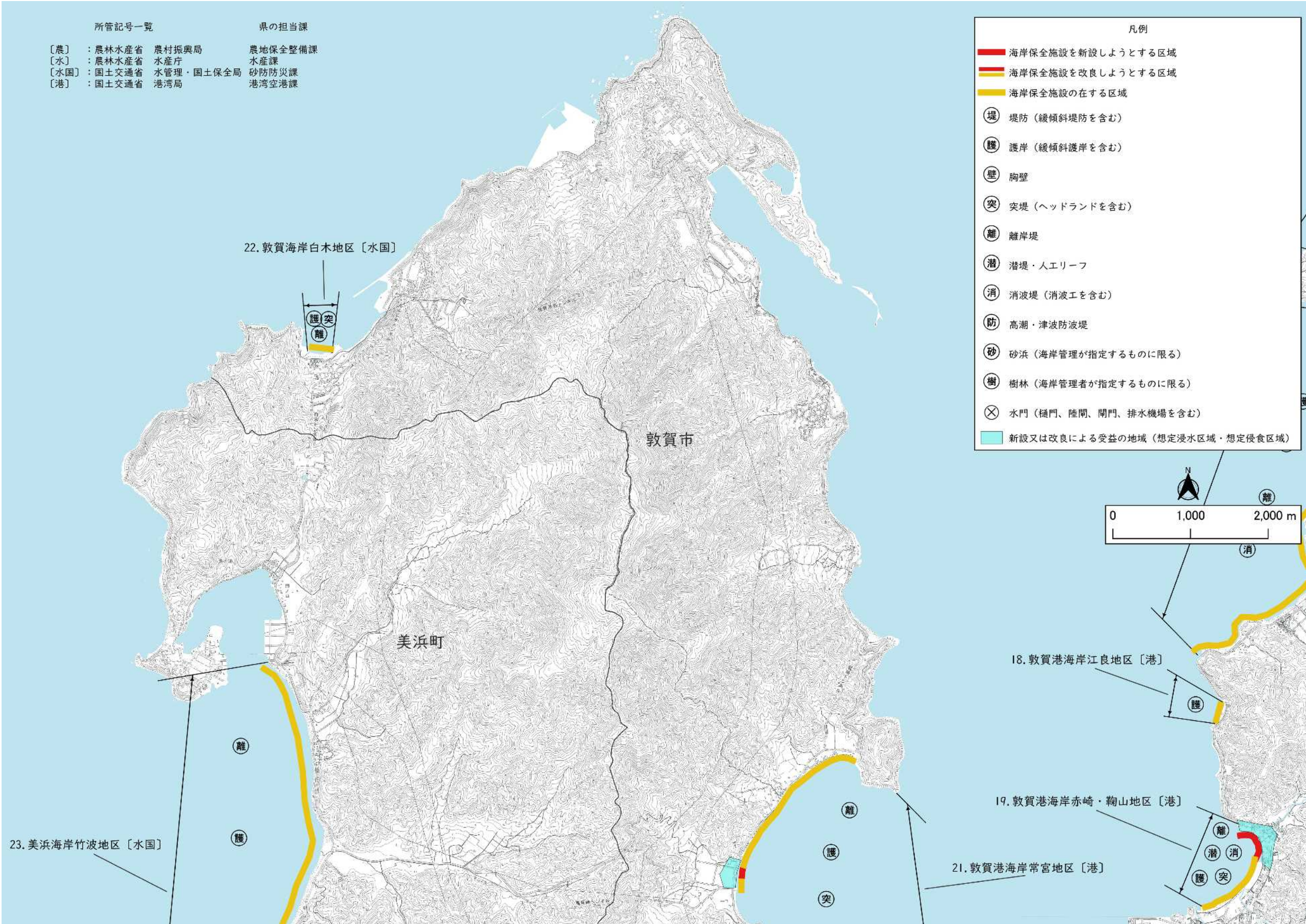
「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

2. 海岸保全施設の配置図(5/13)



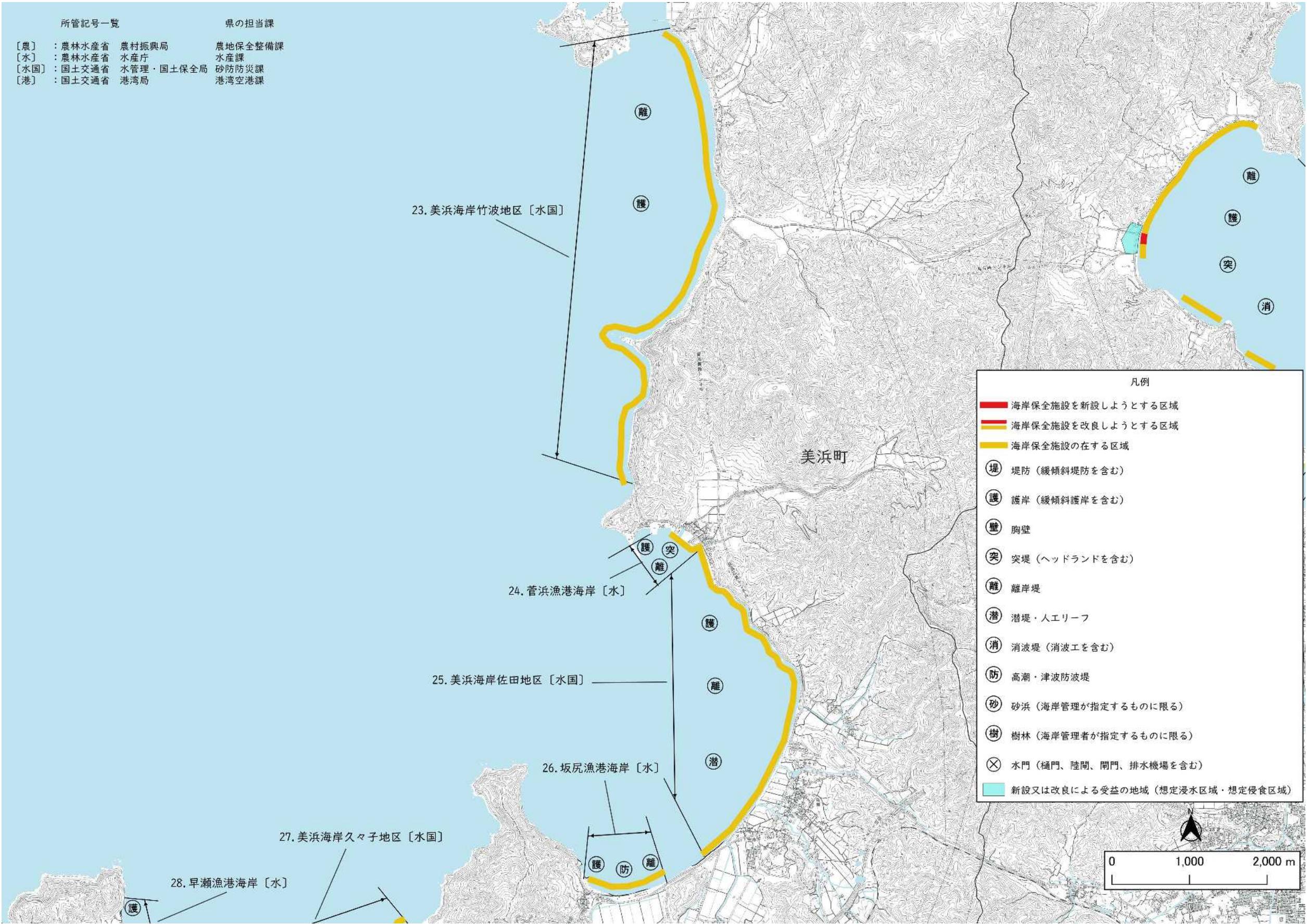
「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

2. 海岸保全施設の配置図(6/13)

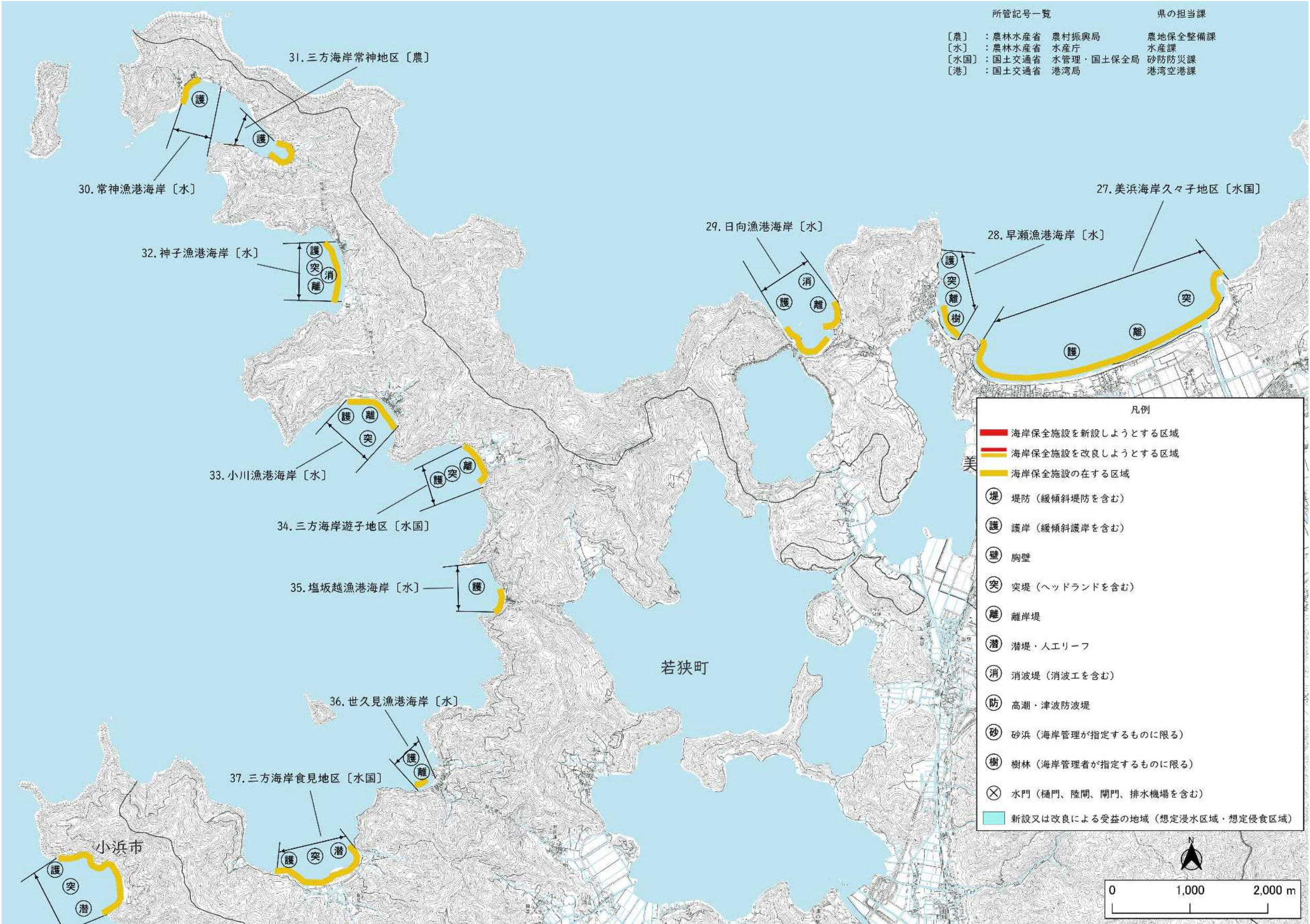


「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

2. 海岸保全施設の配置図(7/13)

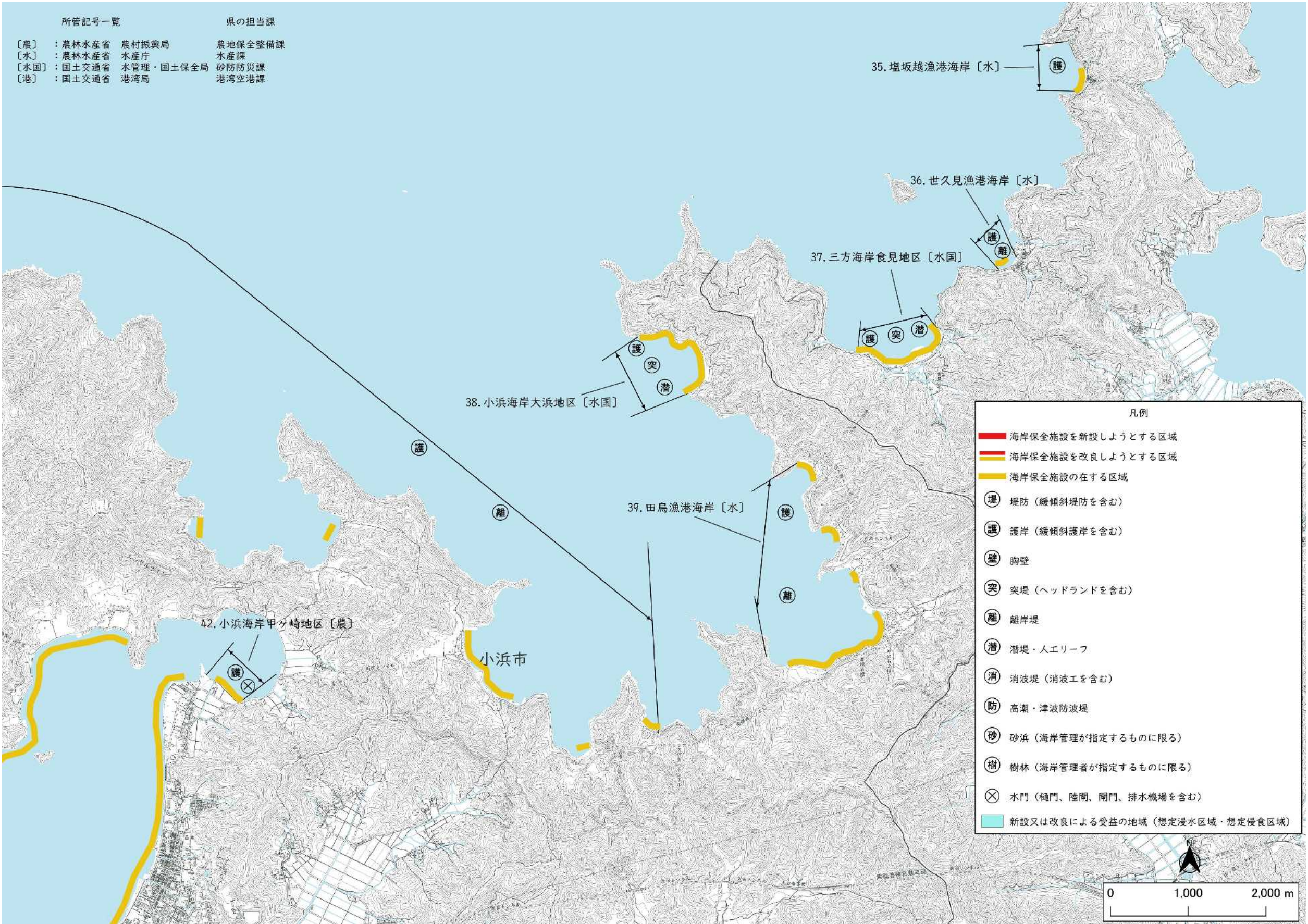


2. 海岸保全施設の配置図(8/13)



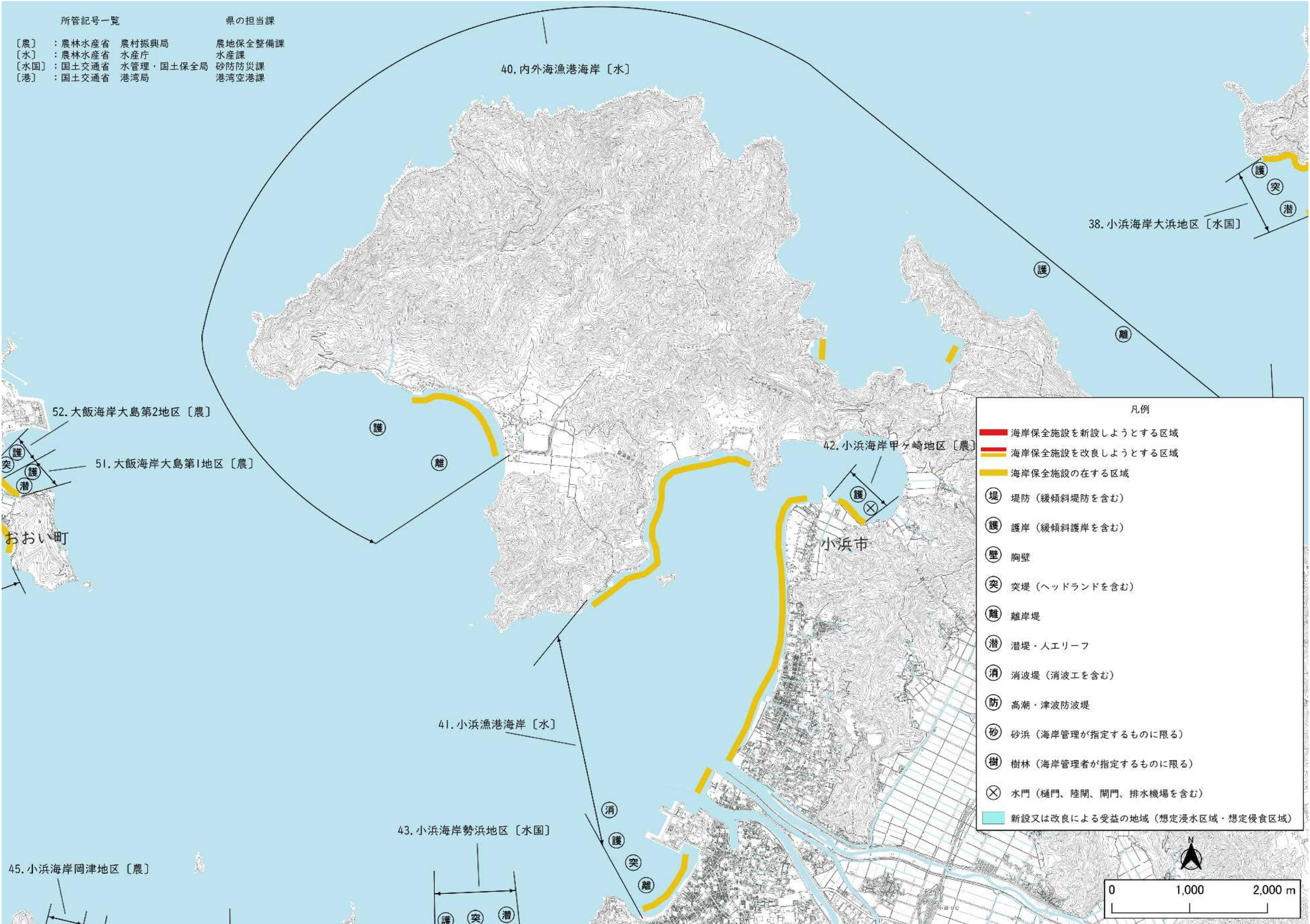
「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

2. 海岸保全施設の配置図(9/13)



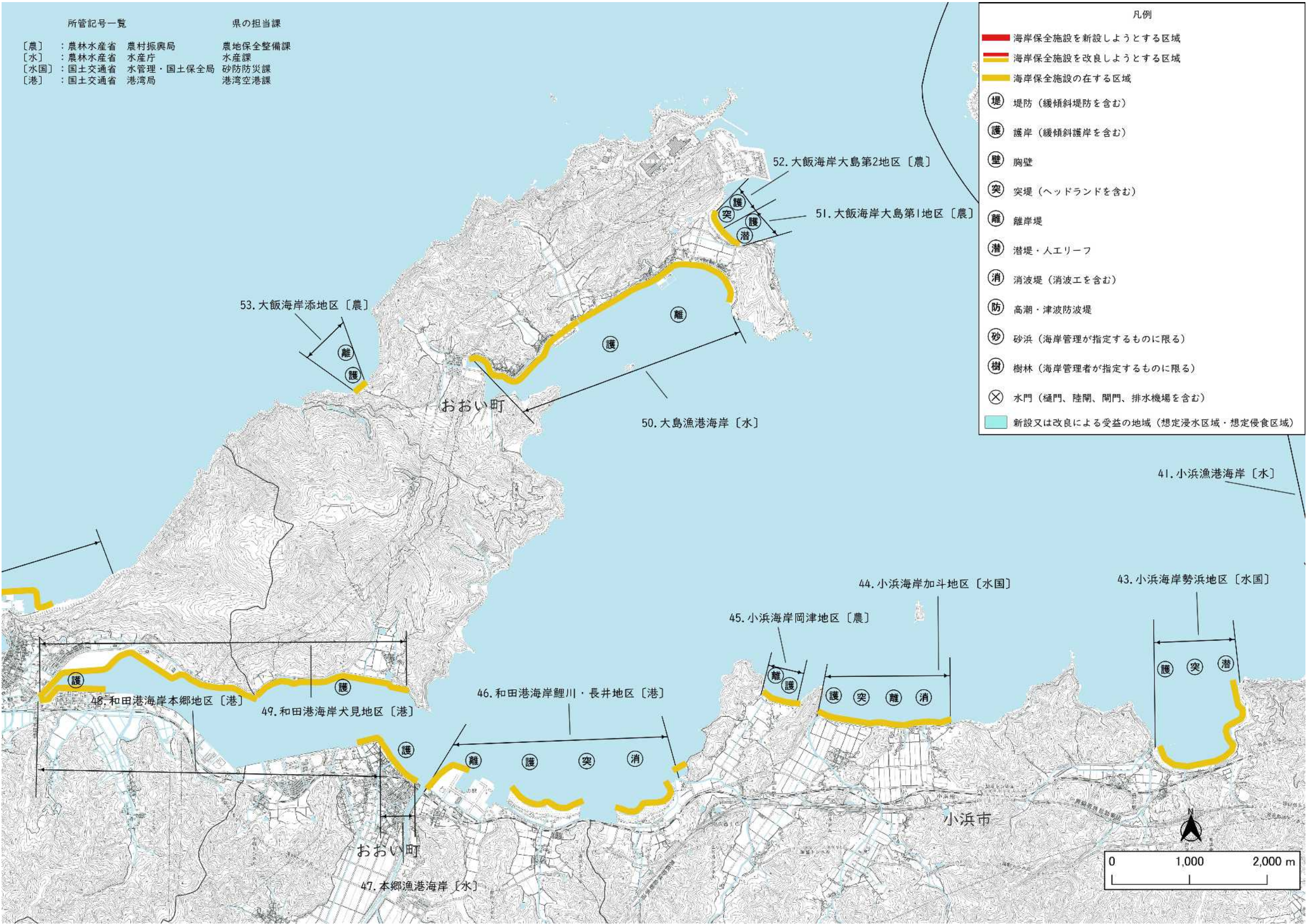
「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

2. 海岸保全施設の配置図(10/13)



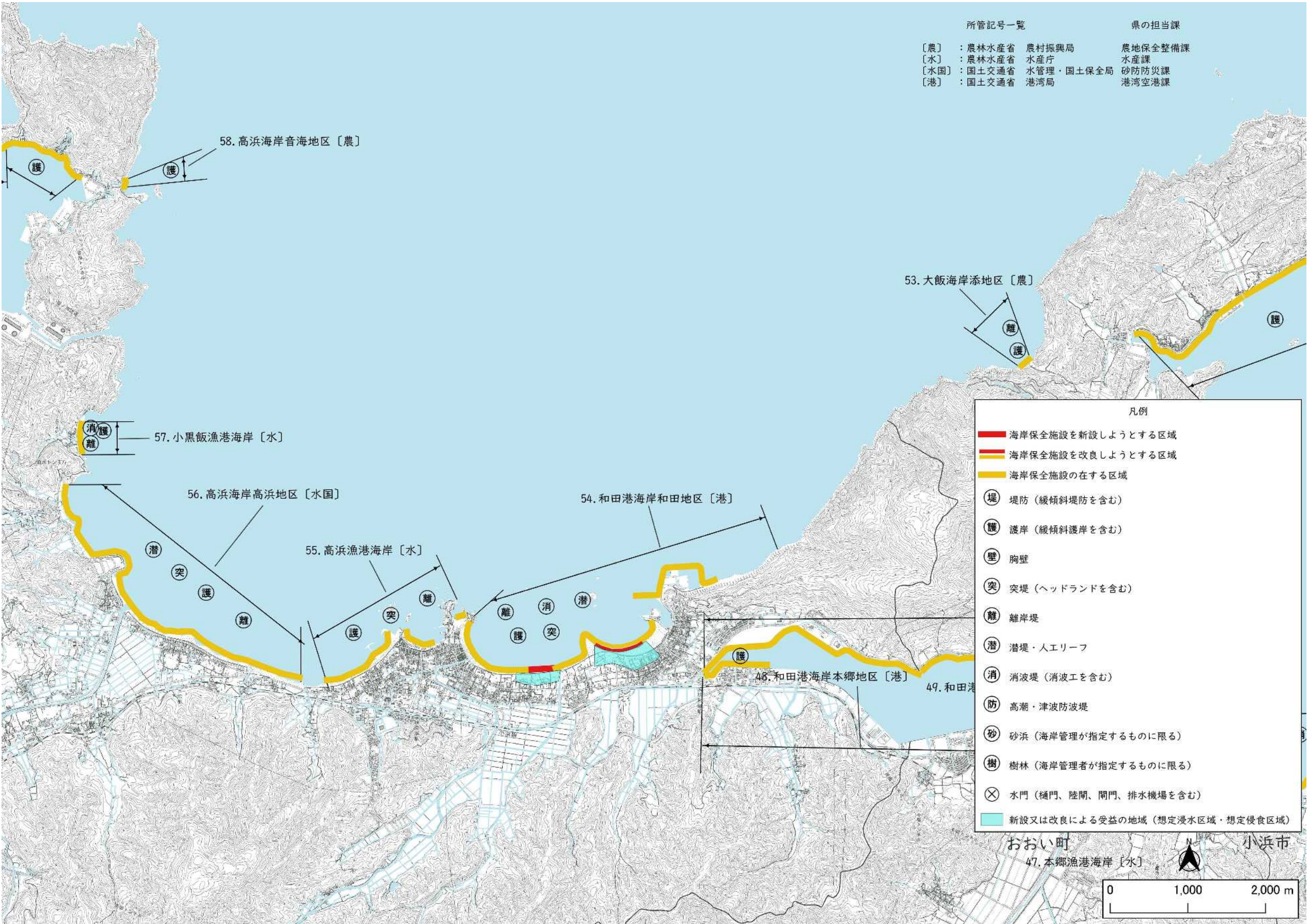
「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

2. 海岸保全施設の配置図(11/13)



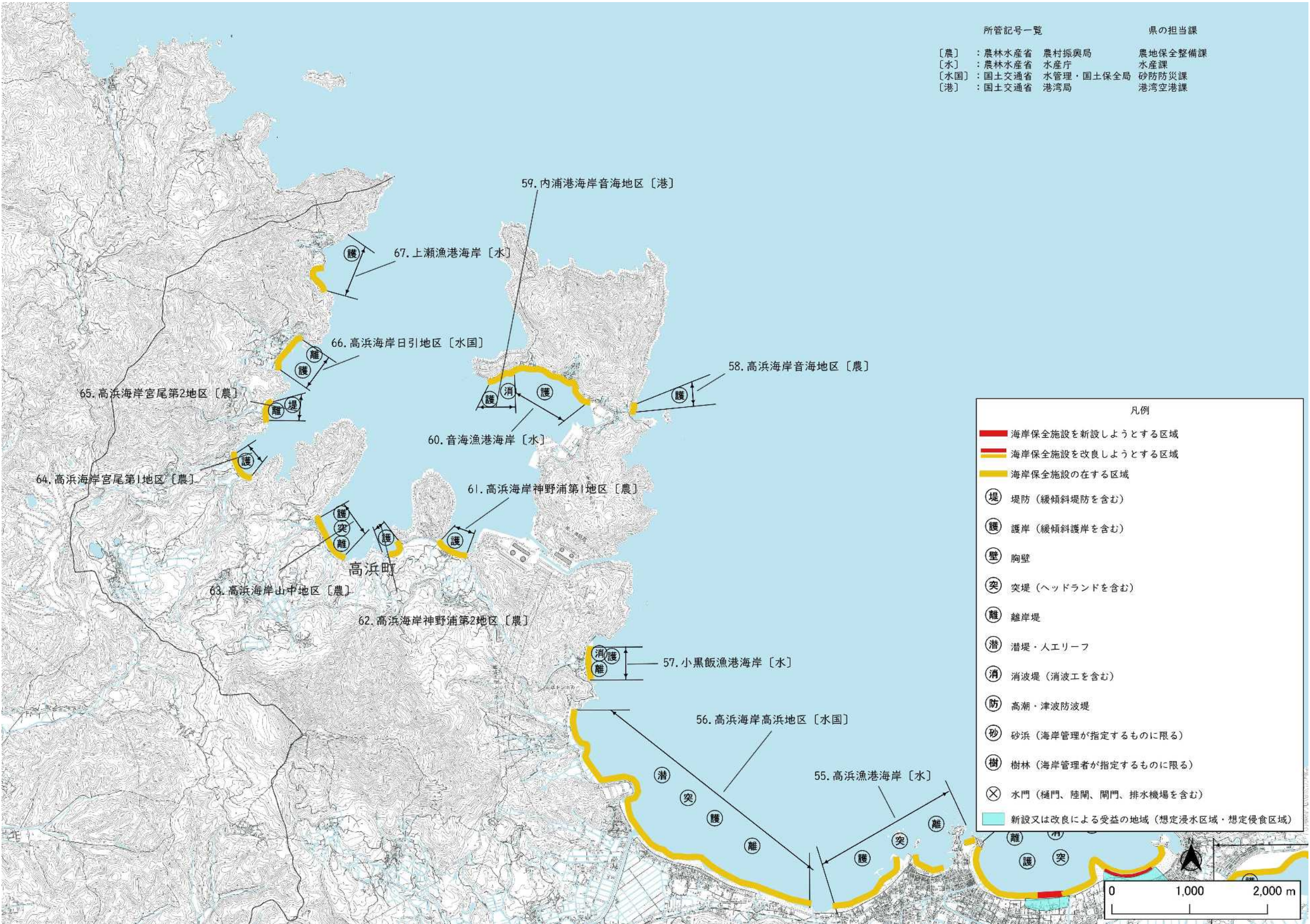
「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

2. 海岸保全施設の配置図(12/13)



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

2. 海岸保全施設の配置図(13/13)



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」